

「アジアにおける FTA の進行状況」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部 情報戦略グループ

《 目 次 》

1. FTAで広がる「企業のビジネス・チャンス」	2
2. アジア主要国における FTA 概観	3
3. 各エリア・各国別における FTA 進行状況	4
(1) ASEAN	4
① AFTA について	5
② AICO について	7
③ ASEAN-中国 FTA	8
④ ASEAN-日本 FTA	13
⑤ ASEAN-インド FTA	17
⑥ ASEAN-オーストラリア・ニュージーランド FTA	21
(2) シンガポール	22
① シンガポール-インド FTA	23
② シンガポール-米国 FTA	26
③ シンガポール-中国 FTA	26
④ シンガポール-湾岸協力会議(GCC) FTA	27
(3) タイ	30
① 日本-タイ経済連携協定	31
② タイ-オーストラリア FTA	37
(4) マレーシア	38
① 日本-マレーシア経済連携協定	39
② マレーシア-パキスタン経済緊密化連携協定	40
③ マレーシア-ニュージーランド FTA	43
④ マレーシア-インド包括的経済協力協定(MICECA)	43
(5) インドネシア	46
(6) ベトナム	48
① 日本-ベトナム経済連携協定	48
② 韓国-ASEAN FTA	50
(7) インド	51
○ 日本-インド経済連携協定	52
○ インド・タイ間の FTA における早期関税引き下げ品目	57

(8) オーストラリア	59
(9) 日本	60
(10) 中国	62
○ 中国-ニュージーランド FTA	64
(11) 台湾	67
○ 中国-台湾経済協力枠組協定 (ECFA)	67
(12) 韓国	71
(13) 環太平洋経済連携協定 (TPP)	72
(14) 日中韓 FTA	73
4. アジア進出日系企業への FTA のインパクト	74
5. FTA 関連用語	74
6. FTA 関連サイト	77

1. FTA で広がる「企業のビジネス・チャンス」

～ 世界規模での生産・販売戦略見直し、利益拡大に向けて、FTA 活用への関心高まる ～

日本企業が海外展開強化を進める中、自由貿易協定（以下、FTA）活用に関する関心が高まっている。最近の円高長期化により、日本からの輸出に各種 FTA 活用を考える企業からのお問合せが増えている他、中国における労働コストの上昇、人手不足を受けて、ASEAN への生産拠点の再配置や FTA の活用を考える企業の FTA 研究も進んでいる。

FTA を活用した地域統合の流れは、近年、アジアで加速してきた。さらに、環太平洋経済連携協定（TPP）に、2008 年の米国に続き、2011 年 11 月には日本が参加を表明したことで『日本・米国・オーストラリア間の関税率引き下げが数年内に行われる可能性』も高まっており、企業経営に大きなインパクトがあるだろう。（※TPP のインパクトについては 3.（13）ご参照）

また、アジアでの事業展開拡大を目指す企業が増加する中、ASEAN-中国 FTA、ASEAN-インド FTA、ASEAN-オーストラリア・ニュージーランド(CER)FTA の活用が本格化しており、ASEAN、中国に多くの販売・生産拠点を持つ日系企業の事業活動の選択肢が広がっている。

日本企業の関心が高まっているインドについても、日本との FTA が 2011 年 8 月に発効している。中国と台湾間の自由貿易協定（CEPA）も 2010 年 9 月に発効している。さらに、韓国と米国、韓国と EU との FTA が実施されていくことにより、日本企業が自社の台湾拠点、韓国拠点を輸出拠点として活用する動きが進んでいる。

まさに、FTA が契機となり、日系企業に『世界規模での生産・販売戦略見直し』が生じている。

○FTA 成立により生じる『事業機会と脅威』

FTA が締結されると締結国間の関税が引き下げられるため、当該国に進出している日系企業にとっては原料・部材調達価格の低下や製品輸出機会の拡大が生じる可能性がある。逆に関税が下がることで競争力のない産業は他国からの安価な製品流入の脅威に晒されることになる。また、FTA の締結

された地域の外に生産拠点がある場合、価格競争の面で不利になるリスクがある。

なお、FTAによる関税下げメリットを実際に享受するには、当該FTAにおける「原産地規則」を満たす必要がある。FTAによるメリットがあるかどうかを調べるには、輸出する製品について、①輸出国から輸入国への輸出時の輸入国側の「通常関税率」をチェックした後に、②「FTAにより適用される関税率」を調べ、両者を比較し、これに、③「原産地証明取得のコスト」も考慮することが必要である。本レポートでは、読者の方の利便性を考慮して、主要なFTAの詳細を参照できるウェブサイトアドレスや一部のFTAにおける早期関税引き下げ措置等の対象品目名も記載している。

2. アジア主要国におけるFTA概観

現在のアジア主要国におけるFTA進行状況は下表の通り。既に締結された●印のものに加え、交渉中のもの(◎)や研究中的もの(○)が増えている。

本表は、各国・各エリアのFTAの状況を横軸で見確認する形で作成している。

日系企業の経営にインパクトの大きいと考えられるASEANについては、ASEAN10カ国と日本のFTA、ASEAN10カ国と中国のFTAなどの進行状況を「ASEAN」の欄をご参照。

【アジアにおけるFTA進行状況】

	国名																					ASEAN		エリア名																										
	ASEAN	日本	インド	豪州	中国	台湾	韓国	香港	マカオ	NZ	パキスタン	スリランカ	米国	メキシコ	UAE	エジプト	モロッコ	シリア	クウェート	バーレーン	カタール	ヨルダン	ウクライナ	ロシア	チリ	ペルー	パナマ	コスタリカ	カナダ	アイスランド	スイス	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	SAFTA	BIMSTEC	GCC	CEU	EFTA	環太平洋	日中韓	SACU	メルコスール			
ASEAN(全体)	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
シンガポール	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
タイ	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
マレーシア	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
インドネシア	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
フィリピン	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ブルネイ	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ベトナム	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ミャンマー	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
カンボジア	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ラオス	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
日本	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
インド	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
豪州	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中国	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
台湾	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
韓国	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

※「●」はFTA締結済み。「■」は締結で合意。「◎」は交渉中。「○」は研究中。「×」は交渉中断。

※SAFTA=南アジア7カ国。バングラディシュ、ブータン、インド、モルジブ、ネパール、パキスタン、スリランカ。

※BIMSTEC=タイ、インド、ミャンマー、バングラディシュ、スリランカ、ブータン、ネパール。

※GCC=湾岸協力会議：サウジアラビア、オマーン、UAE、バーレーン、カタール、クウェート。

※CER=オーストラリア、ニュージーランド。

※EFTA=欧州自由貿易連合：European Free Trade Association。加盟国：スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン。

※環太平洋：環太平洋経済連携協定(TPP = Trans-Pacific Partnership Agreement)。当初4カ国ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールでスタート。このFTAについては、個別国のマスに●を記している。2008年9月に米国、2008年11月豪州とペルー、その後ベトナム、2010年10月にマレーシア、2011年11月に日本が参加を表明しており、交渉国は計10カ国になっている。

※SACU=南部アフリカ関税同盟：南アフリカ、スワジランド、ナミビア、ボツワナ、レソト。

※メルコスール=アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ。

3. 各エリア・各国別における FTA 進行状況

ここでは、ASEAN と各エリア・各国の FTA 進行状況をみたのち、ASEAN 諸国の中で、FTA 締結に積極的なシンガポール、タイを始めとする ASEAN 主要国の FTA 交渉の動向を整理している。合わせてインド、オーストラリア、日本、中国、台湾、韓国の各国・各地域との FTA 動向も記載した。

(1) ASEAN

ASEAN は域内の経済統合を進めてきた。ASEAN 加盟国間の FTA である AFTA は着実に進展しており、2010 年 1 月には原加盟 6 カ国の共通効果特惠関税 (CEPT) 対象品目の関税率は 0% になった。

【ASEANのFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況
ASEAN (AFTA)	締結済 1992年1月28日発効。 名称:「ASEAN自由貿易地域」(AFTA)。 ⇒原加盟6カ国のCEPT適用品目の関税撤廃を2010年に達成。 ⇒新加盟4カ国(ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア)の関税を原則2015年に撤廃。 ※原産地規則を2008年8月1日に緩和。「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上、または、関税番号変更基準(HS4桁)。(従来は、原則、「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。一部、関税番号変更基準だった。)
中国	締結済 2002年11月FTAの枠組みに基本合意。 ⇒農林水産物500品目の関税を2004年1月から引き下げ2006年1月ゼロに(アーリーハーベスト)。 2004年11月物の貿易に関わるASEAN中国FTA協定署名。 ⇒2005年7月1日からノーマル・トラック品目の関税下げ開始。 ⇒原加盟6カ国のノーマル・トラック品目の関税撤廃を2010年に達成。 ⇒新加盟4カ国(ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア)のノーマル・トラック品目の関税を2015年に撤廃。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
韓国	締結済 2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。 2005年12月基本合意。2006年5月関税引下げ品目で合意。 2007年6月からマレーシア、インドネシア、シンガポール、ベトナム、ミャンマーとの間で発効。 フィリピン、カンボジア、ラオス、ブルネイとは2007年内に発効。タイは韓国市場のコメ開放問題で署名が遅れたが2008年1月には交渉が完了した。 ⇒2010年までに90%の品目の関税を撤廃、2016年までに残り7%の品目の関税を0-5%に引き下げ。北朝鮮の開場工業団地等の経済特区での生産品100品目に優遇税率適用。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更基準(4桁)」。 (参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: http://www.aseansec.org/akfta.htm)
日本	締結済 2003年10月FTAの枠組みに基本合意。 ⇒2005年4月交渉開始。2007年5月物品貿易について原則合意(=大筋合意)した。 ⇒2007年11月経済連携協定(EPA)締結で最終合意。日本側は輸入額の9割の関税を即時撤廃。ASEAN原加盟6カ国は10年で9割以上の関税を撤廃。 ⇒2008年12月1日日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーで発効。2009年1月1日ブルネイ、2月1日マレーシア、6月1日タイ発効。 ※原産地規則は、原則「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更基準(4桁)」。 ※原産地規則の累積ルールが適用される。
インド	締結済 2003年10月FTAの枠組みに基本合意。2009年8月署名。2010年1月発効。 ⇒2010年1月タイ、マレーシア、シンガポール発効。2010年6月ベトナム発効。ブルネイも発効済。 ⇒段階的に関税率を0%に引き下げるノーマル・トラック品目に80%の品目が分類された。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%以上」と「関税番号変更基準(6桁)」を同時に満たすこと。
オーストラリア・ニュージーランド (CER)	締結済 2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。 2005年2月交渉開始。2009年2月署名。2010年1月発効。 (参照サイト=豪州政府ホームページ: http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/index.html)
EU	交渉中 2007年5月交渉開始で合意。2009年5月交渉中断。
日中韓	研究中 2009年8月 ASEAN+日中韓の13カ国による「東アジア自由貿易圏(EAFTA)」に関する研究報告。
日中間、印、豪、NZの16カ国	研究中 2009年8月 CEPEA(東アジア包括的経済連携)構想に関する研究報告。
GCC	研究中 2010年6月検討開始で合意。

(出所)各種報道、ASEAN事務局ホームページより三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成
※GCC=湾岸協力会議: サウジアラビア、オマーン、UAE、バーレーン、カタール、クウェート。

ASEAN は 2002 年以降、中国・日本・インドの 3 大国との FTA を締結した。特に、中国との関税引き下げは進んでおり、2010 年には、ASEAN 原加盟国 6 カ国と中国とのノーマル・トラック品目の関税率は 0% になった。

2009 年 8 月にはインドとの FTA でも合意し 2010 年 1 月に発効している。これにより、ASEAN を中心としたアジアにおける大自由貿易経済圏が 2010 年から 2016 年にかけて完成していく。2007 年 8 月 ASEAN 事務局長は「日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドとの FTA 締結に優先的に取り組んだ後、他地域との交渉に取り組む」という考え方を示している。

① AFTA について

ASEAN 自由貿易地域 (AFTA : ASEAN Free Trade Area) は、1993 年 1 月にマレーシア、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイの 6 カ国 (以下原加盟 6 カ国) の結ぶ共通効果特惠関税 (CEPT : Common Effective Preferential Tariff) 協定を基本にスタートした。

AFTA のコンセプトは、「ASEAN 域内の一国または複数国で付加価値の 40% 以上が生み出された製品 (※) を『ASEAN 製品』とし、CEPT 適用品目リスト (IL : Inclusion List) に組み込み関税を引き下げる」というもの。関税品目は、次の 5 つに分類される。

※ASEAN 各国間で計算方式にばらつきがある。付加価値の 40% (= 現地調達率 40%) についてタイのケースでは「FOB 価格に占める ASEAN 域外から調達した部材の割合が 60% を超えないもの」と定義して計算している。CEPT 活用のための申請にはフォーム D (原産地証明) を取得する必要がある。

【AFTA 関税品目分類】

① CEPT 適用品目 (IL : Inclusion List)	関税率を 5% 以下に引き下げる対象品目。 ASEAN 内での付加価値率 40% 以上。
② 一時的除外品目 (TEL : Temporary Exclusion List)	CEPT 適用品目への移行準備が整っていない品目。 一定期間内に CEPT 適用品目に移行する。
③ センシティブ品目 (SL : Sensitive List)	CEPT 適用品目への移行を弾力的に行う品目。 主に野菜・果実・穀類・肉類などの農産品が対象となる。
④ 高度センシティブ品目 (HSL : Highly Sensitive List)	原加盟 6 カ国について CEPT 適用品目への移行を 2010 年 1 月 1 日までとする未加工農産品。主にコメ関連品が該当する。
⑤ 一般的除外品目 (GEL : General Exclusion List)	関税率削減対象としない品目。防衛、人間や動植物の生命・健康の保護に関する品目。学術的、歴史的、考古学的価値のあるものの保護に関する品目。

ASEAN 事務局の発表によると原加盟 6 カ国の CEPT 適用品目のうち、2009 年時点で関税率 5% 以下のものが CEPT 適用品目数の 97.1% に達している。新加盟 4 カ国 (ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオス) の CEPT 適用品目のうち、2009 年時点で関税率 5% 以下のものが 93.2% に達している。また新加盟 4 カ国の関税対象品目数に CEPT 適用品目数が占める比率は 98.6% である。

【AFTAにおける関税引き下げの状況(2009年8月現在)】

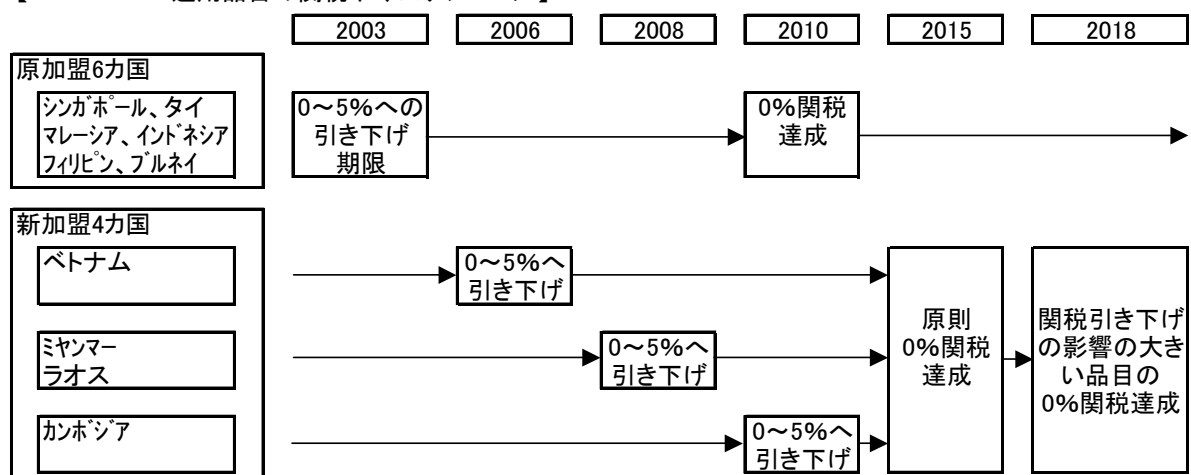
	総品目数	適用品目数 (IL)	関税率		一時的除外 品目数(TEL)	一般的除外 品目数(GE)	センシティブ・ 高度センシティブ 品目数(SL、HSL)
			関税率0%	関税率5%以下			
マレーシア	12,335	12,239	10,157	2,016	0	96	0
インドネシア	8,737	8,632	6,900	1,725	0	96	9
シンガポール	8,300	8,300	8,300	0	0	0	0
タイ	8,300	8,300	6,643	1,644	0	0	0
フィリピン	8,980	8,934	7,354	1,503	0	27	19
ブルネイ	8,300	8,223	7,239	984	0	77	0
原加盟6カ国	54,952	54,628	46,593	7,872	0	296	28
ベトナム	8,300	8,099	4,575	3,434	0	144	0
ミャンマー	8,300	8,240	4,992	3,248	0	49	11
カンボジア	10,689	10,537	755	7,784	0	98	54
ラオス	8,300	8,214	5,844	2,056	0	86	0
新加盟4カ国	35,589	35,090	16,166	16,522	0	377	65
ASEAN10合計	90,541	89,718	62,759	24,394	0	673	93

(出所)ASEAN事務局

CEPT 適用品目の0~5%への関税引き下げスケジュール(期限)は、原加盟6カ国が2003年、新加盟4カ国はベトナムが2006年、ミャンマー・ラオスが2008年、カンボジアが2010年。関税撤廃の時期は、原加盟6カ国が2010年、新加盟4カ国は2015年となっている。なお、新加盟国分については状況に合わせた例外措置が認められている。また新加盟国については、関税引き下げの影響が大きい品目について、引き下げの時期を2018年にすることが認められている。

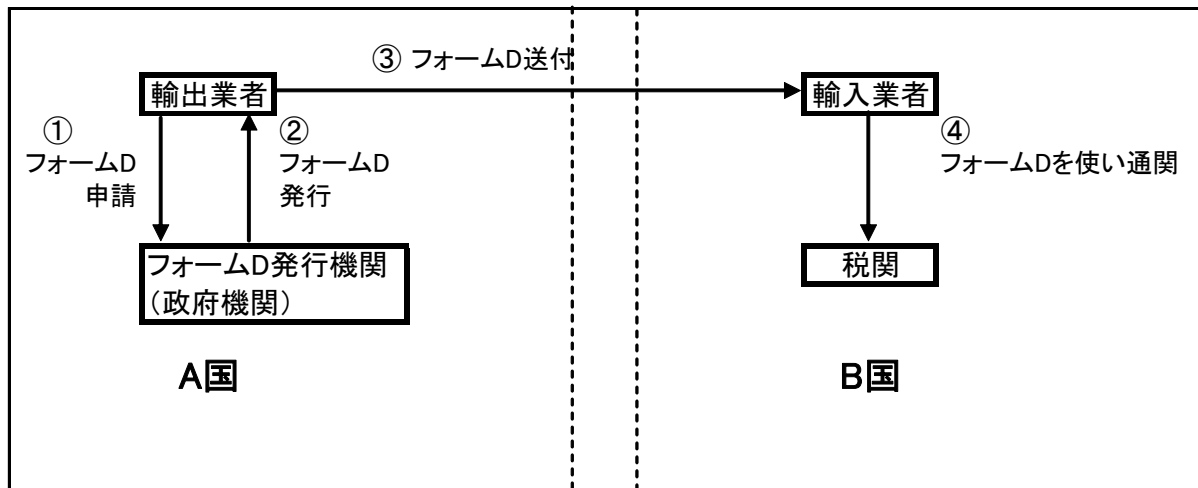
最近注目されたのは、2010年に原加盟6カ国のCEPT適用品目の関税が0%に引き下げられたことである。これに伴い、ASEAN進出企業には、ASEAN域内への輸出を強化しようという動きがみられた。例えば、タイに生産を集約し、ASEAN域内への輸出拠点にするといった動きが加速した。また、インドネシア・ベトナムに生産拠点を設置しASEAN域内に輸出する日系企業も増加している。

【AFTA: CEPT適用品目の関税下げスケジュール】



「CEPT を活用した ASEAN 域内取引」の ASEAN 域内総貿易量に占める比率は 2002 年時点でタイ 11.2%、マレーシア 4.1%と低かったが、足許増加傾向にある。CEPT 活用が進んでいない理由には以下がある。①企業側が手続きを知らない、②日本など ASEAN 域外から原材料を調達している場合は現地調達率 40%をクリアできない、③一般関税率の水準が既に CEPT の関税率と遜色ないほど低下している、④輸出企業については現地の投資管轄官庁から原材料や部品の輸入関税が免除されているケースがあり申請の必要がない、⑤申請、原産地証明(フォーム D)の取得に手間と時間がかかるので輸出金額が大きくないものは申請しない、⑥原産地証明申請に原価計算や生産工程を公開することを躊躇。

【フォームD(原産地証明)取得と利用の流れ】



(出所)ジェトロ・バンコク資料より作成

※フォームD申請に必要な書類は、コスト明細書・製造工程表などだが各国で異なる

② AICO について

AICO (ASEAN Industrial Cooperation : ASEAN 産業協力) は AFTA に先駆け ASEAN 域内の製造業のみを対象に 5%以下の低率関税を適用するスキーム。ASEAN で操業する企業間の協力促進による ASEAN の工業化を狙い 1996 年 11 月スタートした。次のような特徴がある。①対象となるのは製造業のみで全ての製造業種の原材料・中間製品・完成品が対象となる、②申請する企業の現地資本比率が 30%以上であること(1999 年 1 月から 2001 年末までは現地資本要件は一時的に撤廃)、③(明文化はされていないが)各企業単位で ASEAN 各国間の貿易バランスがとれていること、④AICO 申請は ASEAN 各国政府に個別に行うこと、⑤AICO スキームの利用により中間製品・完成品を製造する際には原材料・中間製品の輸入にも低率関税が適用されること、⑥同スキームで輸入された部品も国産化率計算の際にカウントできること。本スキームは 1998 年 2 月に初めての認可がなされた。導入当初は申請から認可まで 1 年以上必要なこともあった。現在も認可にはある程度の期間が必要。

2005 年 4 月時点の AICO スキーム認可件数は 129 件(自動車関連 115、電気・電子製品 7、食品加工 5、農業用機械 1、ガラス 1)。自動車・自動車部品関連が 89%を占める。これは高関税が課せられていた自動車関連産業が AICO スキームで低率関税メリットを享受しようとしたのが主因。その後、依然として高関税のマレーシア自動車関連の認可が増えた。

③ASEAN—中国 FTA (ACFTA = ASEAN—China Free Trade Area)

ASEAN との経済関係の緊密化を目指す中国からの積極的なアプローチにより、2002年11月にASEAN—中国経済連携協定が署名された。2003年10月からアーリーハーベスト（早期関税引き下げ）として、タイとの間で農林水産物（HS分類コード第1類～第8類）の関税下げが行われ、2004年1月からはその他諸国（フィリピンは2006年1月から）との間でも農林水産物の関税下げが行われた。当該品目の関税率は2006年に0%になっている。

2010年1月には、ASEAN原加盟6カ国—中国間のノーマル・トラック品目の関税率が0%になった。

本協定の対象分野は、モノの貿易（アーリーハーベストを含む）、サービス貿易、投資及び経済協力等を含む。

- A. ACFTAの設立は、中国及びASEAN原加盟6カ国（注1）については2010年までに、新規ASEAN加盟4カ国（注2）については2015年までに実現（自由化を完了）する。

（注1）ASEAN原加盟6カ国：ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ

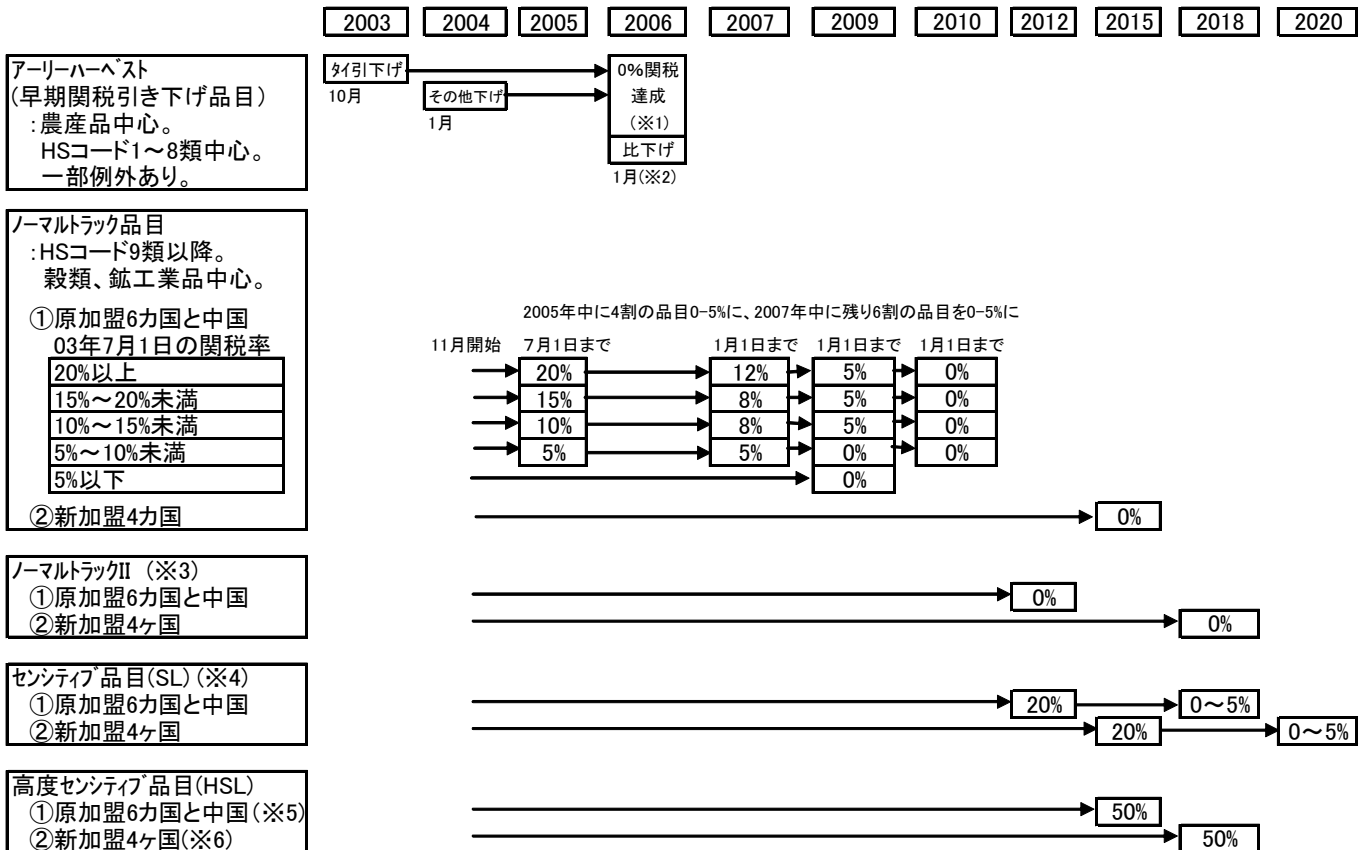
（注2）新規ASEAN加盟4カ国：カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム

- B. 関税の削減・撤廃の実施に当たっては、「通常分野（ノーマル・トラック品目）」と慎重な対応が必要な「例外分野（センシティブ品目[SL]）」に分け、通常分野は2005年から段階的に自由化を開始する。
- C. モノやサービスに関する自由化措置を前倒して実施するアーリーハーベストとして、農林水産品（HS分類コードの第1類～第8類：肉、魚介類、野菜、果物、酪農品など）の自由化を2004年1月1日までに先行実施する（ただし、アーリーハーベストからの例外品目や、HS第9類以降の品目をアーリーハーベストの対象に含める特別品目も一部存在する）。
- D. サービス分野は、相当な範囲を対象とした自由化を漸進的に行う。新たな規制は禁止。
- E. 投資の促進と、自由で透明な競争力ある投資ルールを目指し、投資規制の段階的緩和などを交渉。投資保護も規定。
- F. 中国はASEANのWTO非加盟国であるカンボジア、ラオス、ベトナムに最恵国待遇を与える。

関税引き下げのスケジュール

アーリーハーベスト対象品目については既に関税はゼロになっている。また、ノーマル・トラック品目も2005年に関税引き下げが開始されており、2007年にはさらに関税引き下げが実施された。自社の製品が関税引き下げ対象となっているノーマル・トラックに入っているかどうかは、http://www.aseansec.org/accfta_tif/annex_1.zip で確認可能。

【ASEAN－中国FTA：関税下げスケジュール】



※1: 例外品目あり＝マレーシア、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス
例外品目なし＝インドネシア、シンガポール、タイ、ブルネイ、ミャンマー

※2: 比＝フィリピン

※3: ノーマルトラック＝各国が選ぶ150品目以内の品目

※4: 400品目以下かつ輸入額の10%以下

※5: 高度センシティブ品目＝センシティブ品目の40%以下か100品目以内のいずれか少ない方

※6: 高度センシティブ品目＝センシティブ品目の40%以下か150品目以内のいずれか少ない方

※7: 各国のセンシティブ品目リストはASEAN事務局ウェブサイトFTA協定文3-2(B) Annex2参照。Http://www.aseansec.org/16646.htm

※8: 原産地規則はASEAN事務局ウェブサイトFTA協定文3-2(B) Annex3参照。Http://www.aseansec.org/16646.htm

現地調達比率は40%以上

(出所) ASEAN中国包括的経済協力枠組み協定、JETRO資料を基に三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

その他の品目については、段階的に関税が下がるが、関税引き下げ時期の遅いセンシティブ品目や高度センシティブ品目が多いため、鉱工業製品に関税引き下げメリットが出る時期は多くの品目で数年後。また、高度センシティブ品目に指定されている場合は50%の高関税が維持される。センシティブ品目は<http://www.aseansec.org/accftatiff/annex2.zip> で確認可能。

アーリーハーベスト（早期関税引き下げ）品目

アーリーハーベスト（早期関税引き下げ）品目となっているHSコード1～8類とは、穀類等を除く農林水産品。なお、国別に例外品目があり以下のサイトで確認できる。

<http://www.aseansec.org/13197.htm>

【ASEAN中国FTAのアーリー・ハーベストの対象となっているHSコード1-8類の品目(例外あり)】

		日本語	英語	
	類	分類	Chapter	Description
動物(生きているものに限る)及び動物性生産品	第1類	動物(生きているものに限る)	1	Live animals
	第2類	肉及び食用のくず肉	2	Meat and Edible Meat Offal
	第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	3	Fish
	第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	4	Dairy Produce
	第5類	動物性生産品(他の類に該当するものを除く)	5	Other Animals Products
植物性生産品	第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	6	Live trees
	第7類	食用の野菜、根及び塊茎	7	Edible Vegetables
	第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	8	Edible Fruits and Nuts

(出所)ASEAN事務局ホームページおよび実行関税率表(日本関税協会)より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

原産地規則(ROO: Rules of Origin)

ASEAN-中国FTAの対象品目となるためには「現地調達率 40%以上の付加価値基準」を満たす必要がある。また、この 40%の付加価値はASEANおよび中国での付加価値の総額(=累積)で計算される。このため、ASEAN域内で 40%の付加価値が要求されるAFTA(ASEAN自由貿易地域)の規定より使い勝手がよいとの見方がされている。輸出にあたっては、輸出国政府の認証機関から認証を得て、原産地証明書「フォームE」を入手する必要がある。原産地規則の詳細(計算式や申請書類)については、http://www.aseansec.org/acfta_tif/annex_3.zip ご参照。

【ASEAN-中国FTAにおける付加価値率の計算式】

$$\frac{\text{Value of Non-ACFTA materials} + \text{Value of materials of Undetermined origin}}{\text{FOB Price}} \times 100\% < 60\%$$

ASEAN-中国 FTA で仲介貿易が可能に

ASEAN、中国は ASEAN-中国 FTA において仲介貿易を認める「ASEAN-中国 FTA 第 2 物品貿易修正議定書」に 2010 年 11 月 2 日付で署名した。2011 年 1 月以降、準備の整った国から順次、適用可能となっている。仲介貿易は AFTA(ASEAN 自由貿易協定)では認められていたが、ASEAN-中国 FTA では認められておらず、日系企業から導入が切望されていた。

A. 今回の修正議定書で定義されている仲介貿易

仲介貿易には、ラインボイスとバックトゥバックがあるが、本議定書(原文)においては次のように規定されている。

(a) リンボイス (第 23 条で規定)

The Customs Authority of the importing party shall accept a Certificate of Origin (Form E) in cases where the sales invoice is issued either by a company located in a third country or by an ACFTA exporter for the account of the said company, provided that the product meets the requirements of the Rules of Origin for the ACFTA. The third party invoice number should be indicated in Box 10 of the Certificate of Origin (Form E), the exporter and consignee must be located in the Parties and the copy of the third party invoice shall be attached to the Certificated of Origin (Form E) when presenting to the Customs Authority of the importing Party. (※注：下線は筆者が引いた)

(b) バックトゥバック (第 12 条で規定)

バックトゥバックについては、ASEAN-中国 FTA の域外の国では行えないと読める (=ASEAN、中国以外では不可)。従って、シンガポールでは行えるが日本や香港では行えない可能性がある。なお、ASEAN-中国 FTA では、バックトゥバック用原産地証明書を Movement Certificate(MC) (=移動証明書)と呼んでいる。原文 (第 12 条) は以下の通り。

(a) The Issuing Authorities of the intermediate Party within the ACFTA may issue a Movement Certificate (MC), if an application is made by the exporter while the product is passing through the territory, provided that:

(i) the importer of the intermediate Party and the exporter who applies for the MC in the intermediate Party are the same;

(ii) a valid original Certificate of Origin (Form E) issued by the first exporting Party is presented;

(iii) information on the MC includes the names of the Issuing Authorities of the Party which issued the original Certificate of Origin (Form E), date of issuance and reference number. The FOB value shall be the FOB value of the products exported from the intermediate Party; and

(iv) the total quantity of the products covered in the MC Does not exceed the total quantity of the products covered in the original Certificate of Origin (Form E).

(b) In the case of China, the MC shall be issued by Customs Authority. In the case of ASEAN Member States, the MC shall be issued by the Issuing Authorities.

(c) The validity of the MC shall have the same end-date as the original Certificate of Origin (Form E).

(d) The product which is to be re-exported using MC shall be under control of the Customs Authority of the intermediate Party, except for repacking and logistics activities consistent with Rule 8 of the Rules of Origin for the ACFTA.

(e) The verification procedure in Rule 18 shall also apply to the MC. In particular, the Customs

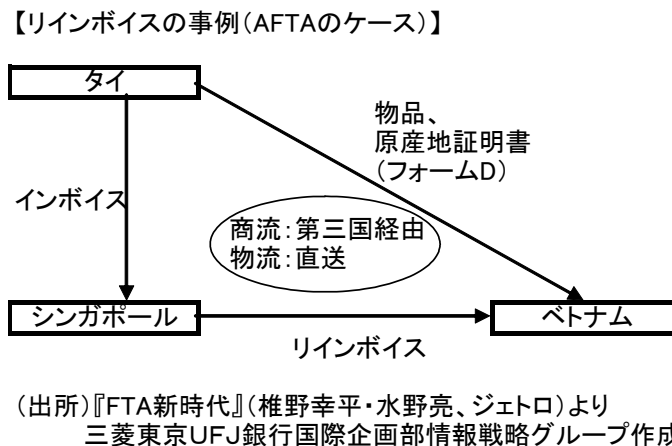
Authority of the importing Party may request simultaneously the original exporting Party and the intermediate Party to provide information regarding the original Certificate of Origin (Form E) and the MC respectively, such as the first exporter, last exporter, reference number, description of the produces, country of origin and the port of discharge, within thirty (30) days form the date of receipt of the request as the case maybe. (※注：下線は筆者が引いた)

B. リインボイスとバックトゥバックについて

リインボイス、バックトゥバックといった3つの国を書類やモノが経由する輸出形態は、AFTAでは認められている。ASEAN-中国 FTA では認められていなかったもの。

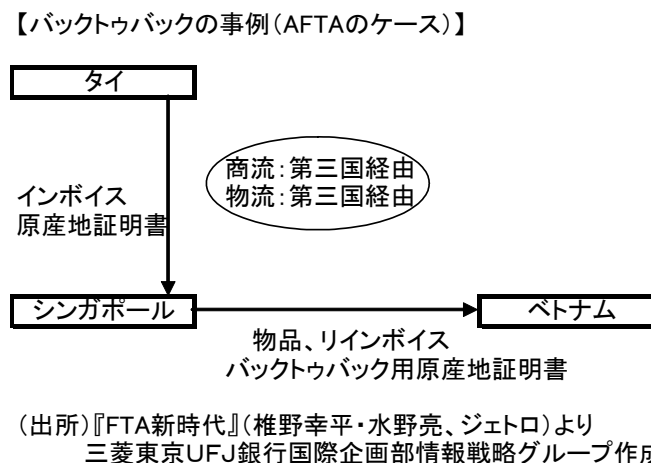
(a) リインボイス

生産国とは異なる第三国にある本社や地域統括会社などから、インボイスを発行する商流形態。原産地証明書は生産国において発行され、モノは直送。アジアでいえば、地域統括会社が多いシンガポールや日本本社などからリインボイスが出されることが多い。



(b) バックトゥバック

3カ国以上が加盟するFTAで生じるもので、リインボイスに加えて、モノと原産地証明書も第三国経由で輸出される形態。原産地証明書は生産国(マレーシアなどの締約国)が発行した証明書に基づき、第三国(シンガポールなど)がバックトゥバック原産地証明書を発行する。



(ご参考) 仲介貿易を明示的に認めている FTA の協定文

以下の FTA では、仲介貿易が明示的に認められている。

	FTA	条文	条文根拠
ラインボイス	日本・タイ	The customs authority of the importing Party may accept a certificate of origin in cases where the invoice is issued by either a natural person or a juridical person located in a non-Party.	Operational Procedures referred to in Chapter 2 (Trade in Goods) and Chapter 3 (Rules of Origin), Section 2 Rules of Origin, Rule 7
	日本・マレーシア	The relevant authority of the importing Country may accept a certificate of origin in cases where the invoice is issued either by a natural person or legal person located in a third State, provided that the good qualifies as an originating good of the exporting Country.	Operational Procedures referred to in Chapter 3 (Rules of Origin), 1. Certificate of origin (COO), Rule 7
	AFTA	Relevant Government authorities in the importing Member State shall accept Certificates of Origin (Form D) in cases where the sales invoice is issued either by a company located in a third country or by an ASEAN exporter for the account of the said company, provided that the product meets the requirements of the Chapter 3 of this agreement. (以下略)	Operational Certification Procedure for the rules of origin under chapter 3, Article 23
バックトゥバック	AFTA	The issuing authority of the intermediate Member State may issue a back-to-back Certificate of Origin if an application is made by the exporter, provided that: (以下略)	Operational Certification Procedure for the rules of origin under chapter 3, Article 11
	ASEAN・韓国	The issuing authority of the intermediate Party may issue a back-to-back Certificate of Origin, if an application is made by the exporter while the good is passing through its territory, provided that: (以下略)	Operational Certification Procedures for the rules of origin, Rule 7.2.
	ASEAN・日本	Notwithstanding paragraph 5 of Rule 2, where an originating good, for which a CO (hereinafter referred to in this paragraph as "original CO") was issued by the competent governmental authority or its designees of the exporting Party, is to be exported from the importing Party to another Party, the competent governmental authority or its designees of the importing Party may issue a back-to-back CO as a new CO for the originating good, if a request is made by the exporter in the importing Party or its authorised agent with presentation of the valid original CO.	Operational Certification Procedures, Rule 3.4. (a)
	ASEAN・豪州・NZ	An Issuing Authority/Body of an intermediate Party shall issue a back-to-back Certificate of Origin, if an application is made by the exporter while the good is passing through that intermediate Party, provided that: (以下略)	Operational Certification Procedures, Rule 10
	ASEAN・インド	the Issuing Authority of the intermediate Party may issue a back-to-back AFTA Certificate of Origin if an application is made by the exporter of that Party while the product is passing through that Party's territory,	Operational Certification Procedures for the rules of origin for the ASEAN-INDIA free trade area(AFTA) Article 11

[資料]各FTA協定書から作成

(出所)『FTA 新時代』(椎野幸平・水野亮、ジェトロ)より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

④ASEAN—日本 FTA (ASEAN—日本 EPA = AJCEP)

ASEAN と日本は、2003 年 10 月に FTA の枠組みに基本合意し、2005 年 4 月から交渉を開始した。2007 年 5 月、物品貿易について原則合意(=大筋合意)した。2008 年 3 月 28 日、日本政府は閣議において「日本 ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP: ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership)」の署名に関する決定を行った。AJCEP により、日本は ASEAN からの輸入額の 90% を占める品目の関税を即時撤廃し、10 年以内にその比率を 93%まで引き上げる。ASEAN6 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)については、日本からの輸入額および品目数の 90%以上について 10 年以内に関税撤廃する。

A. AJCEP の概要

2009 年財務省貿易統計によると、日本の貿易相手国として、ASEAN 地域は中国に次いで第 2 位である。(1 位中国 2,322 億米ドル、2 位 ASEAN1,584 億米ドル、3 位米国 1,527 億米ドル)。また、貿易額も年々増加している。日本は ASEAN の個別国とは、二国間 EPA (経済連携協定)をシンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、ブルネイ、インドネシア、ベトナムと締結発効済み。

今回のAJCEPはASEAN地域全体（10 カ国）との経済連携を強化することを狙ったもの。日系企業へのメリットとしては、二国間EPAでカバーされない貿易の自由化、日本及びASEAN地域における原産地規則の累積ルールの適用がある。AJCEPにおける物品貿易自由化は、以下の過程で進む。

- a. ASEAN 原加盟 6 カ国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）においては、日本からの輸入額および品目数の 90%以上について、10 年以内に関税撤廃
- b. ベトナムは日本からの輸入額または品目数の 90%以上について 15 年以内に関税撤廃
- c. CLM（カンボジア、ラオス、ミャンマー）は、日本からの輸入額または品目数の 85%以上について 18 年以内に関税撤廃
- d. 日本側は ASEAN 全体からの、
 - (a) 輸入額の 90%以上にあたる品目を協定発効後即時に関税撤廃
 - (b) 輸入額の 92%以上にあたる品目を 5 年以内に関税撤廃
 - (c) 輸入額の 93%以上にあたる品目を 10 年以内に関税撤廃

なお、今回の AJCEP における ASEAN 側の自由化率（＝関税削減撤廃品目の比率）は、日本と ASEAN 各国との二国間経済連携協定（EPA）における自由化率（90～99.9%[国によって異なる]）より低いため、品目によっては二国間 EPA のみで関税の削減、撤廃が行われるケースもある点には留意が必要である。

B. AJCEP のポイント

今回の AJCEP のポイントは以下の 3 点が挙げられる。

a. 原産地規則の累積ルールの適用

AJCEPでは日本及びASEAN域内における原産地規則の累積ルールが認められることから、原産品の認定を得やすくなり、日本及びASEAN域内における貿易の更なる活発化が期待できる。

AJCEP における原産地規則は、①全締約国（11 カ国）に等しく適用される共通原産地規則方式、②一般原則として付加価値 40%又は関税番号 4 桁変更（並存ルール）、③上記一般原則を適用しない品目については、その特性に応じて個別品目別規則を規定している。

原産地規則の累積ルールとは、締約国 A の原産品が締約国 B で生産される製品の材料として使用される場合に、その原産品が締約国 B の原産材料とみなされることをいう。今回の AJCEP には累積ルールがあることから、日本及び ASEAN で生み出された付加価値の合計が 40%を超えることで、原産品として認定されることが可能となる。

これにより、日本国内で生産する高付加価値の部品を用いた ASEAN 内での製品生産について、関税率削減のメリットを享受することが可能となる。

b. 後発 ASEAN 諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー）まで含めた広域にわたる関税の撤廃

AJCEP では後発 ASEAN 諸国を含めて EPA が適用されるため、ASEAN 諸国内で日本との EPA が適用される国と適用されない国が混在することはない。

例えば、日本で高付加価値部品を生産し、ASEAN 域内で製品に加工して ASEAN 域内に

供給する生産ネットワーク構築が進展している電気・電子分野については、大部分の国で基本的に 10 年以内に関税が撤廃される。個別例では、薄型テレビは ASEAN7 カ国で 10 年以内に関税撤廃。薄型テレビモジュール（薄型テレビのパネルに部品を組み込んだもの）も ASEAN8 カ国で 10 年以内に関税撤廃（現行の関税率は表 3 ご参照）。また、日本製の自動車ノックダウン部品などを用いて組み立てられた完成車やエンジンなどが ASEAN 域内を低関税で流通することが見込まれる。

c. 手続きコストの低減

これまで二国間 EPA では、同一品目を日本から ASEAN の複数の国に輸出する場合、それぞれの EPA に基づき日本商工会議所で原産地審査を行い、それぞれについて原産地証明書を取得する必要があった。AJCEP の場合、原産地審査で一度「日本製品」と認定されれば、ASEAN10 カ国すべての国で、特惠関税での輸出が可能となるなど、手続きコストの低減、簡素化が期待できる。

《ご参考》

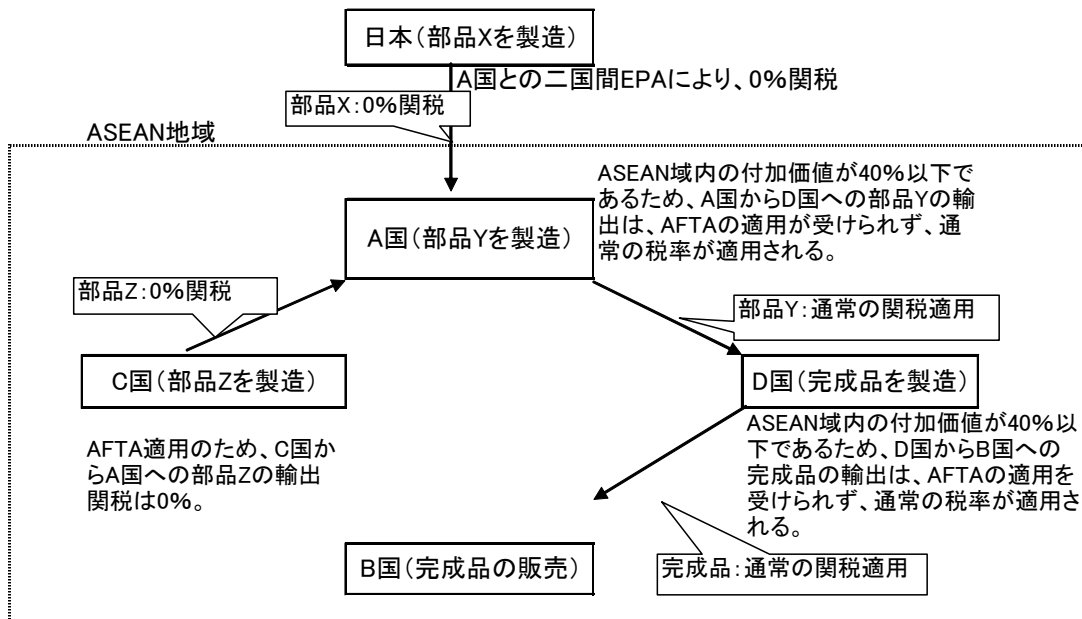
日本、ASEAN包括経済連携協定における原産地規制の累積ルール適用のメリット

《前提条件》

薄型テレビパネルを製造。日本での部品生産における付加価値が60%以上、C国から部品Zを調達し、A国で薄型パネルの部品Yを製造、D国にて組立、B国に完成品を輸出している。

AJCEP締結前

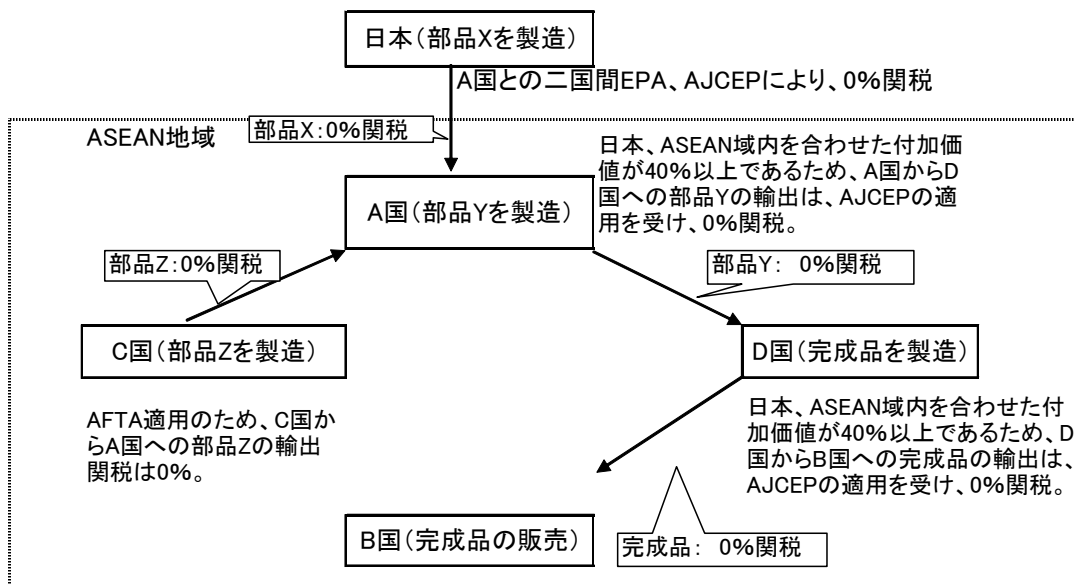
AFTA及び二国間EPAのみ適用した場合



* ASEAN域内での付加価値が40%未満の製品はAFTA(アセアン自由貿易地域)による関税撤廃の対象とならない。

AJCEPの締結後

AFTA及び二国間EPA、AJCEPを適用した場合



(出所) 財務省ホームページより三菱東京UFJ銀行国際企画情報戦略グループ作成

C. その他の AJCEP のポイント

- ・ 投資およびサービスに関する自由化の取組み。
- ・ 知的財産分野・農林水産分野（違法伐採を含む）について、重要分野として協力を約束。
- ・ ASEAN 共通投資環境構想…ASEAN 地域統合の取組みについて投資家の評価視点を導入、投資家の意見を反映させた政策立案プロセスの構築。
- ・ 国際物流競争力パートナーシップ…産業界ニーズに応じたソフト・ハードインフラ整備、輸出入通関手続き効率化に向けた協力。
- ・ ASEAN ブランドプロジェクト（一村一品支援活動の応用）…CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）を中心とした ASEAN の中小企業および地場産業の競争力強化による国際市場への参入支援。

⑤ASEAN－インド FTA

ASEAN とインドの FTA については 2003 年 10 月に枠組みで基本合意し、2006 年 1 月から関税引き下げを開始する予定であったが、原産地規則について ASEAN 側が「付加価値ベースで 40% 以上」、インド側は「関税番号変更基準」を主張した他、関税率引き下げにより、ASEAN からインドへの「茶、コーヒー、コショウ、パーム・オイル」などの輸出が加速することでインド国内の農民が深刻なダメージを受けることが懸念されているのがネックとなり交渉が長期化した。

A. ASEAN インド FTA 締結

2008 年 8 月 13 日、ASEAN とインドは、バンコクでの経済閣僚会議開催時に、自由貿易協定 (FTA) に署名した。FTA は 2010 年 1 月 1 日に発効し、関税率の引き下げが始まった。2013 年 12 月 31 日にはインド、タイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ブルネイについて ASEAN・インド自由貿易圏が成立し、残りの ASEAN 諸国についても 2018 年 12 月 31 日に成立する。

B. 原産地規則 ～ローカルコンテンツ 35%以上＋関税番号変更（6 桁）～

本協定では、関税コード対象となる 5,000 品目のうち 90%の品目がカバーされている。原産地規則 (Rule of origin) については、「現地調達比率要件（ローカルコンテンツ）」と「関税番号変更要件（タリフジャンプ、HS コード 6 桁）」を同時に満たすことが必要条件となっている。現地調達比率要件は『35%』である。シンガポール・インド間の FTA (CECA) の 40%プラス関税番号変更要件と比べて緩やかな条件となっている。しかし、ASEAN－インド FTA では、関税番号変更要件も同時に満たすことが必要なため、AFTA（＝現地調達比率要件 40%）と比較すると、使いにくい FTA となっている。

C. 関税引き下げ品目のグルーピング

a. ノーマル・トラック

関税引き下げ品目のうち、関税率が段階的に 0%まで引き下げられるノーマル・トラックの 1 と 2 に、品目数ベースで 80% (貿易額ベースで 75%) の品目が分類されている。

b. センシティブ・トラック

関税率が段階的に 5%まで引き下げられるセンシティブ・トラックには 10%の品目が

分類されている。

c. スペシャル・トラック

ASEAN 加盟国にとって重要な輸出品である 5 つの品目（パーム・オイル[crude palm oil と refined palm oil]、コーヒー[coffee]、胡椒[pepper]、茶[tea]）については別途、スペシャル・トラックでの関税引き下げスケジュールを設定している。

D. 関税引き下げスケジュールについて

前述の ASEAN 事務局のホームページから一部品目の関税引き下げスケジュールを以下の通り抜粋した。

自動車のように、関税率が下がらないものもあるが、かなりのスピードで関税率の低下が進む品目もある。

表1.【インド側の個別品目の関税引き下げスケジュールの例（フィリピンを除く対ASEAN9カ国）】 (%)

HSコード 品目名	分類	2007	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019		
		MFN	1.1	1.1	1.1	1.1	2014末	1.1	1.1	1.1	2016末	1.1	1.1	1.1
0203.12.00 ハム	NT-1	30	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	
0207.24.00 鶏肉 (カットしていないもの)	NT-1	30	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	
0406.30.00 プロセス・チーズ	NT-1	30	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	
0709.20.00 アスパラガス	NT-1	30	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	
1604.15.00 サバ	NT-2	30	25	20	15	13	13	11	8	5	0	0	0	
3102.21 硫酸アンモニウム	NT-1	5	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
7201.20.00 非合金鉄鉄	NT-1	10	7.5	5	5	2.5	0	0	0	0	0	0	0	
8508.11.010 真空式掃除機 電池内蔵式のもの	NT-2	10	7.5	6	5	4	4	3	2	1	0	0	0	
8508.11.090 真空式掃除機 その他のもの	NT-2	10	7.5	6	5	4	4	3	2	1	0	0	0	
8509.40.10 食物用グラインダー、 食物用ミキサー	ST	10	9	8	7	7	7	6	6	5	5	5	5	
8703.22等 自動車	EL	100	関税下げなし											
8711.30.10 スクーター エンジン250cc～500cc	ST	100	30	26	23	20	20	16	13	9	5	5	5	5
8711.30.20 オートバイ エンジン250cc～500cc	ST	100	30	26	23	20	20	16	13	9	5	5	5	5
9101.11.000 腕時計：機械式表示部 のみを有するもの	NT-1	10	7.5	5	5	2.5	0	0	0	0	0	0	0	

(出所)ASEAN事務局資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

※MFN=最恵国待遇。

※NT-1=ノーマル・トラックの1。NT-2=ノーマル・トラックの2。ST=センシティブ・トラック。EL=例外品目。

表2.【関税引き下げの全体スケジュール】

分類	対象国	関税引き下げ達成時期等
ノーマルトラック1(NT-1) ※品目ベースで80%	インドとタイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ	2013年末までに関税撤廃
	インドとフィリピン	2018年末までに関税撤廃
	インドとCLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)	
	インド側	2013年末までに関税撤廃
	CLMV側(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)	2018年末までに関税撤廃
ノーマルトラック2(NT-2) ※品目ベースで10%	インドとタイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ	2016年末までに関税撤廃
	インドとフィリピン	2019年末までに関税撤廃
	インドとCLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)	
	インド側	2016年末までに関税撤廃
	CLMV側(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)	2021年末までに関税撤廃
センシティブトラック(ST) (関税率を5%まで引き下げる)	インドとタイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ	2016年末までに関税率を5%まで下げる
	インドとフィリピン	2019年末までに関税率を5%まで下げる
	インドとCLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)	
	インド側	2016年末までに関税率を5%まで下げる
	CLMV側(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)	2021年末までに関税率を5%まで下げる
スペシャル・プロダクト(5品目)	後述。インド側の5品目	
高度センシティブリスト(HSL) (関税率を当初MFNの半分に下げる)	カテゴリー1:タイ、マレーシア、インドネシア	2019年末までに関税撤廃
	カテゴリー2:フィリピン	2022年末までに関税撤廃
	カテゴリー3:カンボジア、ベトナム	2024年末までに関税撤廃
例外品目(EL)	関税引き下げ対象とはしない。品目は毎年見直し	

(出所)ASEAN事務局資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

表3.【インド側のスペシャル5品目の関税引き下げスケジュール】

(%)

品目名 英語	品目名	2007 MFN	各年の1月1日までに引き下げる関税率										
			2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2019.12.31
CPO	パーム・オイル crude palm oil	80	76	72	68	64	60	56	52	48	44	40	37.5
RPO	パーム・オイル refined palm oil	90	86	82	78	74	70	66	62	58	54	50	45
Coffee	コーヒー	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45
Black Tea	紅茶	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45
Pepper	胡椒	70	68	66	64	62	60	58	56	54	52	51	50

(出所)ASEAN事務局資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

E. ASEAN－インド FTA に関するご質問と回答

以下は、ASEAN－インド FTA に関連しよく質問を受ける項目と回答である。

Q1. 当社のタイ工場における製造品目の関税引き下げスケジュールを確認したいのですが、どのようにすればよいでしょうか？

A1. 貴社の製品の関税引き下げスケジュールは、以下のように確認できます。

(1) 貴社の製品のHSコード（関税コード）を確認します。本コードは輸出ご担当の部署の方等をご存知のケースが多いです。

(2) ASEAN事務局の以下のURLのホームページにアクセスします。

<http://www.aseansec.org/22563.htm>

(3) インド側の関税引き下げスケジュールを確認したい場合は、上記ホームペー

ジの一番下の「India to ASEAN 5 + CLMV」をクリックします。

(4) PDFファイルが開きますので、そのPDFファイルの左から2番目のHSコードの欄を見て、自社の製品に該当するものの関税率引き下げスケジュールをチェックします。

- Q2. 原産地規則を満たすための条件に「関税番号変更要件（タリフジャンプ）」とありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。
- A2. 関税番号変更要件とは、「原材料・部品の関税分類から最終製品の関税分類が一定以上変更されていれば最終製品を当該国の原産品と認めるもの」です。
今回の FTA では、at least change in sub-heading (CTSH) level とありますので、例えば、HS コードが、9401.71 のものについては、加工後は、これ以外の HS コードに分類されるものになる必要があります。

F. ASEAN－インド FTA に関する参考サイト

ASEAN 事務局ホームページ

<http://www.aseansec.org/22563.htm>

インド政府 商工業省ホームページ

http://commerce.nic.in/pressrelease/pressrelease_detail.asp?id=2461

シンガポール政府 IE シンガポール・ホームページ

<http://app.mti.gov.sg/default.asp?id=148&articleID=19541>

⑥ASEAN－オーストラリア・ニュージーランド FTA (AANZFTA)

ASEAN とオーストラリア・ニュージーランドの間の FTA は、2009 年 2 月に署名し、2010 年 1 月に発効した。本 FTA はオーストラリアにとっては初めての多国間 FTA である。

参考サイト：オーストラリア政府ホームページ

<http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/index.html>

ASEAN 事務局ホームページ

<http://www.aseansec.org/22258.htm>

(2) シンガポール …FTA サイトは <http://www.iesingapore.gov.sg/wps/portal/FTA>

シンガポールは、工業国であり関税率が低いことから、FTA 交渉が行いやすい立場にある。アジア通貨危機後、ASEAN が経済的に地盤沈下することを恐れたシンガポールは、2000 年後半以降 ASEAN 域外の各国との二国間 FTA 交渉を積極化させている。

【シンガポールのFTAへの取組み】(その1) 除くAFTA

相手国・エリア	交渉進展状況	
ニュージーランド	締結済	2000年11月「ニュージーランド・シンガポール経済連携緊密化協定」(ANZSCEP)に署名。2001年1月発効。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
日本	締結済	2002年1月「日本・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)」に署名。2002年11月発効。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部は「現地調達比率(=累積付加価値比率)60%以上」と選択可。
欧州自由貿易連合(EFTA)(※1)	締結済	2002年2月「EFTA・シンガポール協定(ESFTA)」に署名。2003年1月発効。
オーストラリア	締結済	2003年2月「シンガポール・オーストラリアFTA(SAFTA)」に署名。2003年7月発効。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)50%以上または30%以上」。
米国	締結済	2003年5月「米国・シンガポール自由貿易協定(USSFTA)」に署名。2004年1月発効。 ⇒シンガポールから米国への輸出品78.7%の関税を撤廃。4年以内に92%に拡大。 米国からシンガポールへの全輸出品の関税を撤廃。 ⇒米国はシンガポールから米系金融機関への市場開放や医療用ガム解禁を引き出した。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%~60%以上(主にエレクトロニクス製品)」、「関税番号変更基準」。
インド	締結済	2003年5月交渉開始。2005年6月締結。8月発効。包括的経済協力協定(CECA)。 ⇒シンガポールは即時全品目の関税撤廃。 ⇒インドは即時506品目の関税撤廃。2005年8月から2009年4月に2,202品目の関税撤廃。2,407品目の関税を5割削減。 2008年1月15日改定し関税引き下げ範囲拡大。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」と「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
韓国	締結済	2003年3月共同研究を開始。2004年2月交渉開始。2006年3月発効。 ⇒シンガポールは即時全品目の関税撤廃。 ⇒韓国は6,724品目、輸入額の59.7%の関税を即時撤廃。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部「現地調達比率(=累積付加価値比率)」。
ヨルダン	締結済	2003年6月交渉開始に合意。2005年8月締結。 ⇒ヨルダンは協定発効後10年以内にシンガポールからの輸出品97.5%の関税を撤廃、シンガポールはヨルダンからの全輸入品の関税を撤廃予定。
パナマ	締結済	2006年3月調印。2006年7月発効。
太平洋4カ国(※2) (TPP=Trans-Pacific Partnership Agreement)	締結済	環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)。 2006年5月ニュージーランド発効。7月ブルネイ発効。11月チリ発効。 2008年3月米国が投資・金融サービス交渉に参加。2008年9月米国が包括的参加交渉立ち上げを発表。2008年11月豪州、ペルーが交渉参加を表明。
ペルー	締結済	2006年2月交渉開始。2007年9月基本合意。2008年5月締結。2009年8月発効。
中国	締結済	2006年8月交渉開始。2008年10月調印。2009年1月発効。 ⇒中国側は2010年1月1日時点で95%の品目の関税を撤廃。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
コスタリカ	締結済	2008年12月交渉開始。2010年4月6日署名。2011年上期発効予定。 コスタリカは発効後即時90.6%の品目の関税を撤廃。 ※原産地規則は「現地調達比率35%以上」、または「関税番号6桁変更基準」。
湾岸協力会議(GCC)(※3)	交渉中	2006年11月交渉開始で合意。2008年12月調印。GCC諸国の批准待ち。

(出所)各種報道、シンガポール政府ホームページより三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

※1. EFTA: スイス、リヒテンシュタイン、ノル웨이、アイスランド

※2. 太平洋4カ国(SEP): ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール

※3. GCC6カ国: アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート

【シンガポールのFTAへの取組み】(その2)

相手国・エリア	交渉進展状況	
メキシコ	交渉中	2000年7月交渉開始。
カナダ	交渉中	2002年1月交渉開始。2007年8月第8回交渉。
スリランカ	-	2003年10月協議開始。包括的経済協力協定(CEPA)。
バーレーン	交渉中	2003年10月 2004年半ばの交渉開始で合意。
エジプト	交渉中	2006年11月交渉開始。
パキスタン	交渉中	2004年4月シンガポール政府が協議開始の意向を示す。2005年8月交渉開始。
ウクライナ	交渉中	2007年5月交渉開始。
モロッコ	交渉中	2007年1月交渉開始で合意。
EU	交渉中	2009年12月交渉開始で合意。2010年3月交渉開始を発表。2011年6月第6回交渉。

(出所)各種報道、シンガポール政府ホームページより三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

①シンガポールーインド FTA (CECA=Comprehensive Economic Cooperation Agreement)

シンガポール進出企業にとって、注目度の高い FTA はインドとの間の二国間 FTA である。本 FTA は 2005 年 8 月に発効した。シンガポールでは CECA(シーカ)と呼ばれている。モノの関税引き下げに加え、サービス貿易、投資、人の移動などもカバーされた協定となっている。本 FTA はインドが ASEAN の国と結んだ初めての FTA である。

A. 物品市場アクセス (モノの貿易)

シンガポール側は協定発効と同時に全品目の関税を撤廃した。新たにビールなど酒類 6 品目の関税率が 0%になった。

インド側は、

- アーリーハーベスト : 506 品目の関税を協定発効(2005 年 8 月 1 日)と同時に撤廃。
- 関税撤廃品目 : 2005 年 8 月 1 日から 2009 年 4 月 1 日の間に 2, 202 品目の関税を撤廃。
- 関税削減品目 : 2005 年 8 月 1 日から 2009 年 4 月 1 日の間に 2, 407 品目の関税を 5 割削減。
- ネガティブリスト : 残りの 6, 551 品目は関税引き下げの対象外とする。

という対応を行った。

b. と c. の関税引き下げスケジュールは以下の表の通り。協定の Annex2A にインド側の関税引き下げ品目に関する記載がある。エレクトロニクス製品(HDD、LCD など)は多数 a. に入っているが、元々インド側の関税率が低い。化学品は、b.、c.、d. に含まれている。

詳細は下記、シンガポール政府ホームページご参照。①が P2-13、②が P14-78、③が P79-148、④が P149- に掲載されている。

http://www.iesingapore.gov.sg/wps/wcm/connect/resources/file/ebc35041914ff97/ceca_annex2a.pdf?MOD=AJPERES

【CECAにおけるインド側の関税引き下げスケジュール(引下げ比率)】

	2005年8月1日 から	2006年4月1日 から	2007年4月1日 から	2008年4月1日 から	2009年4月1日 から
②関税撤廃品目 Phased Elimination List	10%	25%	50%	75%	100%
③関税削減品目 Phased Reduction List	5%	10%	20%	35%	50%

本協定における原産地規則は、①現地調達比率（ローカルコンテンツ）40%以上、②関税分類変更（タリフジャンプ）がHSコード4桁で行われていること、の2つの要件を満たすことが条件となっている。①については、直接計算方式、間接計算方式のどちらで計算してもよい。

【直接計算方式】Direct Method	
$\frac{\text{締結国で調達した材料費} + \text{直接労務費} + \text{直接共通経費} + \text{利益}}{\text{FOB価格}} \times 100 \geq 40\%$	
【間接計算方式】Indirect Method	
$\frac{\text{締結国以外で調達した材料費}}{\text{FOB価格}} \times 100 \leq 60\%$	

B. 投資

インド側は22項目（製造業の大半）に該当する外国投資に、内国民待遇の供与と、外資100%までの出資を認める。また、投資の保護を目的として、国家緊急時の保証、送金の自由、裁判を受ける権利等を定めた。シンガポール側の利点は、インドにおける規制がCECAによって固定され、今後の規制の変更による不利益をこうむるリスクがなくなったこと。

二重課税防止に関しては技術サービス、ロイヤリティーに対する源泉課税率の上限を一律10%にすることを定めた。キャピタルゲインの課税、非課税についても、①インド国内の不動産の移転により生じた利益、②恒久的施設（事務所、工場、支店等）に付属する動産の移転により生じた利益、③船舶及び航空機の国際間の事業活動により生じた利益以外はシンガポールのみで課税されることとなった。事実上シンガポールにキャピタルゲイン課税は存在しないのでこれらについては実質無税となる。但し、シンガポール側の投資主体がペーパーカンパニー、投資を主たる業務とする場合は対象外となる。キャピタルゲイン課税が無税となる対象企業はシンガポール証券取引所（SGX）上場企業か、経費が年間20万シンガポール・ドル以上で、利益計上から24ヶ月経過していることが条件。

C. シンガポールのインド FTA (CECA) の改定

2007年12月21日、シンガポール貿易産業相はインドとの包括経済協力協定（CECA）改定の正式合意文書に調印したと発表。2008年1月15日から関税引き下げ範囲を拡大した。今回の改定の関税引き下げでは、ベースメタル、機械製品・部品、化学製品、プラスチック、ゴム製品、繊維・繊維製品が対象となる。改定調印は、10月1日のCECA改定合意を受けてのものであり、シンガポールからインドへの輸出額のうち、引き下げ対象品目は、現行の62%から82%になった。

今回の改定は、シンガポール貿易産業省ピーター・オン事務次官がインド側代表とニューデリーで会合し、CECAのうち、モノに関する貿易において見直しを行ったもの。更なる相互貿易の拡大を目指して、539品目においてインド側の関税の引き下げ、撤廃を行う。

また、関税の引き下げ以外にも相互認証協定（MRA）を結んだ。インドからの医療用製品輸入時の二重検査業務を縮小し、電気通信機器、電気機器、電子装置の取引を円滑化、これらに関する専門家の移動を容易にした。

さらに、インドの銀行のシンガポールでのフルバンクライセンス取得を認め、シンガポールの銀行のインドでの業容拡大を推進する。

発表された関税引き下げスケジュールは、以下の通り。

- (a) リスト1の307品目については、2008年1月15日から2011年12月1日にかけて、5段階に分けて関税を撤廃する。主な品目対象は食品、ミネラルウォーター、オレイン酸等化学品、塗料、インク、ベースメタル、繊維および繊維製品等。
- (b) リスト2の97品目については、2008年1月15日から2015年12月1日にかけて、9段階に分けて関税を撤廃する。主な品目対象は、プラスチック製品、化学品、繊維および繊維製品、ヘッドホン、アンプ、オーディオ製品等。
- (c) リスト3の135品目については、2008年1月15日から2015年12月1日にかけて、9段階に分けて関税を5%に引き下げる。主な品目対象は、フェノール、ポリメチル等化学品、プロパンガス、殺虫剤、プラスチック製品、綿製品等。

下記に特に日系企業に影響がありそうな製品の関税引き下げスケジュールを挙げる。

リスト1

HS CODE	Description	MFN RATE 2007-08	Target Tariff Rate as on				
			2008.1.15	2008.12.1	2009.12.1	2010.12.1	2011.12.1
29161590	オレイン酸	7.50%	6.00%	4.50%	3.00%	1.50%	0.00%
32081010	塗料	10.00%	8.00%	6.00%	4.00%	2.00%	0.00%
39121140	セルロース・アセテート	7.50%	6.00%	4.50%	3.00%	1.50%	0.00%
84091000	航空用エンジン	3.00%	2.40%	1.80%	1.20%	0.60%	0.00%
84571020	マシニングセンタ	7.50%	6.00%	4.50%	3.00%	1.50%	0.00%
84821012	ボールベアリング	7.50%	6.00%	4.50%	3.00%	1.50%	0.00%

リスト2

HS CODE	Description	MFN RATE 2007-08	Target Tariff Rate as on								
			2008.1.15	2008.12.1	2009.12.1	2010.12.1	2011.12.1	2012.12.1	2013.12.1	2014.12.1	2015.12.1
32099090	ポリエチレン	5.00%	4.45%	3.90%	3.35%	2.80%	2.25%	1.70%	1.15%	0.60%	0.00%
39079990	ポリエステル	7.50%	6.67%	5.83%	5.00%	4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0.00%
39089010	ポリアミド	10.00%	8.89%	7.78%	6.67%	5.56%	4.44%	3.33%	2.22%	1.11%	0.00%
84091000	ヘッドホン及びイヤホン	10.00%	8.89%	7.78%	6.67%	5.56%	4.44%	3.33%	2.22%	1.11%	0.00%
84571020	可聴周波増幅器	10.00%	8.89%	7.78%	6.67%	5.56%	4.44%	3.33%	2.22%	1.11%	0.00%

リスト3

HS CODE	Description	MFN RATE 2007-08	Target Tariff Rate as on								
			2008.1.15	2008.12.1	2009.12.1	2010.12.1	2011.12.1	2012.12.1	2013.12.1	2014.12.1	2015.12.1
38081092	殺虫剤	20.00%	18.33%	16.67%	15.00%	13.33%	11.67%	10.00%	8.33%	6.67%	5.00%
38170011	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン	7.50%	7.22%	6.94%	6.67%	6.39%	6.11%	5.83%	5.56%	5.28%	5.00%
84185000	冷蔵庫	7.50%	7.22%	6.94%	6.67%	6.39%	6.11%	5.83%	5.56%	5.28%	5.00%
85185000	電気式音響増幅装置	10.00%	9.44%	8.89%	8.33%	7.78%	7.22%	6.67%	6.11%	5.56%	5.00%

日系企業への影響…今回のCECAの改定では、インドに有力化学メーカーが存在する中、CECA締結時の関税優遇措置では極めて選別的であった化学品、インキ等の関税の撤廃、引き下げの範囲の拡大が盛り込まれている。特に化学品の一大生産拠点であるシンガポールには、日系化学メーカーも多数進出しており、シンガポールからインドへの輸出メリットは増加するとみられる。

②シンガポールー米国 FTA (USSFTA = US Singapore Free Trade Agreement)

シンガポールと米国の FTA は 2004 年 1 月発効した。米国にとっては ASEAN 加盟国との初めての FTA である。本協定には、知的財産の保護、電子商取引についての取決めも含まれている。また、原産地規定について先進的な取決めがなされている。

関税引き下げスケジュールは、即時撤廃、2004-2008 年に 4 回に分けて引き下げ、2004-2012 年に 8 回に分けて引き下げ、2004-2014 年にかけて 10 回に分けて引き下げ、2014 年に撤廃、その他、に分かれている。シンガポールから米国への輸出品の 78.7% で関税が撤廃される。この比率は 4 年以内に 92% に拡大される。また、米国からシンガポールへの全輸出品の関税が撤廃された。

本 FTA には、シンガポールを經由して米国に輸出される「IT 機器、医療機器」の合計 152 品目について、原産地国がシンガポールでなくとも米国側の関税を免除する「源泉統合計画 (ISI : Integrated Sourcing Initiative)」という制度が導入されている。ISI の対象となる品目については米国側での税関使用料 (MPF、税関申告額の 0.21%) も免除される。ISI の対象品目リストについては、以下のウェブサイトご参照。

http://www.iesingapore.gov.sg/wps/wcm/connect/resources/file/ebfe33427429367/FTA_USSFTA_Agreement_Annex3B.pdf?MOD=AJPERES

③シンガポールー中国 FTA

2008年10月23日、中国・シンガポール両国政府は、「中国・シンガポール二国間自由貿易協定 (CSFTA、以下、中国・シンガポールFTA)」に調印した。本協定は、2006年8月に交渉が開始され、8回の交渉を経て、2008年9月3日に基本合意がなされていたもの。

2009年1月1日に発効し、関税が引き下げられている。本協定の締結により、シンガポール企業は、中国の国内マーケットへのアクセスが容易になった。

A. 本協定による物品関税の引き下げ

a. 中国側の関税引き下げ

今回の自由貿易協定締結により、中国側は、2009年1月1日時点でシンガポールからの輸入額の 85% に当る品目の関税を撤廃。また、1年後の 2010年1月1日時点では、シンガポールからの輸入額の 95% の関税を撤廃。

この関税引き下げにより、シンガポールの石油化学産業、エレクトロニクス産業、食品加工業などの製造業が中国への輸出機会が拡大した。

なお、中国側の関税引き下げスケジュールは、シンガポール政府ホームページ、http://www.fta.gov.sg/fta_csfta.asp?hl=27 にアクセスし、右下の Overview of China (CSFTA の Legal Text の Chapter 3 「Trade In Goods」の Annex 1A: China's Tariff elimination schedule を選択することで確認可能である。

b. シンガポール側の関税引き下げ

シンガポール側は 2009 年 1 月 1 日時点で全品目の関税を撤廃した。

c. 原産地規制 (ROO: Rules of Origin)

中国・シンガポールFTAの対象品目となるためには「現地での付加価値率 40%以上の付加価値基準」を満たす必要がある。詳細については、シンガポール政府のホームページ、http://www.fta.gov.sg/fta_csfta.asp?hl=27 にアクセスし、右下のOverview of China (CSFTAの Legal Textの Chapter 4「Rules of Origin」を選択することで確認可能である。

国内で十分に材料・製品の内容が変更されたものについての取扱い(Product Specific Rules)については別途定める。

B. 物品関税の引き下げにより予想される在シンガポール企業へのインパクト

a. シンガポールから中国への輸出取引

中国側の物品には、比較的関税率が高いものも存在しており、関税引き下げによるシンガポール企業のビジネスチャンスは拡大する。シンガポールを原産国とする製品が対象となるため、シンガポールで製造拠点を有し、かつ中国向けに製品を輸出する企業がその恩恵を享受できる。日系企業を含む外資系企業については、化学・エレクトロニクスなどの産業に属する企業がメリットを享受すると見られる。数は少ないが、シンガポールで食品を加工している企業についても原産地規制をクリアしている場合は、輸出機会の拡大が見込まれる。

また、「本協定」と「ASEAN・中国FTA」のFTAの2つのメリットを比較しながら、中国への輸出戦略を立案することが必要である。

b. 中国からシンガポールへの輸入取引

シンガポール側の関税は元々低いため、本協定による関税引き下げの影響は少ない。

④シンガポールー湾岸協力会議 (GCC) FTA ~シンガポール産品に対する湾岸協力会議諸国側の関税免除対象は、地場輸出額ベースで現在の 10%から 99%に拡大~

2008年12月15日、シンガポール政府と中東の「湾岸協力会議(=GCC)※」は、「GCC・シンガポール自由貿易協定(GSFTA、以下、GCC・シンガポールFTA)」に調印した。本協定は、2年前の2007年1月に交渉が開始され、4回の交渉を経て、2008年1月31日に基本合意がなされていたものである。湾岸協力会議各国の国内批准作業を経て発効する。

※ 湾岸協力会議=バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)の中東・ペルシャ湾の6カ国が加盟する地域経済協力機構。正式名称は、Cooperation Council for the Arab States of the Gulf(=GCC)。

シンガポールにとって湾岸協力会議諸国は、マレーシア、中国、米国、インドネシア、日本、香港に次ぐ、7番目に大きな貿易相手国である。シンガポールは、中東のヨルダンとは2004年にFTAを締結している。

A. 本協定による物品関税の引き下げ

a. 湾岸協力会議諸国側の関税引き下げ

現在、シンガポールから湾岸協力会議諸国への地場輸出額(※)の10%に当る品目の関税が無税となっている。今回の自由貿易協定発効後、関税撤廃対象となる品目は、現状のシンガポールからの地場輸出額の99%に拡大される。これは2007年の地場輸出額ベースで31億シンガポール・ドルに相当する。関税引き下げの詳細スケジュールは、まだ発表されていない。

※ 地場輸出=Domestic Export。シンガポールの輸出(Total Exports)のうち、荷を積み換えただけで輸出するものを再輸出(Re-Exports)という。輸出から再輸出を引いたものが地場輸出である。

b. シンガポール側の関税引き下げ

シンガポール側は、自由貿易協定発効後、湾岸協力会議諸国からの全ての輸入品について関税を撤廃する。

c. 原産地規則 (ROO: Rules of Origin)

GCC・シンガポールFTAの対象品目となるためには「現地での付加価値率35%以上の付加価値基準」を満たす必要がある。ASEANと他国とのFTAにおける原産地規則では「付加価値率40%以上」が適用されるケースが多い。今回のFTAは、それより緩やかな規則となっている。

B. 物品関税の引き下げにより予想される「在シンガポール企業へのインパクト」

a. シンガポールから湾岸協力会議諸国への輸出取引

関税引き下げにより、シンガポール企業が湾岸協力会議諸国に輸出するビジネスチャンスは拡大する。シンガポールを原産国とする製品が対象となるため、シンガポールで製造拠点を有し、かつ湾岸協力会議諸国向けに製品を輸出する企業がその恩恵を享受できる。

シンガポール政府は、「通信、電気製品、電子部品、化学、宝飾品、機械、鉄鋼製品の輸出機会が拡大する」とみている。

シンガポールの調査分析機関にヒアリングしたところ「湾岸協力会議諸国が現在のシンガポールの地場輸出額の99%の関税を撤廃するインパクトは大きい。どのようなスケジュールで関税下げが進むかが注目される。湾岸協力会議諸国のうちシンガポールからの輸出額が最も大きいのはアラブ首長国連邦(UAE)向けで53億シンガポール・ドル、これにサウジアラビアの13億シンガポール・ドルが続く。日系企業でシンガポールにおいて、機械部品や化学品の製造、エンジニアリング関連事業を行っている企業には、今回のFTAのメリットが期待できるかもしれない。なお、サウジアラビアについては、シンガポールからの最大の輸出品目は、建設機械部品である。」との回答が得られた。

また、食品業界についても、シンガポールで生産し、湾岸協力会議諸国に輸出する機会が拡大すると見られている。今回の FTAI には、イスラム教徒向け食品のハラール認定基準について、湾岸協力会議諸国がシンガポールの基準との調和を図ることが盛り込まれている。

b. 湾岸協力会議諸国からシンガポールへの輸出取引

湾岸協力会議諸国からシンガポールへの輸出取引の94%は、石油および石油関連製品である。シンガポール側の関税は元々低いため、本協定による関税引き下げの影響は少ないとみられる。

C. 外資規制の緩和

本 FTA 成立後、湾岸協力会議加盟国の一部は、シンガポール政府が要望している「建設サービス業、物流業、病院」セクターについて、外資規制を緩和する見込みである。

(3) タイ

1999 年頃から各国との FTA の協議を開始したタイは、2001 年のタクシン政権誕生後、米国、中国、日本、インドなど大国との交渉を活発に行った。

インドとの FTA によるインド側の 82 品目の輸入関税引き下げにより、タイ進出日系製造業のインド向け輸出がエアコン等で拡大。これにより、インドータイ間の貿易収支は、これまでタイ側の貿易赤字だったが「貿易黒字に転じる」といった変化が現れた。

タイとインドの FTA 交渉は 2008 年内に調印されると見られていたが、インド側が石油製品、繊維製品を関税引き下げの例外品目にするように求めるなど難航して、ASEAN-インド FTA の方が先に締結された。今後は、タイ進出日系企業が ASEAN-インド FTA を活用してインドへの輸出増を目指す動きが活発化すると考えられる。

【タイのFTAへの取組み】(その1)

相手国・エリア	交渉進展状況
ラオス	締結済 1991年6月締結
オーストラリア	締結済 2002年8月交渉開始。2004年7月調印。2005年1月1日発効。 ⇒タイの輸出品5,055品目中49%は発効後即時関税0%に、残りのうち44%は2010年までに関税0%に。オーストラリアの輸出品6,108品目中83%は即時関税0%に、13%は2010年まで、4%は2015年までに関税0%に ※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部は「現地調達比率(=累積付加価値基準)。
日本	締結済 2004年2月交渉開始。2005年9月基本合意。2007年4月署名。11月1日発効。 ⇒日本からタイへの輸出額の約97%、タイから日本への輸出額の約92%の関税を10年以内に撤廃。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」。
中国(とASEAN)	締結済 中ASEAN包括的経済協力枠組協定締結済み(2002年11月) 2003年10月1日から野菜・果物など188品目の関税を撤廃(ア－リーハーベスト) ⇒中国からタイへはりんごなど、タイから中国へはパイナップルなどの輸出が増加 2010年中国とタイ、シンガポールなどASEAN6カ国との間でFTA完成予定 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
ニュージーランド	締結済 2004年6月交渉開始。2005年7月発効。 ⇒豪タイFTAがモデルとなった。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部「現地調達比率」も適用。
韓国(とASEAN)	締結済 2006年5月 ASEANと韓国はFTAを締結。物品の関税下げで合意した。 ⇒韓国側のコメの関税引き下げへの抵抗がネックとなりタイの署名は遅れた。
インド(とASEAN)	締結済 2003年10月FTAの枠組みに基本合意。2009年8月署名。2010年1月発効。 ⇒段階的に関税率を0%に引き下げるノーマル・トラック品目に80%の品目が分類された。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%以上」と「関税番号変更基準(6桁)」を同時に満たすこと。
オーストラリア・ニュージーランド(CER)(とASEAN)	締結済 2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。 2005年2月交渉開始。2009年2月署名。2010年1月発効。タイは3月発効。 (参照サイト=豪州政府ホームページ: http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/index.html)

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

【タイのFTAへの取組み】(その2)

相手国・エリア	交渉進展状況																												
インド	交渉中 2003年10月枠組み交渉終了。センシティブ品目の選定について交渉継続中。 ⇒2004年9月から82品目を先行開放。2004年9月50%、2005年9月75%、2006年9月100%関税率引下げ済。(品目名、別紙ご参照) ⇒2010年までに関税撤廃予定であったが交渉難航中。 ※アーリーハーベスト82品目の原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」の2つ。「現地調達比率」のみの品目もある。																												
バーレーン	交渉中 2002年12月枠組協定締結。 ⇒2005年1月までに626品目の関税を0~3%に引き下げ予定だったが未実施。 2010年までに関税を完全撤廃。																												
ペルー	交渉中 2002年12月交渉開始。2003年10月枠組み協定締結。 ⇒70%の品目について先行関税下げを実施。																												
チリ	交渉中 2010年10月交渉開始を決定。																												
米国	交渉中 2002年4月 F/S調査開始で合意。2004年6月交渉開始。 ⇒米国とASEANとのFTA交渉はシンガポールに次いでニカ国目。																												
タイ、インド、ミャンマー、 バングラディッシュ、 スリランカ、ブータン、 ネパール(BIMSTEC = Bay of Bengal Initiative for Multi Sectoral, Technical and Economic Cooperation)	交渉中 2004年2月FTA創設で合意。2005年12月に2006年7月1日からの関税下げに合意。 品目の20%以下をネガティブリストに指定可能な方式。 また、10%の品目をファーストラックに指定する。 2017年までに自由貿易圏形成を完了。 <table border="1" data-bbox="555 801 1353 1120"> <thead> <tr> <th rowspan="2">【ファーストラック】</th> <th rowspan="2">国</th> <th colspan="2">関税撤廃時期</th> </tr> <tr> <th>DC国向け</th> <th>LDC国向け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>インド、スリランカ、タイ(DC国)</td> <td>2009年6月30日</td> <td>2007年6月30日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)</td> <td>2011年6月30日</td> <td>2009年6月30日</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">【ノーマルトラック】</th> <th rowspan="2">国</th> <th colspan="2">関税撤廃時期</th> </tr> <tr> <th>DC国向け</th> <th>LDC国向け</th> </tr> <tr> <td></td> <td>インド、スリランカ、タイ(DC国)</td> <td>2012年6月30日</td> <td>2010年6月30日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)</td> <td>2017年6月30日</td> <td>2015年6月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>詳細HPご参照。http://www.bimstec.org/PDF/Protocol_to_agreement.pdf</p>	【ファーストラック】	国	関税撤廃時期		DC国向け	LDC国向け		インド、スリランカ、タイ(DC国)	2009年6月30日	2007年6月30日		バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2011年6月30日	2009年6月30日	【ノーマルトラック】	国	関税撤廃時期		DC国向け	LDC国向け		インド、スリランカ、タイ(DC国)	2012年6月30日	2010年6月30日		バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2017年6月30日	2015年6月30日
【ファーストラック】	国			関税撤廃時期																									
		DC国向け	LDC国向け																										
	インド、スリランカ、タイ(DC国)	2009年6月30日	2007年6月30日																										
	バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2011年6月30日	2009年6月30日																										
【ノーマルトラック】	国	関税撤廃時期																											
		DC国向け	LDC国向け																										
	インド、スリランカ、タイ(DC国)	2012年6月30日	2010年6月30日																										
	バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2017年6月30日	2015年6月30日																										
欧州自由貿易連合 (EFTA:アイスランド等4国)	交渉中 2005年10月協議開始。																												
パキスタン	共同研究 2007年9月共同研究終了。交渉前の協議中。																												

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

①日本-タイ経済連携協定 (JTEPA)

2007年4月3日、安倍首相とタイのスラユット暫定首相は、日タイ経済連携協定(JTEPA)に署名した。2007年11月1日発効。輸出額ベースで、日本からタイへの輸出額の約97%、タイから日本への輸出額の約92%の関税が10年以内に撤廃される。日本からタイへの輸出では、完成車・自動車部品・鉄鋼製品など、タイから日本への輸出では、熱帯果実(マンゴー、ドリアンなど)・骨なし鶏肉などの関税率が下がる。本協定の対象分野は、モノの貿易、サービス貿易、投資等を含む。

A. 物品市場アクセス (モノの貿易)

a. 鉱工業製品

日タイとも鉱工業品のほぼ全品目について10年以内に関税撤廃
(タイ:約97%、日本:約100%関税撤廃)

[※日本側は全体で約92%、鉱工業品については約100%の関税を撤廃する]

「タイ側」の関税引き下げスケジュールは以下の通り。

ア. 自動車・自動車部品

- ・自動車部品（日本からタイへの自動車部品の輸出額は約3,000億円。これは全品目の輸出額の約12%に相当する）

全ての品目について例外なく関税撤廃。原則協定発効5年後までに関税撤廃。

【タイ側の自動車部品の関税率】

	協定発効後5年間	6年目以降
現行税率20%超	20%	0%
現行税率20%以下	現行税率維持	0%

一部エンジン・エンジン部品等5品目に限っては、協定発効7年後までに撤廃（7年間は現行関税率維持）。

- ・完成車

3,000cc超については、初年度から段階的に5%ずつ関税を引き下げ。関税率は80%から60%に低下する。その上で、その後の更なる自由化と2010年代半ばのあるべき関税撤廃について2009年に協議を行う。3,000cc以下についても協定発効後5年後に自由化の協議を行う。

イ. 鉄鋼

全ての鉄鋼製品について例外なく10年後に関税撤廃。

－日本からの輸出量の約50%（182万トン）について即時関税撤廃。

－熱延鋼板：日本からの輸出の約6割について、初年度から関税撤廃又は無税枠を設定。その他の品目については現行関税率を維持し10年後に関税撤廃。

－熱延鋼板以外：一部品目の関税を即時撤廃。それ以外の品目についても、それぞれ5年後、6年後、9年後、10年後に関税撤廃。

ウ. 電気・電子製品

例外なく協定発効日から10年以内に関税撤廃。

エ. 化学品

例外なく協定発効日から10年以内に関税撤廃。

「日本側」については、ほぼ全品目について即時関税撤廃。

b. 農林水産品

「日本側」の関税引き下げスケジュールは以下の通り。

ア. 鶏肉・鶏肉調整品

鶏肉（骨なし）の関税を11.9%から5年で8.5%に削減。鶏肉調整品の関税を6.0%から5年で3.0%に削減。

イ. えび・えび調整品 ⇒ 即時関税撤廃。

ウ. まぐろ缶詰 ⇒ 5年で関税撤廃。

エ. 熱帯果実

・ライチ、マンゴー、パパイヤ、ドリアン等 ⇒ 即時関税撤廃。

・バナナ ⇒ 関税割当（枠内税率無税：1年目4,000トン⇒5年目8,000トン）。

・パイナップル（重量の小さいもの）⇒ 関税割当（枠内税率無税：1年目100トン⇒5年目300トン）。

オ. でん粉誘導体 ⇒ 関税割当（枠内税率無税枠200,000トン）。

カ. 糖みつ ⇒ 関税割当（枠内税率半減：3年目4,000トン⇒4年目5,000トン）。

「タイ側」の関税引き下げスケジュールは以下の通り。

日本側の輸出関心品目（りんご、なし、ながいも等）⇒関税撤廃（即時又は数年）。

c. 原産地規則（＝品目別規則）

以下のサイトで参照可能。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/fuzoku02.pdf

B. サービス

タイ側が、製造業関連サービスの自由化を行う。対象となる範囲は3年後に見直す。

製造業関連サービスについて、以下の分野の規制を緩和する。

a. 卸・小売

タイで生産された商品を、製造業者及びそのグループ企業が取り扱う場合は、日本資本を75%まで認める。上記に加えて自動車に関しては、日本で生産されたものを扱うことができる。

b. 修理・メンテナンス

タイ及び日本で生産された商品を、製造業者及びそのグループ企業が取扱う場合には、日本資本を60%まで認める。

c. ロジスティックス

日本資本の51%以下の出資を認める。

d. 広告サービス

日本資本の50%以下の出資を認める。

C. 投資

- a. 投資家対国の紛争処理手続きに加えて、内国民待遇や投資と引き換えに現地調達要求などを課すことを禁止することを条文化。
- b. タイ側は、日本の投資家を最重要視するとの姿勢を政治宣言で明確化するとともに、原則全ての製造業を対象に、今後規制的な政策を導入しない旨を政治宣言で表明。
- c. 投資協定に基づく待遇を投資家が享受するために必要な資格（Certificate of Approval for Protection）、いわゆるC. A. P. に関して、タイ側は日本の投資家に適用しない(※)。

※当該制度の撤廃はタイ側にとって初めての試み

- d. 投資環境に対する透明性や法的安定性の確保のための具体的な方法を規定。

D. 人の移動

a. タイ側の措置

ア. 商用査証(Bビザ)取得者に対して、90日までの滞在許可と労働許可の付与を保障(1年までの延長可) 【即時実施】

⇒【現在の問題点】数ヵ月程度の短期滞在では、労働許可証が発給されにくい(現行制度では、長期滞在以外は想定していない)。

イ. 商用査証申請に際して労働許可の雇用者代理申請を不要とするとともに、労働許可の雇用者代理申請に際しても査証申請書類の提出を不要とする。【即時実施】

⇒【現在の問題点】商用ビザ(Bビザ)申請に際しては労働許可事前申請が義務付けられ、労働許可事前申請の際にはBビザ取得が義務付けられていた。このような制度間の矛盾により、渡航手続きが非常に難しい状況になっている。

ウ. 300万パーツ以上の投資企業(事実上ほとんど全ての日系企業)の企業内転勤者であれば、査証と労働許可の申請に関するワンストップセンターの利用が可能となる。

【即時実施】

⇒【現在の問題点】査証と労働許可の申請に関するワンストップセンターは便利な制度であるが、利用できるのはBOI奨励企業に限定されている。

エ. 15日以内の短期商用滞在者は、労働局に届出を行うことによって、労働許可証取得は必要とされない。この届出手続きの簡素化（FAXによる申請を認めるなど）を検討。【協定発効後1年以内に結論】

オ. 労働許可証発給基準の緩和を検討。【協定発効後2年以内に結論】

⇒【現在の問題点】労働許可証発給基準が厳しい。（投資金額に比例した枠。外国人の上限が10名など）

カ. 日本人の在留許可発給条件の緩和

・タイ人雇用義務の緩和を検討。【協定発効後3年以内に結論】

・最低月収要件を6万バーツ/月から5万バーツ/月に緩和。【即時実施】

⇒【現在の問題点】在留許可発給が厳しい。（ア）タイ人雇用義務（日本人1名に対しタイ人4名の雇用）、（イ）最低月収として6万バーツ/月が必要

b. 日本側の措置

タイ人調理人の入国・就労条件を緩和。タイ伝統舞踊、タイ音楽、タイ料理、タイ式ボクシング、タイ語の指導員の入国と就労を認める。スパ・セラピストや介護福祉士に関しては、2年以内に結論を出すよう協議。

E. 基準認証／相互承認（電気製品）

電気製品について、輸出国の適合性評価機関が輸入国の基準・手続（※）に基づいて行う適合性評価の結果を輸入国が受け入れることを規定。適合性評価手続きに要するコスト削減・期間短縮を通じ、電気製品の貿易円滑化を図る。

※日本側「電気用品安全法」、タイ側「工業製品標準法」

F. 知的財産保護

タイにおける企業活動の基盤となる知的財産保護制度を構築。制度強化のための協議には民間部門からの参加も可能にする。

G. 二国間協力

a. 「世界の台所」プロジェクト推進

- ・ジェトロとタイ国立食品研究所等の連携により、タイフードのマーケティング促進、高付加価値商品の開発、タイ食品関連企業の日本への投資促進等を実施。

b. 日タイ「鉄鋼産業協力プログラム」

- ・日タイ鉄鋼関連業界の参画を得て、タイ鉄鋼業の基盤強化、環境技術の強化、現場技術者の技能向上等を実施。

c. 「自動車人材育成機関」プロジェクト

- ・日タイ両国政府機関・業界団体と連携して、タイの自動車人材の育成のため、専門家の派遣等の協力事業を実施。

d. エネルギー

- ・タイに進出している日系企業は、エネルギー効率に関する自主行動計画を策定すると共に、地場企業に技術を移転。
- ・日本政府は、省エネルギーに関する専門知識をタイ政府と共有し、タイ政府の省エネ制度構築に関する取り組みを支援する。

e. 価値創造経済

- ・経済活性化につながる新たな経済モデルを探求。
- ・従来から実施している「一村一品運動」等に加え、「価値創造」の仕組みの研究、「知的資産」の分析と測定、地域経済分析手法の開発を実施。

f. 官民パートナーシップ

- ・インフラ整備に係る官民連携の拡大のため、政策対話を実施。

g. 繊維及び繊維製品に関する協力

- ・日タイ両国政府は、タイ繊維製品の販売促進、日系企業のタイへの投資促進、タイ繊維産業の技術力強化等を図り、両国産業間の協力を奨励する。

h. その他、中小企業、情報通信技術、貿易投資促進、科学技術・エネルギー・環境等分野での協力を実施。

【日本-タイ経済連携協定における物品市場アクセス: 関税引き下げ日程】

(%)

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	備考
① 鉱工業品													
[タイ側]													
自動車部品	関税率20%超の品目	20	20	20	20	20	20	0	0	0	0	0	
	関税率20%以下の品目 一部エンジン・エンジン部品等5品目	現行関税率維持(6年目以降撤廃) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0											
完成車	3,000cc超の乗用車	80	75	70	65	60	—	—	—	—	—	—	09年に以後の関税率を協議
	3,000cc以下の乗用車	現行関税率維持 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0											12年に以後の関税率を協議
鉄鋼	熱延鋼板	日本からの輸出の約6割を初年度から関税撤廃又は無税枠設定											
	熱延鋼板の「その他品目」	現行関税率維持											0
	熱延鋼板以外(一部品目)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	熱延鋼板以外(それ以外の品目)	現行関税率維持(5・6・9・10年後に撤廃)											0
電気・電子製品		例外なく10年以内に関税撤廃											0
化学品		例外なく10年以内に関税撤廃											0
[日本側]													
ほぼ全品目		即時関税撤廃											0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
② 農林水産品分野													
[日本側]													
鶏肉(骨なし)		11.9				8.5							
鶏肉調整品		6				3							
えび・えび調整品		即時関税撤廃											0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
まぐろ缶詰		5年後関税撤廃											0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
熱帯果実	ライチ、マンゴー、パパイヤ、ドリアン等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	関税を即時撤廃
	バナナ ハインアップル(重量の小さいもの)	関税割当(枠内税率無税枠: 1年目4,000トン⇒5年目8,000トン) 関税割当(枠内税率無税枠: 1年目100トン⇒5年目300トン)											
でん粉誘導体		関税割当(枠内税率無税枠: 200,000トン)											
糖みつ		関税割当(枠内税率半減: 3年目4,000トン⇒4年目5,000トン)											
[タイ側]													
りんご、なし、ながいも等		関税撤廃(即時又は数年)											

(出所) 日本政府資料を基に三菱東京UFJ銀行国際企画情報戦略グループ作成

※スケジュールは今年秋に経済連携協定が締結されたケースを想定している。

※引き下げスケジュールは、1年目(2007年の表示)は協定発効の日から翌3月31日まで、2年目は4月1日から翌3月31日まで、以下同様の期間となる。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html の附属書1の3ページで確認可能。

② タイ-オーストラリア FTA

タイとオーストラリアの二国間FTAは、2005年1月に発効した、タイの輸出品5,055品目中49%が発効後即時関税0%に、残りのうち44%は2010年までに関税0%になる。オーストラリアの輸出品6,108品目中83%は即時関税0%に、13%は2010年までに、残り4%は2015年までに関税0%になる。

タイ・オーストラリアFTAにおいては、自動車や家電製品の関税率下げが行われたため、日系自動車メーカーや家電メーカーによるタイからオーストラリアへの輸出が拡大するなど、日系企業のタイでの生産拡大につながっている他、ASEAN内での生産体制検討やASEAN・オーストラリア間の商流変化といった影響が出ている。

農産品等については、今後、関税率が段階的に下がる予定であり、これらの関税率推移は、ホームページ(http://www.thaifta.com/english/index_eng.html)で確認が可能。例えば、「骨なし牛肉(HSコード: 020103)」をオーストラリアから輸入する際のタイ側の関税率推移は以下の通り。

【タイ-オーストラリアFTAにおける、タイ側の骨なし牛肉(HSコード020103)の関税率推移】

(%)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
関税率	40.00	37.33	34.67	32.00	29.33	26.67	24.00	21.33	18.67	16.00	13.33	10.67	8.00	5.33	2.67	0.00

FTA発効後、タイから豪州への自動車や電気電子製品の輸出が増加したことにより、タイの対豪州貿易黒字は2006年に約18億米ドル、2007年には約20億米ドルに拡大している。これを受けて豪州は、タイに乳製品(バター等)、牛肉、果物(キウイ、ぶどう等)の市場開放を求める方針。

(4) マレーシア

マレーシア政府は、2006年6月に初のFTAを日本と締結した。現在、米国、豪州等と交渉中。マレーシア政府は、先進国とのFTA締結により自国の関税下げを行うことでのメリットの有無を慎重に検討している模様。

また、途上国とのFTA交渉も開始しており、パキスタンとの間では、2006年1月からアーリーハーベストが実施されており、2012年までに各種品目の関税引き下げも行われる。2011年7月にはインドとのFTAが発効した。インド市場を狙う日系企業に注目されるFTAである。ニュージーランドとのFTAも発効している。

【マレーシアのFTAへの取組み】(その1)

相手国・エリア	交渉進展状況
日本	締結済 2004年1月交渉開始。2005年5月基本合意。 2007年7月発効。 ⇒日本の鉱工業品の関税は実質上全て即時撤廃。 ⇒マレーシア側の関税率引下げについては後述。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」。
中国(とASEAN)	締結済 中ASEAN包括的経済協力枠組協定締結済み(2002年11月)。 2003年10月1日から野菜・果物など188品目の関税を撤廃(アーリーハーベスト)。 2010年中国とASEAN6カ国との間でFTA完成。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
パキスタン	締結済 2004年10月交渉開始で合意。2007年11月調印。 ⇒2006年1月アーリーハーベストによる関税引き下げ開始。 ・パキスタン側は125品目対象(木材製品、ゴム、化学品、電気製品等) ・マレーシア側は114品目対象(繊維製品、果物等) ⇒2012年までにマレーシアは関税分類品目数の74.5%の関税を撤廃。 ⇒2012年までにパキスタンは関税分類品目数の43.2%の関税を撤廃。 詳細 http://www.commerce.gov.pk/PMEHP.asp ご参照。
インド(とASEAN)	締結済 2003年10月FTAの枠組みに基本合意。2009年8月署名。2010年1月発効。 ⇒段階的に関税率を0%に引き下げるノーマル・トラック品目に80%の品目を分類。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%以上」と「関税番号変更基準(6桁)」を同時に満たすこと。
ニュージーランド	締結済 2005年3月交渉開始で合意。2009年10月調印。2010年8月発効。 ⇒関税率は2016年までに段階的に引き下げられる。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更基準(4桁または6桁)」。 詳細 http://www.mfat.govt.nz/Trade-and-Economic-Relations/Trade-Agreements/Malaysia/index.php ご参照。
オーストラリア・ニュージーランド(CER)(とASEAN)	締結済 2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。 2005年2月交渉開始。2009年2月署名。2010年1月発効。 詳細 http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/index.html
チリ	締結済 2006年11月交渉開始で合意。2010年11月調印。
環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)	交渉中 2006年5月シンガポール、ニュージーランド発効。7月ブルネイ発効。11月チリ発効。 2008年3月米国が投資・金融サービス交渉に参加。同年9月米国が包括的参加交渉立ち上げを発表。2008年11月豪州、ペルー、2010年3月ベトナムが交渉参加を表明。 2010年10月マレーシアが交渉参加を決定。2011年11月日本が交渉参加表明。

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

【マレーシアのFTAへの取組み】(その2)

相手国・エリア	交渉進展状況	
オーストラリア	交渉中	2005年4月交渉開始で合意。 ⇒基本合意目指し交渉中。2010年10月第8回会合。
インド	交渉中	2004年12月交渉開始で合意。2005年1月作業部会設置で合意。 2008年2月交渉開始。
米国	交渉中	2006年6月交渉開始。マレーシアがTPPに参加することになったため交渉中止。
トルコ	交渉中	2010年5月交渉開始。早期の合意目指す。
EU	交渉中	2010年12月交渉開始。2011年7月第4回交渉。
韓国	交渉中	2004年8月共同研究開始で合意。
シリア	研究中	2007年7月予備調査実施で合意。

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

①日本-マレーシア経済連携協定 (JMEPA)

2006年6月、日本・マレーシアの両国政府は二国間自由貿易協定(FTA)を含む経済連携協定(EPA)に署名。7月13日に発効した。合意内容は外務省、合意概要については経済産業省のホームページで参照可能。自動車・自動車部品、鉄鋼などの関税が10年程度で撤廃されていく。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/index.html)

(<http://www.meti.go.jp/press/20051213003/4-fta-set.pdf>)

【日マ経済連携協定の概要(物品市場アクセスに関する合意)】

① 鉱工業品全体	
日本・マレーシアとも、ほぼ全品目の関税を協定発効から10年以内に撤廃	
鉱工業品: マレーシア側	
自動車・同部品	・CKD部品は即時撤廃。CKD以外の自動車部品は、2008年に0~5%まで引き下げ、2010年までに撤廃。 ・2,000cc以上3,000cc以下の乗用車、3,000cc超のMPV、20トン超のトラック、バスは2010年までに段階的に撤廃。 ・3,000cc超の乗用車は2008年に0~5%まで引き下げ、2010年までに撤廃。 ・上記以外の全ての完成車は2015年までに段階的撤廃。
鉄鋼	・実質的に全ての鉄鋼製品について10年以内に関税撤廃。
熱延鋼板、冷延鋼板、表面処理鋼板等	10年以内に関税撤廃(一部の熱延鋼板を除く)。
棒鋼、線材、パイプ等	7年以内に関税撤廃。
ステンレス	5年以内に関税撤廃。
	・用途別免税をEPAの枠内で制度化。 ※用途別免税とは、自動車用鋼板、家電用鋼板、製缶用ブリキ等、用途が明確で、現在、マレーシア国内では供給できない製品について、日本から輸入している鉄鋼製品を対象に、数量の上限を設けずに関税を賦課しない(無税)というもの。 ※この制度の実施により、協定発効当初から、日本から供給される鉄鋼製品のほぼ全品目が、無税扱いで輸入できることとなる。
電気・電子製品	・ほぼ全ての品目について10年以内に関税撤廃。
繊維・衣類	・ほぼ全ての品目を相互に即時撤廃。
化学品	・ほぼ全ての品目について10年以内に関税撤廃。
鉱工業品: 日本側	
	・日本が輸入する鉱工業品の関税は、実質上全て即時撤廃される。
② 農林水産品	
農林水産品: 日本側	
	・熱帯果実であるマンゴ、ドリアン等について関税を即時撤廃。 ・バナナについて年1000トンの無税輸入枠を設定する。

(出所)「日マレーシア経済連携協定(概要)」2005年12月経済産業省、各種報道より

三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

注. CKD…完全ノックダウン車。組み立て車

【日本－マレーシア経済連携協定におけるマレーシア側の自動車関連関税引き下げスケジュール】

品目	2005	2006 (発効後)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
3,000cc超の乗用車	50%	35%	20%	0-5%	0-5%	関税 撤廃					
2,000cc以上、3,000cc以下の乗用車	50%	50%	50%	50%	50%	関税 撤廃					
3,000cc超のMPV、20トン超のトラック、バス	50%	50%	50%	50%	50%	関税 撤廃					
上記以外の全ての完成車	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	関税 撤廃
CKD部品	50%	関税 撤廃									
CKD以外の自動車部品	50%	50%	50%	50%	50%	関税 撤廃					

(出所) 経済産業省資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

②マレーシア－パキスタン経済緊密化連携協定 (CEPA)

2007年11月8日、ラフィダ国際貿易産業相はパキスタンとの自由貿易協定 (FTA) を軸とする経済緊密化連携協定 (MPCEPA) を調印したことを明らかにした。2012年までにマレーシア側は関税分類品目数の74.5%、パキスタン側は関税分類品目数の43.2%の輸入品目について関税を撤廃する予定。来年1月から関税削減を開始する。今回の協定は2カ国間の投資、貿易の促進、双方の経済、産業協力の出発点になることが期待される。また、マレーシアとの連携協定締結によりパキスタン企業のマレーシア企業との関係強化も見込まれている。

A. 経済緊密化連携協定の概要

本協定の対象は物品やサービスなどの貿易だけでなく、技術協力や知的財産権の保護も含む。2012年までにマレーシアは関税分類品目数の74.5%の輸入関税を撤廃。残りの品目のうち18%については5年から7年かけて関税率を削減する。一方、パキスタンは2012年までに関税分類品目数の43.2%の輸入関税を撤廃し、その他41.3%に関しても5年から7年かけて関税率を削減する。マレーシアからパキスタンへの主要輸出品目は①パーム・オイル、②化学品、③電機電子製品、④機械部品、⑤繊維製品である。

B. 関税引き下げスケジュール

パキスタン側はパーム・オイル7品目を特惠マージンのマージン拡大により実質減税をする。主たる化学品は2014年までに5%まで関税を引き下げられる。電機機器関連では、例えばTV (TV Set) はセンシティブ・トラック (ST3) に該当し、現在の関税率25%が2010年には20%に引き下げられる。海老、マグロ等の魚介類、マンゴー、パパイヤ等のフルーツについても、早いものは2009年には関税撤廃、2012年までには大部分の品目の関税が撤廃される。主な繊維製品も2011年までに関税を20%に下げる。しかし、車両、車両部品は、現行税率を維持し、2009年に再度見直される予定となっている。

原産地規則は、①関税番号変更、②現地調達比率を併用。現地調達比率については、40%以上。詳細は下記ホームページに品目別の関税削減スケジュールが掲載されているので、別紙記載の一

覧表と合わせてご参照。

http://www.miti.gov.my/ekpweb/application?origin=publishedcontents.jsp&event=bea.portal.framework.INTERNAL.refresh&pageid=miti&subpageid=contentdetails§ion=content&global=yes&_cat=C2tESazF2oA1376&0.319996149347432040.27152256107030960.26115281290603276&_cont=EPB0000814088&0.7630794714944246&_type=FULL&0.9548739584436574&0.076146244476617」

C. サービス

マレーシア側は国際通貨を使用して営業するパキスタンの銀行に対して、イスラム銀行およびイスラム保険（タカフル）のライセンスを与える。また、保険会社代理店の設立を認める。パキスタン側は、最大 60%の外資出資を認める。また、マレーシア資本の現地法人について、マレーシア人の 1 社当り労働ビザ数に制限を設けない。

D. 投資

今回の協定では内国民待遇、最恵国待遇(MFN)を通して、2 カ国間の投資を容易にするための枠組みを設ける。2006 年のマレーシアからパキスタンへの投資額は 6 億 51 百万リングット。主な投資分野は発電、不動産開発、建設、通信、パーム油加工、石油探査等であった。

E. 技術協力、能力開発

建築分野に関する技能、専門的技術を共有する。また、医療分野でも歯科、薬品、介護について、研修のための講師、スタッフへのサポートを通じて協力する。2 カ国間の共同事業としては、共同観光事業の促進、電子通信機器分野の人材開発や通信機器製造を計画している。

関税引き下げスケジュール(毎年1月1日より適用) [マレーシア、パキスタン両国とも]

ファースト・トラック(FT)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
30%以上	15%	0	0	0	0	0	0	0
20%以上30%未満	10%	0	0	0	0	0	0	0
10%以上20%未満	5%	0	0	0	0	0	0	0
5%以上10%未満	5%	0	0	0	0	0	0	0
5%未満	0	0	0	0	0	0	0	0

ノーマル・トラック(NT)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
30%以上	25%	15%	10%	5%	0	0	0	0
20%以上30%未満	20%	15%	10%	5%	0	0	0	0
10%以上20%未満	15%	10%	5%	5%	0	0	0	0
5%以上10%未満	5%	5%	5%	5%	0	0	0	0
5%未満	現行税率通り		0	0	0	0	0	0

センシティブ・トラック(ST1)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
30%以上	25%	10%	10%	5%	5%	5%	5%	5%
20%以上30%未満	20%	10%	10%	5%	5%	5%	5%	5%
10%以上20%未満	15%	10%	10%	5%	5%	5%	5%	5%
*10%以上20%未満	15%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	5%
5%以上10%未満	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%

*パキスタン側の輸入関税率

センシティブ・トラック(ST2)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
20%以上	20%	20%	20%	15%	15%	15%	15%	10%
10%以上20%未満	15%	15%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

センシティブトラック(ST3)

	2008	2009	2010	2011	2012
50%以上	40%	30%	25%	25%	20%
40%以上50%未満	35%	30%	25%	25%	20%
30%以上40%未満	25%	25%	20%	20%	20%
20%以上30%未満	25%	25%	20%	20%	20%

*パキスタン側の14品目については2009年に20%に引き下げられる。

特恵マージン(MoP) T1

	2008	2009	2010	2011
特恵マージン	5%	10%	15%	20%

特恵マージン(MoP) T2

	2008	2009	2010
関税分類品目			
1511 10 00			
1511 90 00			
1511 90 20	10%	10%	15%
1511 90 30			
1511 90 90			
1513 21 00			
1513 29 00			
1513 11 00	10%	10%	10%
1513 19 00			

*特恵マージン=先進国が発展途上国から輸入するときに、関税率を通常よりも低くした特恵関税を設定することにより途上国が受益する「関税の差」。つまり、特恵マージンは一般関税から特恵関税を差し引いたもの。

*特恵マージン(MoP)対象品目の関税率については、①「最恵国待遇利率(MFN)-MoP」、②「2008年1月時点のMFN関税率」のいずれか低い方が適用される。

(出所) マレーシア通産省ホームページより三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

③マレーシア－ニュージーランド FTA

2009年10月26日、マレーシアはニュージーランドとの二国間 FTA に調印した。本協定により、ニュージーランドからマレーシアへの輸出品の 99.5%の関税率が今後7年で(=2016年に)ゼロになる。本協定によりニュージーランドからの輸出増が見込まれる品目は、キウイ(現在の関税率15%が2012年にゼロに)、肉、ウール、魚、牛乳などである。

参照サイト：

<http://www.mfat.govt.nz/Trade-and-Economic-Relations/Trade-Agreements/Malaysia/index.php>

④マレーシア－インド包括的経済協力協定 (MICECA)

2011年7月1日、マレーシア・インド間で自由貿易協定 (FTA) を含む包括的経済協力協定 (MICECA=Malaysia India Comprehensive Economic Cooperation Agreement) が発効した。本協定は2010年10月締結に合意し、2011年2月調印されていたもの。

本協定には、物品の関税率引き下げを目的とした自由貿易協定の他、サービス貿易、投資、経済協力の各分野における両国経済関係深化のための取り決めが盛り込まれている。

マレーシアの結んだ二国間 FTA としては、日本、ニュージーランド、パキスタン、チリに続く5つ目となる。協定の全文は、以下の URL から参照可能。

http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section_54ce4f96-c0a8156f-2af82af8-6735df31&curpage=tt

A. 物品関税引き下げのための原産地規則 (ROO)

物品関税引き下げのための原産地規則は「『原産地調達率35%以上の達成、かつ、関税分類コード6桁基準において関税分類コードが変更されていること』または、『品目別の原産地規則を満たすこと』」とされている。これは ASEAN-インド FTA と同様の基準である。

詳細については、前述の URL から MICECA Agreement を選択し、11 ページご参照。

B. 物品関税率の引き下げスケジュール

MICECA においては、2019年までに物品関税の引き下げが行われる。関税引き下げスケジュールは以下の通り。

ノーマルトラック、センシティブ品目について ASEAN インド間の FTA よりも関税引き下げの時期が3~6ヵ月早くなっている。また、インド側はパーム油の関税引き下げの時期を1年早めている他、パーム油3製品を関税引き下げ対象製品に加えている。

【MICECAにおける関税引き下げのスケジュール】

区分	概要	備考
除外品目 (Exclusion List)	インド側:1,225品目 マレーシア側:838品目	関税引き下げから除外される品目数は、ASEAN・インド間のFTAに比べて減少している。ASEAN・インド間FTAにおける除外品目数は次の通り。 インド側:1,298品目、マレーシア側:898品目。
ノーマルトラック1 (Normal Track 1)	2013年9月30日までに関税撤廃	ASEAN・インド間のFTAに比べ3か月早く関税撤廃を達成。
ノーマルトラック2 (Normal Track 2)	2016年6月30日までに関税撤廃	ASEAN・インド間のFTAに比べ6か月早く関税撤廃を達成。
センシティブ品目 (Sensitive Track)	2016年6月30日までに5%まで関税引き下げ	ASEAN・インド間のFTAに比べ6か月早く関税引き下げを達成。
パーム油 (Refined Palm Oil)	2018年12月31日までに45%までインド側の関税引き下げ	ASEAN・インド間のFTAに比べて1年早く関税引き下げを達成。
パーム油製品 (3 Palm Oil Product)	2018年12月31日までに45%までインド側の関税引き下げ	当該3製品はASEAN・インド間のFTAでは、関税引き下げ対象品目になっていない。
【マレーシアのみ】 高度センシティブ品目 (Highly Sensitive List)	1. 関税率50%超のものの関税率を 2018年12月31日までに50%に引き下げ 2. 関税率50以下のものの関税率を 2018年12月31日までに、(1)50%、または(2)25%に引き下げ	
【インドのみ】 特別品目 (Special Products)	関税率を2018年12月31日に37.5～50%まで段階的に引き下げ	
【インドのみ】 スペシャルトラック (Special Track)	4～7年間で関税率を5～20%まで段階的に引き下げ	

(出所) マレーシア政府資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

C. インド側の関税引き下げスケジュールの例

インド側の関税引き下げスケジュールの一例を以下に記載する。詳細については、前述の URL ご参照。

【MICECAによるインド側の関税引き下げスケジュールの例】

関税コード	品目名	関税引き下げ時期(各年の1月1日より)と関税率(%)							
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
0306.12	ロブスター Lobsters	20	10	0	0	0	0	0	0
0705.11	キャベツ Cabbage lettuce	20	10	0	0	0	0	0	0
1604.15	サバ Mackerel	20	15	13	13	11	8	5	0
3823.11	ステアリン酸 Stearic Acid (Crude)	15	13	12	12	10	8	6	5
8205.1	ドリル (Drilling threading or tapping tools)	5	5	2.5	0	0	0	0	0
8415.10.10	スプリット型エアコン (Airconditioning machines [split system])	8	7	7	7	6	6	5	5
8516.40.00	電気アイロン (Electric smoothing irons)	8	7	7	7	6	6	5	5
8708.40	ギアボックス (Gearboxes and parts)	5	5	2.5	0	0	0	0	0
8711.30.10	スクーター (Scooter)	26	23	20	20	16	13	9	5
8711.30.20	オートバイ(250cc~500cc) (Motor-cycles)	26	23	20	20	16	13	9	5

(出所)マレーシア政府資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

《参考サイト》

マレーシア政府ホームページ (MICECA FAQs)

http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.article.Article_36eeebfb-c0a8156f-34c634c6-3f0b107b

(5) インドネシア

インドネシア政府は、これまで AFTA による ASEAN 内の関税引き下げを進めてきた。最近になり、日本との FTA 締結に続き、オーストラリアとの FTA の研究を開始している。

ASEAN-中国 FTA の関税率が 2010 年 1 月からさらに引き下げられ、インドネシア国内に安価な中国製品の輸入が増大したことにインドネシアの産業界は危機感を持っている。

【インドネシアの FTA への取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況	
中国(とASEAN)	締結済	中ASEAN包括的経済協力枠組協定締結済み(2002年11月)。 2003年10月1日から野菜・果物など188品目の関税を撤廃(アーリーハーベスト)。 2010年中国とASEAN6カ国との間でFTA完成予定。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
韓国(とASEAN)	締結済	2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。 2005年12月基本合意。2006年5月関税引下げ品目で合意。 2007年6月からマレーシア、インドネシア、シンガポール、ベトナム、ミャンマーとの間で発効。 フィリピン、カンボジア、ラオス、ブルネイとは2007年内に発効予定。タイはコメ開放問題で未発効。 ⇒2010年までに90%の品目の関税を撤廃、2016年までに残り7%の品目の関税を0-5%に引き下げ。北朝鮮の開場工業団地等の経済特区での生産品100品目に優遇税率適用。 (参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: http://www.aseansec.org/akfta.htm) ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更基準」。 (参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: http://www.aseansec.org/akfta.htm)
日本	締結済	2005年6月交渉開始で合意。2007年8月調印。2008年7月1日発効。 インドネシアにとって初の二国間FTA。 ⇒日本向け輸出額の93%、インドネシア向け輸出額の90%が10年後に無税に。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」。
日本(とASEAN)	締結済	2003年10月FTAの枠組みに基本合意。 ⇒2005年4月交渉開始。2007年5月物品貿易について原則合意(=大筋合意)した。 ⇒2007年11月経済連携協定(EPA)締結で最終合意。日本側は輸入額の9割の関税を即時撤廃。 ASEAN6は10年で9割以上の関税を撤廃。 ⇒2008年12月1日日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーで発効。2009年1月1日ブルネイ、2月1日マレーシア、6月1日タイ発効。 ※原産地規則は原則、「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更基準(4桁)」。 ※原産地規則の累積ルールが適用される。
インド(とASEAN)	締結済	2003年10月FTAの枠組みに基本合意。2009年8月署名。2010年1月発効。 ⇒段階的に関税率を0%に引き下げるノーマル・トラック品目に80%の品目が分類された。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%以上」と「関税番号変更基準(6桁)」を同時に満たすこと。
オーストラリア・ ニュージーランド (CER)(とASEAN)	締結済	2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。 2005年2月交渉開始。2009年2月署名。2010年1月発効。インドネシアは批准待ち。 (参照サイト=豪州政府ホームページ: http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/index.html)
エジプト	交渉中	2010年1月交渉入りで合意。
韓国	交渉中	2011年2月交渉入りで合意。
EFTA	交渉中	2010年7月交渉開始を宣言。
インド	研究中	2005年8月共同研究開始で合意。
オーストラリア	研究中	2007年6月共同研究開始で合意。共同研究終了。2010年3月交渉入りで合意。

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

【日本－インドネシア経済連携協定の概要】

～日本側93%、インドネシア側90%の品目の関税を協定発効から10年以内に撤廃～

① 鉱工業品全体	
鉱工業品：インドネシア側	
自動車・同部品	(現行関税率：0～60%) <ul style="list-style-type: none"> ・完成車：3,000cc超自動車(現行関税率45、60%) ⇒2012年までに関税撤廃 ・その他完成車(含バス・トラック)(現行関税率5～60%) ⇒大部分は2016年までに5%以下に関税撤廃・削減 ・自動車部品(0～60%) ⇒CKD(※)を始めとして、大部分は2012年までに関税撤廃 ※現地組立て用の完成車の全部品一式
鉄鋼	(現行関税率：0～20%) <ul style="list-style-type: none"> ・自動車・同部品、電気・電子、建設機械、エネルギー等の分野で用いられる高級鋼材 ⇒関税(5～20%)の不適用措置(特定用途免税制度)
電気・電子製品	(現行関税率：0～15%) <ul style="list-style-type: none"> ・即時撤廃、或いは大部分が2010年までに段階的に関税撤廃
鉱工業品：日本側	
<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ全ての鉱工業品の関税を即時に撤廃。 	
② 農林水産品	
農林水産品：日本側	
熱帯果実	<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮バナナ⇒関税割当：年間1,000t(10%、20%⇒0%) ・生鮮パイナップル(900g未満) ⇒関税割当：段階的に割当数量を増やし、5年目には、年間300t(17%⇒0%)
林産物(合板を除く)	⇒即時関税撤廃(0～6%⇒0%)
えび、えび調整品	⇒即時関税撤廃(15.3%⇒0%)
ソルビトール (菓子、佃煮等に使う甘味料)	<ul style="list-style-type: none"> ・関税割当：年間25,000t(枠内税率 3.4%) ・枠外税率の削減(7年間で17%⇒12%)
農林水産品：インドネシア側	
温帯果実	⇒即時関税撤廃 (ぶどう[5%⇒0%]、りんご[5%⇒0%]、かき[5%⇒0%]など)
その他：当初2年間に1,000名のインドネシア人看護師と介護士が日本に来ることができるようになる。	

(出所)「日インドネシア経済連携協定署名」2007年8月外務省資料、各種報道等より
 三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

(6) ベトナム

2007年1月にWTOに加盟したベトナムは、これまでAFTAによるASEAN域内諸国との間での関税引き下げを進めてきたが、現在、ASEANと中国、ASEANと韓国、また、ASEANと日本、との間で関税引き下げが行われていることから、これら諸国との関税率引き下げについても留意する必要が出てきている。また、日本はベトナムとの間で二国間FTAを締結している。ベトナム政府はTPPの次に貿易黒字であるEUとのFTA交渉に力を入れる方針。

【ベトナムのFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況	
中国(とASEAN)	締結済	中ASEAN包括的経済協力枠組協定締結済み(2002年11月)。 2003年10月1日から野菜・果物など188品目の関税を撤廃(アーリーハーベスト)。 2010年中国とASEAN6カ国との間でFTA完成予定。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」。
韓国(とASEAN)	締結済	2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。 2005年12月基本合意。2006年5月関税引き下げ品目で合意。 2007年6月からマレーシア、インドネシア、シンガポール、ベトナム、ミャンマーとの間で発効。 フィリピン、カンボジア、ラオス、ブルネイとは2007年内に発効予定。タイはコメ開放問題で未発効。 ⇒2010年までに90%の品目の関税を撤廃、2016年までに残り7%の品目の関税を0-5%に引き下げ。北朝鮮の開場工業団地等の経済特区での生産品100品目に優遇税率適用。 (参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: http://www.aseansec.org/akfta.htm) ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更基準」。 (参照サイト=ASEAN事務局ホームページ: http://www.aseansec.org/akfta.htm)
日本(とASEAN)	締結済	2003年10月FTAの枠組みに基本合意。 ⇒2005年4月交渉開始。2007年5月物品貿易について原則合意(=大筋合意)した。 ⇒2007年11月経済連携協定(EPA)締結で最終合意。日本側は輸入額の9割の関税を即時撤廃。 ASEAN6は10年で9割以上の関税を撤廃。 ⇒2008年12月1日日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーで発効。2009年1月1日ブルネイ、2月1日マレーシア、6月1日タイ発効。 ※原産地規則は原則、「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更基準(4桁)」。 ※原産地規則の累積ルールが適用される。
日本(と二国間)	締結済	2007年1月交渉開始。2008年12月署名。2009年10月発効。
インド(とASEAN)	締結済	2003年10月FTAの枠組みに基本合意。2009年8月署名。2010年1月発効予定。 ⇒段階的に関税率を0%に引き下げるノーマル・トラック品目に80%の品目が分類された。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%以上」と「関税番号変更基準(6桁)」を同時に満たすこと。
オーストラリア・ ニュージーランド (CER)(とASEAN)	締結済	2004年11月のASEAN首脳会議で2005年からのFTA交渉開始で合意。 2005年2月交渉開始。2009年2月署名。2010年1月発効。 (参照サイト=豪州政府ホームページ: http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/index.html)
チリ	締結済	2011年11月締結。
EU	交渉中	2010年3月交渉開始で合意。
環太平洋戦略的 経済連携協定 (TPP)	交渉中	2006年5月シンガポール、ニュージーランド発効。7月ブルネイ発効。11月チリ発効。 2008年3月米国が投資・金融サービス交渉に参加。同年9月米国が包括的参加交渉立ち上げを発表。2008年11月豪州、ペルー、2010年3月ベトナムが交渉参加を表明。 2010年10月マレーシアが交渉参加を決定。2011年11月日本が交渉参加表明。
韓国	研究済	2011年12月共同研究完了。2012年から交渉開始予定。

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

①日本-ベトナム経済連携協定(JVEPA) ~ベトナムは日本からの現在の輸入額の88%に当る品目の関税を10年間で無税に~

2008年12月25日、中曽根外務大臣とベトナムのホアン商工大臣は、日本・ベトナムの二国間経済連携協定に署名した。両国内批准作業を経て2009年10月1日に発効した。

本協定締結後、ベトナムは、日本からの現在の輸入額の88%に当る品目の関税を協定発効後10年間で無税にする。16年間で約93%の品目が無税になる。また、日本はベトナムからの輸入額の約95%に当る品目の関税を10年間で無税にする。両国合計では、往復貿易額の約92%の品目について協定発効後10年間で関税が撤廃される。

A. 本協定による物品関税の引き下げ

a. ベトナム側の物品関税引き下げ

ベトナム側が関税を引き下げる主要な日本側の関心品目は以下の通り。なお、個別品目の関税引き下げスケジュールは次のサイトで確認できる。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/jyobun.html より、「附属書一、第十六条に関する表」を参照。)

【ベトナム側の市場アクセス改善】

(1) 鉱工業分野

分野	品目	現行関税率	交渉の結果
自動車部品	ギアボックス	10-20%	10年間で関税撤廃
	ボルト・ナット	5-20%	5年間(一部は10年間)で関税撤廃
	エンジン・エンジン部品	3-20%	10-15年間で関税撤廃
	ブレーキ	10%	10-15年間で関税撤廃
鉄鋼	熱延鋼板	0%	現行関税率で固定
	冷延鋼板	3-7%	15年間で関税撤廃
	亜鉛めっき鋼板	5-12%	10年間で関税撤廃
電気電子	カラーテレビ	40%	8年間で関税撤廃
	フラットパネル、DVD部品	3%	2年間で関税撤廃
	デジタルカメラ	10%	4年間で関税撤廃

(2) 農林水産分野

品目	現行関税率	交渉の結果
切花	30%	協定発効時に関税撤廃
りんご	20%	10年間で関税撤廃
なし	25%	10年間で関税撤廃
みかん	30%	10年間で関税撤廃
太平洋さけ	30%	10年間で関税撤廃

(出所)外務省資料より三菱東京UFJ銀行 国際企画部情報戦略グループ作成

b. 日本側の関税引き下げ

日本側が物品関税を引き下げる主要な品目でベトナム側が関心を持つ項目は以下の通り。

【日本側の市場アクセス改善】

(1) 鉱工業分野

ほぼすべての品目につき即時関税撤廃。

(2) 農林水産分野

分野	交渉の結果 (カッコ内は現行関税率 [一般特惠税率を含む])
農産品	・ドリアン(2.5%)、オクラ(3%)は即時関税撤廃
	・冷凍ほうれん草(6%)、ピーマン(3%)は5年で関税撤廃
	・スイートコーン(6%)、カレー調整品(3.6%)は7年間で関税撤廃
	・煎ったコーヒー(10%)、緑茶(17%)は15年間で関税撤廃
	・天然はちみつ(25.5%)は関税割当を設定(域内税率を12.8%とする。また、その枠については、1年目の100トンから毎年5トンずつ拡大し、11年目及びそれ以降は150トンとする。)
林産品	・(合板等をのぞく)林産品(0-6%)は、即時~10年で関税撤廃
水産品	・えび(1-2%)及びえび調製品(3.2-5.3%)は即時関税撤廃
	・冷凍たこ(5%)及び冷凍たちうお(3.5%)は5年間で関税撤廃

(出所)外務省資料より三菱東京UFJ銀行 国際企画部情報戦略グループ作成

c. 原産地規則 (ROO : Rules of Origin)

日本・ベトナム経済連携協定の対象品目となるためには、「完全生産品」、「原産材料のみから生産された産品」または、「実質的変更が行われた産品 (例. 輸入材料を用い日本で40%以上の付加価値が加えられた機械類等)」の基準を満たす必要がある。ASEAN と他国との FTA における原産地規則では「付加価値率 40%以上」の基準が適用されるケースが多く、今回の原産地規則は、これと同等の水準である。

②韓国—ASEAN FTA

韓国—ASEAN 間の FTA におけるノーマル・トラック品目(※)のベトナム側の関税引き下げスケジュールは以下の通り。

※ベトナム側の品目は、ノーマル・トラック品目、センシティブ品目、高度センシティブ品目に分類されている。

【韓国—ASEAN間のFTAにおけるベトナム側のノーマルトラック品目関税引き下げスケジュール】

発効時点関税率(=X)	2006	2007	2008	2009	2011	2013	2015	2016
$X \geq 60\%$	60	50	40	30	20	15	10	0
$40\% < X \leq 60\%$	45	40	35	25	20	15	10	0
$35\% < X \leq 40\%$	35	30	30	20	15	10	0-5	0
$30\% < X \leq 35\%$	30	30	25	20	15	10	0-5	0
$25\% < X \leq 30\%$	25	25	20	20	10	7	0-5	0
$20\% < X \leq 25\%$	20	20	15	15	10	7	0-5	0
$15\% < X \leq 20\%$	15	15	15	10	7	5	0-5	0
$10\% < X \leq 15\%$	10	10	10	8	5	0-5	0-5	0
$7\% < X \leq 10\%$	7	7	7	7	5	0-5	0-5	0
$5\% < X \leq 7\%$	5	5	5	5	5	0-5	0	0
$X < 5\%$	当初関税率を適用						0	0

(出所) ASEAN事務局資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

<http://www.aseansec.org/akfta.htm>

※各年について、当該年の1月2日から翌年の1月1日まで上記関税率が適用される。

(7) インド

インドは南アジア 7 カ国間で 1995 年「南アジア特惠貿易協定(SAPTA)」を締結したが品目が限定されており効果は限られていた。このため新たに「南アジア自由貿易地域(SAFTA)」を創設した。

また、中国が ASEAN に FTA 攻勢をかけていることに対抗し、「インド・ASEAN 間 FTA」の交渉を開始、2010 年 1 月発効。2010 年 1 月にタイ、マレーシア、シンガポールとの間で発効、6 月にベトナムとの間で発効している。段階的に関税率を 0%に引き下げるノーマル・トラック品目に 80%の品目が分類された。本 FTA の発効により、ASEAN 進出日系企業のインド向け輸出機会が拡大することが期待されている。

ASEAN の個別国 FTA としては、シンガポール・マレーシアと FTA を締結、タイとも交渉中である。タイとの FTA では早期関税引き下げ品目として 82 品目が設定されている。これには両国進出日系企業の生産品目（ベアリング、TV 関連製品、冷蔵庫、エアコンなど）が含まれており、両国進出企業に輸出拡大の機会が広がっている（品目名別掲）。

日本との FTA は 2011 年 8 月発効。韓国との FTA は 2010 年 1 月に発効している。

【インドのFTAへの取組み】その1

相手国・エリア	交渉進展状況	
ネパール	締結済	1991年12月発効。ネパールからインドへの輸入品関税を免除。インドからネパールへの輸出品関税は不変。
南アジア7カ国(SAPTA) バングラディッシュ、ブータン、 インド、モルジブ、ネパール、 パキスタン、スリランカ	締結済	1995年12月7日発効。 名称:「南アジア特惠貿易協定」(SAPTA) ⇒91年のスリランカの提案により南アジア6カ国(SAARC)で結成。 各国の譲許的関税適用品目が限定されており効果は限定的。
スリランカ	締結済	2001年12月15日発効。 ⇒インド産業界の反発によりスリランカの主要輸出品である衣料品、紅茶の関税が完全には撤廃されず。
南アジア7カ国(SAFTA) バングラディッシュ、 ブータン、インド、 モルジブ、ネパール、 パキスタン、 スリランカ	締結済	2004年1月のSAARC首脳会議で創設に合意。2006年1月発効。 名称:「南アジア自由貿易地域」(SAFTA=South Asian Free Trade Area) ⇒SAPTAが不完全だったのを補う。2006年7月から関税引き下げ実施。 ⇒2007年末までにインド、パキスタン、スリランカが例外品目(=センシティブ品目)を除き関税率を20%以下に引き下げ。域内開発途上国(LDCs [Least Developed Contracting States]=バングラディッシュ、ブータン、モルジブ、ネパール)が30%以下に引き下げる。 ⇒関税率0~5%への引き下げ時期は、インド、パキスタンは2012年末。スリランカ2013年末、域内開発途上国(LDCs)は2015年末。 ⇒原産地規則は、①関税番号変更、②現地調達比率を併用。現地調達比率については、インド、パキスタン、スリランカが40%以上、域内開発途上国(LDCs)が30%以上。 ⇒インドは例外品目に農産品、繊維製品、化学品など数百品目を指定している。 (参照サイト= http://www.saarc-sec.org/main.php?t=2.1.6)
シンガポール	締結済	2003年5月交渉開始。2005年6月締結。8月発効。包括的経済協力協定(CECA) ⇒シンガポールは即時全品目の関税撤廃。 ⇒インドは即時506品目の関税撤廃。2005年8月から2009年4月に2,202品目の関税撤廃。2,407品目の関税を5割削減。 2007年12月CECA改定文書に調印。インド側が追加539品目の関税引き下げ、撤廃を実施。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」と「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
メルコスール(※1)	締結済	2004年1月締結。特惠関税をインド側450品目、メルコスール側452品目に適用。
チリ	締結済	2007年8月発効。インド側178品目、チリ側296品目の関税を10~50%引き下げ。
ASEAN	締結済	2003年10月FTAの枠組みに基本合意。2009年8月署名。2010年1月発効。 ⇒2010年1月タイ、マレーシア、シンガポール発効。2010年6月ベトナム発効。 ⇒段階的に関税率を0%に引き下げるノーマル・トラック品目に80%の品目が分類された。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%以上」と「関税番号変更基準(6桁)」を同時に満たすこと。 (参照サイト= http://commerce.nic.in/pressrelease/pressrelease_detail.asp?id=2461) (参照サイト= http://app.mti.gov.sg/default.asp?id=148&articleID=19541)

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

【インドのFTAへの取組み】その2

相手国・エリア	交渉進展状況																														
韓国	締結済	2006年3月交渉開始。2009年8月7日署名。2010年1月発効。 ⇒韓国からの輸入のうち金額ベースで74.5%の品目の関税率を8年以内に撤廃。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%以上」と「関税番号変更基準(6桁)」を同時に満たすこと。																													
日本	締結済	2007年1月交渉開始。2010年10月25日経済連携協定締結で正式合意。 2011年8月発効。 ⇒日本からの輸入の約90%の品目の関税を10年で撤廃。 ※原産地規則は原則、「『関税番号変更基準(6桁[=CTH])』と『現地調達比率(=累積付加価値比率)35%』を同時に満たすこと」となっている。 (参照サイト: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/i_india/jvobun.html)																													
マレーシア	締結済	2004年12月交渉開始で合意。2011年7月発効。2019年までに関税引き下げ。 ※原産地規則は「『原産地調達率35%以上の達成、かつ、関税分類コード6桁基準において関税分類コードが変更されていること』または、『品目別の原産地規則を満たすこと』」																													
タイ	交渉中	2003年10月枠組み交渉終了。センシティブ品目の選定について交渉継続中。 ⇒2004年9月から82品目を先行開放。2004年9月50%、2005年9月75%、2006年9月100%関税率引き下げ済。(品目名、別紙ご参照) ⇒2010年までに関税撤廃予定であったが交渉難航中。 ※アーリーハーベスト82品目の原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」の2つ。「現地調達比率」のみの品目もある。																													
タイ、インド、ミャンマー、 バングラディッシュ、 スリランカ、ブータン、 ネパール(BIMSTEC)	交渉中	2004年2月FTA創設で合意。2005年12月に2006年7月1日からの関税引き下げに合意。 品目の20%以下をネガティブリストに指定可能な方式。 また、10%の品目をファーストトラックに指定する。 2017年までに自由貿易圏形成を完了。 <table border="1" data-bbox="539 925 1307 1232"> <thead> <tr> <th rowspan="2">【ファースト・トラック】</th> <th rowspan="2">国</th> <th colspan="2">関税撤廃時期</th> </tr> <tr> <th>DC国向け</th> <th>LDC国向け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>インド、スリランカ、タイ(DC国)</td> <td>2009年6月30日</td> <td>2007年6月30日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)</td> <td>2011年6月30日</td> <td>2009年6月30日</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">【ノーマル・トラック】</th> <th rowspan="2">国</th> <th colspan="2">関税撤廃時期</th> </tr> <tr> <th>DC国向け</th> <th>LDC国向け</th> </tr> <tr> <td></td> <td>インド、スリランカ、タイ(DC国)</td> <td>2012年6月30日</td> <td>2010年6月30日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)</td> <td>2017年6月30日</td> <td>2015年6月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>詳細HPご参照。http://www.bimstec.org/PDF/Protocol_to_agreement.pdf</p>		【ファースト・トラック】	国	関税撤廃時期		DC国向け	LDC国向け		インド、スリランカ、タイ(DC国)	2009年6月30日	2007年6月30日		バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2011年6月30日	2009年6月30日	【ノーマル・トラック】	国	関税撤廃時期		DC国向け	LDC国向け		インド、スリランカ、タイ(DC国)	2012年6月30日	2010年6月30日		バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2017年6月30日	2015年6月30日
【ファースト・トラック】	国	関税撤廃時期																													
		DC国向け	LDC国向け																												
	インド、スリランカ、タイ(DC国)	2009年6月30日	2007年6月30日																												
	バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2011年6月30日	2009年6月30日																												
【ノーマル・トラック】	国	関税撤廃時期																													
		DC国向け	LDC国向け																												
	インド、スリランカ、タイ(DC国)	2012年6月30日	2010年6月30日																												
	バングラディッシュ、ブータン ミャンマー、ネパール(LDC国)	2017年6月30日	2015年6月30日																												
モーリシャス	交渉中	印モーリシャス包括的経済協力協定。2005年4月交渉開始。																													
GCC※2)	交渉中	2006年3月交渉開始。2008年9月第2回会合実施。																													
SACU※3)	交渉中	2004年9月枠組協定妥結。アフリカ側の承認待ち。																													
EU	交渉中	2007年6月交渉開始。2009年7月第7回会合。2012年の発効を目指す。 (参照サイト: http://www.bilaterals.org/rubrique.php?id_rubrique=163 http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/india/index_en.htm)																													
EFTA	交渉中	2008年10月交渉開始。2010年8月第5回交渉実施。																													
イスラエル	交渉中	2010年11月交渉開始。2011年6月第3回交渉実施。																													
ニュージーランド	交渉中	2010年4月交渉開始。2011年3月第4回交渉実施。																													
カナダ	交渉中	2010年11月交渉開始。2011年7月第2回交渉。																													
中国	研究中	2005年4月共同研究開始で合意。																													
インドネシア	研究中	2005年8月共同研究開始で合意。2007年10月研究開始。																													
オーストラリア	研究中	2007年8月共同研究開始で合意。2009年9月最終会合実施。2010年5月結果まとまる。																													
ロシア、カザフスタン、 ペラルーシ関税同盟	研究中	2011年12月共同研究開始で合意。																													
台湾	協議	締結に向けて内容協議中。																													

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

※1. メルコスール=アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ

※2. GCC=湾岸協力会議。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE

※3. SACU=南部アフリカ関税同盟。南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド

○日本—インド経済連携協定

2011年8月1日、日本—インド経済連携協定が発効した。本協定は、2010年10月25日に「日印

包括的経済連携協定締結に関する両首脳間共同宣言」が署名され、2011年6月30日に外交上の公文の交換が行われていたもの。

両国間の貿易総額の94%の関税を10年で撤廃する。インドは輸入の約90%、日本は輸入の約97%の関税を撤廃する。

日本企業のインドへの輸出拡大に活用されることが期待される。

協定の詳細（関税引き下げ品目の詳細等）については、以下の外務省のホームページをご参照。

日本語

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/jyobun.html

英語

<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/epa201102/index.html>

以下、経済産業省の資料を基に主要ポイントを記載する。

インド側の関税引き下げについては、日本からの鉄鋼製品、自動車部品（ディーゼル・エンジン、ギアボックス、バンパー、マフラー）、電気電子製品（液晶パネル）等の関税が引き下げられる予定。日本からの完成車は関税下げの対象とならない。

インド側の主な関税引き下げ品目と引き下げスケジュールは以下の通り。

関税は、例えば10%を10年で撤廃の場合、10%を11で割り、協定発効時に11分の1が即時引き下げられ、その後、毎年4月1日に11分の1ずつが引き下げられる。

①インド側の関税引き下げ品目の例

分野	品目	基準税率	交渉の結果
自動車部品	ディストリビューター	7.5%	10年で撤廃
	点火コイル	7.5%	10年で撤廃
	バンパー	10%	10年で撤廃
	消音装置(マフラー)	10%	10年で撤廃
	ディーゼルエンジン	12.5%	6年間で5%まで関税削減
	ギアボックス	12.5%	8年間で6.25%まで関税削減
鉄鋼製品	熱延鋼板	5%	5年で撤廃
	冷延鋼板	5%	5年で撤廃
	合金鋼	5%	5年で撤廃
	亜鉛めっき鋼板	5%	5年で撤廃
電気電子	リチウムイオン電池	10%	10年で撤廃
	DVDプレーヤー	10%	10年で撤廃
	MP3プレイヤー	5%	5年で撤廃
	レンジ	10%	10年で撤廃
	鉛蓄電池	10%	10年で撤廃
	液晶パネル	10%	即時撤廃
一般機械	ブルドーザー	7.5%	10年で撤廃
	産業用ロボット	7.5%	10年で撤廃
	エアコン部品	10%	10年で撤廃
	蒸気タービン	7.5%	10年で撤廃
	ガスタービン	7.5%	10年で撤廃
	織機	7.5%	10年で撤廃
	印刷機械	7.5%	10年で撤廃
	工業用ミシン	7.5%	10年で撤廃
繊維製品	綿織物	10%	即時撤廃
	衣類	10%	即時撤廃
化学品	印刷用インク	7.5%	10年で撤廃
	ナイロン	10%	10年で撤廃
農産品	盆栽	5%	即時撤廃
	ナガイモ	30%	10年で撤廃
	モモ	30%	10年で撤廃
	イチゴ	30%	10年で撤廃
	カキ	30%	10年で撤廃

(出所)経済産業省資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

②原産地規則

A. 一般原則

原産地規則の一般原則は「『関税番号変更基準(6桁[=CTH])』と『現地調達比率(=累積付加価値比率)35%』を同時に満たすこと」となっている。これはASEAN-インド間のFTAと同様の原産地規則である。

B. 個別品目規則

上記の一般原則に加え、今回の協定では、個別品目規則(PSR=Product Specific Rules)が導入されている。個別品目規則がある品目については、より簡便な原産地規則が適用され、本協定による関税引き下げの申請が容易になる。個別品目規則があるのは、鉄鋼、化学、金属、繊維、電気電子等である。

【PSR の例】

鉄鋼製品、化学品、金属：関税番号変更基準（6桁）のみを適用
 繊維製品：加工工程基準（2工程）を適用

③日本側の関税引き下げ品目の例

分野	品目	基準税率	交渉の結果
農水産品	ドリアン	2.5%	即時撤廃
	スイートコーン	6%	7年で撤廃
	カレー	3.6%	10年で撤廃
	紅茶(3kg超・飲用)	2.5%	10年で撤廃
	製材	0-3.6%	即時撤廃
	えび	1-2%	即時撤廃
	えび調整品	3.2-5.3%	10年で撤廃

(出所) 経済産業省資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

日本側は、ほぼ全ての鉱工業品の関税を即時撤廃する。インドからの輸出については、えび関連品輸出にメリットが大きい。

④その他の合意事項

A. 後発医薬品

後発医薬品の承認審査については、国内法令の要求を満たす限りにおいて、相手国の申請者に内国民待遇を与え、合理的な期間内に手続を完了させることを約束している。

B. 流通サービスの自由化

- ・問屋・卸売に関し日本資本を 100%まで認める。
- ・シングルブランドの小売に関し日本資本を 51%まで認める。
- ・シングルブランドに限定したフランチャイズに関し日本資本を 100%まで認める。

C. 製造業関連サービスの自由化（3年後に対象範囲見直し）

- ・コンピュータ関連サービス、レンタルサービス、修理保守サービス、広告サービス、建設サービス等について日本資本を 100%まで認める。

D. その他の自由化

- ・音声電話サービスへの日本資本を 74%まで認める（現状、外資 25%）。
- ・情報及びデータのオンライン処理への日本資本を 74%まで認める（現状、外資 74%）。
- ・ファイナンスリースへの日本資本を 100%まで認める（現状、外資 51%）。
- ・生命保険への日本資本を 26%まで認める（現状、約束なし）。

- ・ アドバイス・金融補助サービスへの日本資本を 100%まで認める（現状、外資 51%）。

⑤ 自然人の移動

A. インド側が約束した主なもの

短期の商用訪問者や企業内転勤者に加え、新たに投資家の入国及び一時的な滞在を約束。商用訪問者の滞在期間を、90 日以内から 180 日以内に延長。

B. 日本側が約束した主なもの

現行の入管制度の範囲内で、ヨガ、インド料理、インド伝統舞踊・音楽、英語の指導員の入国・就労を認める。インド人看護師・介護福祉士の受入れの可否については、協定発効後 1 年以内、遅くとも 2 年以内に結論を出す。

【インド・タイ間のFTAにおける早期関税引き下げ品目(82品目)】(その1)

～関税下げ実施済み。2006年9月以降は関税は撤廃されている。～

No	HSコード	品目名
1	080450	マンゴー、マンゴスチン: Ex. Fresh Mangosteens, mangoes
2	080610	ぶどう: Fresh grapes
3	080810	りんご: Apples
4	081060	ドリアン: Ex. Fresh durians
5	081090	ランブータン、竜眼(ロンガン): Ex. Fresh rambutans, longans, pomegranates
6	100110	デュラム小麦: Durum wheat
7	100190	その他の小麦及びメスリン: Other wheat and meslin
8	160411	さけ: Salmon, whole or in pieces but not minced, prepared or preserved
9	160413	いわし: Sardines, sardenella and brisling or sprats, whole or in pieces but not minced, prepared or preserved
10	160415	さば: Mackerel whole or in pieces but not minced, prepared or preserved
11	160510	カニ: Crab prepared or preserved
12	250100	塩、純塩化ナトリウム及び海水: Salt (incl table salt & denatrd salt) & pure sodim chlrd w/n aqs soln sea wtr
13	261000	クロム鉱: Chromium ores & concentrated
14	281119	その他の無機酸: Other inorganic acids
15	281820	酸化アルミニウム: Other aluminium oxide
16	281830	水酸化アルミニウム: Aluminium hydroxide
17	291739	その他のポリカルボン酸等: Othr armtc pycrboxylic acids thr anhydrs harides peroxides peroxyacds & thr drvtvs
18	390690	その他アクリル重合体: Other acrylic polymers in primary forms
19	390710	ポリアセタール: Polyacetals in primary forms
20	390730	エポキシ樹脂: Epoxide resins in primary forms
21	390740	ポリカーボネート: Polycarbonates in primary forms
22	390799	その他不飽和ポリエステル: Saturated polyallyl esters and other saturated pol
23	390810	ポリアミド: Polyamide-6,-11,-12,-6,6,-6,9,-6,10 or -6,12 in primary forms
24	390890	その他のポリアミド: Other polyamides in primary forms
25	390950	ポリウレタン: Polyurethanes in primary forms
26	391990	その他のプラスチック製の板、シート、フィルム等: Other self-adhesive plates, sheets, film, foil, tape, strip and other flat shapes of plastics
27	441219	その他の合板: Other plywd comsstng only shts of wood of thickness of each sheet nt excd 6mm
28	710310	加工していない貴石、半貴石: Precious stones (other than diamonds) and semi-preciosstones, unworked or simply sawn or roughly shaped
29	710490	その他の合成又は再生の貴石、半貴石: Other synthetic or reconstructed precious or semi-recioous stones
30	710510	ダイヤモンドの粉: Dust and powder of diamonds
31	711319	その他の貴金属製の身辺用細貨類及びその部分品: Articles of jewellery and parts thereof, of other precious metal, whether or not plated or clad with precious metal
32	720150	合金鉄及びスピーゲル: Alloy pig iron: spiegeleisen
33	720711	鉄又は非合金鋼の半製品。炭素の含有量が全重量の0.25%未満。横断面が長方形で幅が厚さの2倍未満のもの: Prdcts contng by wt<0.25% crbn, of rctnglr (incl sqr) crs-sctn; wdth<twice the thckns
34	720719	その他の鉄又は非合金鋼の半製品。Othr prdcts contng by wt<0.25% of carbon
35	722619	その他のけい素鋼の合金鋼のプロジェクトラットロール製品(幅が600mm以下): Flt-rolld prdcts of silicon eletricl stl other thn grain-oriented
36	722990	その他の合金鋼の線: Other wire
37	730792	鉄鋼製の管用継手。エルボ、バンド及びスリーブ: Threaded elbows, bends and sleeves of iron or steel
38	732020	鉄鋼製のコイルばね: Helical springs, of iron or steel
39	732690	その他の鉄鋼製品。鍛造又は型打ちをしたもの: Other articles of iron or steel wire, not forged

(出所)インド政府商工業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

※2004年9月1日より関税率引き下げ開始。引き下げ率は、

2004年9月1日～2005年8月31日 50%

2005年9月1日～2006年8月31日 75%

2006年9月1日～ 100% (=関税はゼロになる)

※当初引き下げ予定の84品目からHSコード390210のポリプロピレンとHSコード390760の

ポリエチレン・テレフタレートが除外され、早期関税引き下げ品目は82品目となっている。

【インド・タイ間のFTAにおける早期関税引き下げ品目(82品目)】(その2)

～関税下げ実施済み。2006年9月以降は関税は撤廃されている。～

No	HSコード	品目名
40	760110	アルミニウム(合金を除く): Aluminium, not alloyed
41	760120	アルミニウム合金: Aluminium alloys
42	840490	ボイラー用の補助機器の部分品: Parts of the items of 840410 & 840420
43	840991	ピストン式火花点火内燃機関に使用する部分品: Parts suitable for use solely or principally with sparkignition internal combustion piston engines
44	841360	その他の回転容積式液体ポンプ: Other rotary positive displacement pumps
45	841381	その他のポンプ: Other pumps
46	841451	ファン。卓上用、床用、壁用、窓用、天井用、屋根用ファンで出力125ワット以下の電動機を自蔵するもの: Table, floor, wall, window, ceiling/roof fans, with self-contained electric motor of output<=125W
47	841459	その他のファン: Other fans
48	841490	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファンの部分品: Parts of air/vacuum pumps, compressors & fans
49	841510	窓又は壁に取り付けるエアコンディショナー: Window/wall types self-contained air conditioning machines
50	841821	家庭用冷蔵庫(圧縮式): Compression-type refrigerators, household
51	841990	瞬間湯沸機及び貯蔵式湯沸機の部分品: Parts of machinery, plant/laboratory equipment etc of the items of heading 8419
52	842199	気体のろ過機及び清浄機その他の部分品: Other parts of filtering/purifying machinery
53	842390	分銅及び重量測定機器の部分品: Weighing machine weights & parts of the machinery
54	842549	その他のジャッキ及び車両持ち上げに使用する種類のホイスト: Jacks, hoists, of a kind used for raising vehicles
55	843221	ディスクハロー: Disc harrows
56	843780	その他の種、穀物又は乾燥した豆の洗浄用、分類用又は格付け用の機械: Other machinery for cleaning, sorting/grading seeds
57	844820	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機の部品と付属品: Parts & accessories of machines of heading No.8444/of their auxiliary machinery
58	844833	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー: Spindles, spindle flyers, spinning rings and ring travellers
59	847141	自動データ処理機等(少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの): Other digital automatic data processing machines comprising in same housing a central processing unit & input & output unit, with/not combined
60	847190	その他の自動データ処理機等: Other
61	847290	その他の事務用機器: Other office machines
62	847751	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のその他のゴム・プラスチック成形機械: Machinery for moulding/retreading pneumatic types or for moulding/otherwise forming inner tubes
63	847989	その他の機械: Other machinery & mechanical appliances of heading 8479
64	847990	その他の機械類の部分品: Parts of machines of heading 8479
65	848079	ゴム又はプラスチックの成形用の型(射出式又は圧縮式のもの以外): Other moulds for rubber/plastics
66	848180	その他のコック、弁: Other appliances for pipes, boiler shells, tanks, vats or the like
67	848210	玉軸受(ボールベアリング): Ball Bearings
68	848350	はずみ車及びプーリー(プーリーブロックを含む): Flywheels and pulleys, including pulley blocks
69	850431	その他のトランスフォーマー。容量が1キロボルトアンペア以下のもの: Other transformers having a power handling capacity not exceeding 1KVA
70	851220	その他の電気式の照明用又は可視信号用の機器: Other lighting or visual signalling equipment
71	851711	コードレス送受話器付きの有線電話機: Line telephone set with cordless hand sets
72	851790	有線電話用又は有線電信用の電気機器の部分品: Parts of telephonic/telegraphic apparatus
73	852390	その他の録音・記録用媒体: Other prepared unrecorded media
74	852812	カラーテレビ: Receptacles for TV etc colour
75	852910	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品: Aerials & Aerials reflectors of all kinds parts suitable for use therewith
76	853400	印刷回路: Printed circuits
77	854011	カラーのテレビジョン受像用陰極線管: Cathode-ray TV picture tubes, including video monitor-cathode-ray tubes-colour
78	870840	ギアボックス: Gear Boxes
79	903289	その他の自動調整機器(サーモスタット、マノスタット以外): Other automatic regulating/controlling instruments & apparatus
80	903290	自動調整機器の部分品及び付属品: Parts and accessories of instruments of 9032
81	910211	機械式表示部のみを有する腕時計、懐中時計、その他の携帯用時計: Wrist-watches, electrically operated, with/incorporating stop-watch function mechanical display only
82	940190	腰掛けの部分品: Parts of seats, whether or not convertible into beds

(出所)インド政府商工業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

(8) オーストラリア

オーストラリアは、シンガポール、タイとの FTA を締結している他、ASEAN 全体との FTA についてもニュージーランドと共に署名した。タイとの FTA 締結後は、オーストラリア側の完成車輸入関税が引き下げられ、タイからの自動車輸出が増えるといった効果が出ている。また、オーストラリアは、マレーシア、中国、日本と FTA 交渉中の他、インドネシアと FTA の共同研究を進めつつある。オーストラリアとアジア諸国との経済関係の緊密化は今後も進展すると見られており、日系企業にとっては FTA 進展による関税引き下げメリット(輸出増、輸入コスト減)の享受が可能になる。

【オーストラリアのFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況	
ニュージーランド	締結済	1983年1月1日発効。 名称:「オーストラリア・ニュージーランド経済協力緊密化協定」(ANZCERTA)。 ⇒自由貿易協定。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」(2007年1月以降)。
シンガポール	締結済	2003年2月締結、7月発効。名称:SAFTA。 ⇒全ての物品の関税が無税に。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)50%以上または30%以上」。
米国	締結済	2004年5月調印、2005年1月発効。 名称:「オーストラリア・米国自由貿易協定」(AUSFTA)。 ⇒米国側の非農産品(除く繊維製品・衣服)の97%の関税が無税に。2015年には米国側の非農産品の全ての関税は無税に。 ⇒オーストラリア側の工業製品の99%の関税が無税に(工業製品は米国からの輸出の93%を占める)。2015年には工業製品の全ての関税は無税に。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」と「現地調達比率(=累積付加価値比率)」。 http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/us.html
タイ	締結済	2004年7月調印、2005年1月発効。名称:TAFTA。 ⇒タイ側は当初全品目中、5割の品目の関税を撤廃(オーストラリアからの輸出の80%を占める)。 ⇒オーストラリア側は当初全品目中、83%の品目の関税を撤廃。 ⇒2010年には両国間の貿易額の98%の関税が無税に。 ⇒両国の個別品目の関税引き下げスケジュールについては、 http://www.thaifta.com/english/index_eng.html のTariff Schedule of Thailand および Tariff Schedule of Australia で確認可能。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部「現地調達比率(=累積付加価値基準)」。
チリ	締結済	2007年8月第一回会合開催。2008年7月調印。 2009年3月発効。発効時、品目ベースで92%、貿易量で97%の関税を撤廃、2015年までに両国の全品目の関税がゼロになる。
ASEAN (ニュージーランドと合同)	締結済	2005年2月交渉開始。2009年2月署名。2010年1月発効。タイは3月発効。 (参照サイト= http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/aanzfta/index.html)
環太平洋戦略的 経済連携協定 (TPP)	交渉中	2006年5月シンガポール、ニュージーランド発効。7月ブルネイ発効。11月チリ発効。 2008年3月米国が投資・金融サービス交渉に参加。同年9月米国が包括的参加交渉立ち上げを発表。2008年11月豪州、ペルー、2010年3月ベトナムが交渉参加を表明。 2010年10月マレーシアが交渉参加を決定。2011年11月日本が交渉参加表明。
中国	交渉中	2005年4月交渉開始で合意。5月交渉開始。2008年12月会合後、中断し、 2010年2月に交渉再開。 ⇒中国側にはオーストラリアからの安価な農産物流入懸念がある。 ⇒オーストラリア側には中国からの安価な工業製品流入懸念がある。
マレーシア	交渉中	2005年4月交渉開始で合意。5月交渉開始。2006年交渉中断。 2008年10月交渉再開で合意。
日本	交渉中	2006年12月交渉開始に合意。2007年4月交渉開始。2011年12月第13回会合実施。
GCC諸国	交渉中	2007年7月交渉開始。
韓国	交渉中	2009年3月交渉開始に合意。2010年5月第5回交渉を開催。
インドネシア	交渉中	2007年8月共同研究開始。2010年11月交渉入り合意。
インド	共同研究	2008年4月共同研究開始。2010年5月完了。
EU	共同研究	

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

○タイ・オーストラリアFTAにおける関税率下げ(※タイの項ご参照)

(9) 日本

2011年11月日本政府は、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加を表明した。本協定に日本が参加すれば、現状FTA未締結である「米国や豪州とのFTA」が実現されるため注目されている。TPPについては後述する。

日本は、2002年にシンガポールと初の経済連携協定を締結した。その後、各国との交渉を加速させ、現在、シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、ベトナム、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インドと締結。ペルーと署名済み。

これにより ASEAN 側での関税下げのメリットが生じ、ASEAN 進出日系企業の日本からの部品や素材調達コストが削減されている。ASEAN との FTA では、ASEAN 域内での累積原産地規則が適用されるため、日本・ASEAN 内で生産分業している日本企業の製品の日本と ASEAN 域内での関税が下がるという効果があり、日系企業へのメリットが大きい。

2009年2月欧州諸国との初のFTAとして、日本－スイスFTAが署名されて9月に発効している。また、**EUとのFTA締結に向け2011年5月に、協定対象範囲を検討する予備交渉「スコーピング」の開始で合意した。本交渉は大型のFTAとして注目されている。EUは、日本が環太平洋経済連携協定（TPP）交渉を推進し米国とのFTAが成立することに刺激され、日本とのFTA交渉推進に力を入れるとみられる。**

日本政府は、「ASEAN+6（＝日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド）」の16カ国を対象エリアとしたアジア広域 FTA（＝東アジア包括的経済連携 [CEPEA=Comprehensive Economic Partnership in East Asia] 構想※）の成立を目指している。 ※2006年3月に日本の経済産業省が提案した構想。

2011年8月、日本・インド両国による「日印包括的経済連携協定」が発効した。両国間の貿易総額の94%の関税を10年で撤廃する。インドは輸入の約90%、日本は輸入の約97%の関税を撤廃する。日本企業のインドへの輸出拡大に活用されることが期待される。日本からの鉄鋼、自動車部品（ディーゼルエンジン、バンパー、マフラー）等の関税が引き下げられる。日本からの完成車は関税下げの対象とならない。

日本の FTA の現状については、以下の外務省のホームページで詳細を確認できる。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>

【日本のFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況	
シンガポール	締結済	2001年1月交渉開始。2002年1月「日本・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)」署名。2002年11月発効。2007年9月改定議定書発効。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部は「現地調達比率(=累積付加価値比率)60%以上」と選択可。
メキシコ	締結済	2002年11月交渉開始。2004年9月締結。2005年4月発効。 ⇒鉱工業分野の品目の関税率を10年以内に撤廃。 ⇒日本政府はメキシコをNAFTAへの橋頭堡、米州自由貿易圏への窓口と位置付け。
マレーシア (詳細:マレーシアの項ご参照)	締結済	2004年1月交渉開始。2005年12月締結。2006年7月発効。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」。
フィリピン	締結済	2004年2月交渉開始。2006年9月締結。国内での批准に時間を要したが2008年12月発効。 ⇒フィリピン側は看護師などの日本への就労機会拡大に関心が高い。 ⇒フィリピンでは自動車、繊維製品などが高関税。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」。
チリ	締結済	2006年2月交渉開始。2007年3月締結。9月発効。
タイ (詳細:タイの項ご参照)	締結済	2004年2月交渉開始。2007年4月締結。11月1日発効。 ⇒タイ側の関税引下げスケジュールについては、以下のサイトの195ページ以降を参照。 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex1.pdf ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」。
ブルネイ	締結済	2006年6月交渉開始。2007年6月締結。2008年7月発効。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」。
インドネシア (詳細:インドネシアの項ご参照)	締結済	2005年7月交渉開始。2007年8月締結。2008年7月1日発効。 ⇒日本向け輸出額の93%、インドネシア向け輸出額の90%が10年後に無税に。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」または「現地調達比率(=累積付加価値基準)40%以上」。
ASEAN	締結済	2003年10月FTAの枠組みに基本合意。 ⇒2005年4月交渉開始。2007年5月物品貿易について原則合意(=大筋合意)した。 ⇒2007年11月経済連携協定(EPA)締結で最終合意。日本側は輸入額の9割の関税を即時撤廃。ASEAN6は10年で9割以上の関税を撤廃。2008年4月署名完了。 ⇒2008年12月1日日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーで発効。2009年1月1日ブルネイ、2月1日マレーシア、6月1日タイ発効。 ※原産地規則は原則、「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」または「関税番号変更基準(4桁)」。 ※原産地規則の累積ルールが適用される。
スイス	締結済	2007年5月交渉開始。2009年2月締結。9月発効。
ベトナム	締結済	2009年10月発効。
インド	締結済	2007年1月交渉開始。2010年10月25日経済連携協定締結で正式合意。 2011年8月発効。 ⇒日本からの輸入の約90%の品目の関税を10年で撤廃。 ※原産地規則は原則、「『関税番号変更基準(6桁[=CTH])』と『現地調達比率(=累積付加価値比率)35%』を同時に満たすこと」となっている。
ペルー	署名済	2009年4月交渉開始を決定。2011年5月署名。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/index.html
韓国	交渉中	2003年12月交渉開始。2004年11月から交渉中断。
GCC(※)	交渉中	2006年9月交渉開始。2009年3月第4回中間会合開催。
オーストラリア	交渉中	2007年4月交渉開始。2011年12月第13回会合実施。
環太平洋戦略的 経済連携協定 (TPP)	交渉中	2006年5月シンガポール、ニュージーランド発効。7月ブルネイ発効。11月チリ発効。 2008年3月米国が投資・金融サービス交渉に参加。同年9月米国が包括的参加交渉立ち上げを発表。2008年11月豪州、ペルー、2010年3月ベトナムが交渉参加を表明。 2010年10月マレーシアが交渉参加を決定。2011年11月日本が交渉参加表明。
カナダ	共同研究	2011年2月共同研究開始。2011年7月第3回会合。
モンゴル	共同研究	官民共同研究終了。
日中韓	共同研究	官民共同研究中。
コロンビア	共同研究	共同研究立ち上げに合意。
EU	スコーピング	2011年5月協定対象範囲を検討する予備交渉「スコーピング」の開始で合意。

(出所)各種報道、経済産業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

※GCC=湾岸協力会議。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE

(10) 中国

中国は 2001 年 11 月の WTO 加盟と前後して、ASEAN・香港・マカオとの FTA 交渉を開始した。香港、マカオとの間では全品目の関税が撤廃されている。

ASEAN とは 2002 年 11 月に枠組み協定を締結し、主要国との間で 2004 年 1 月から農林水産物についてアーリーハーベスト（早期関税引き下げ）が開始された。2010 年 1 月には ASEAN 原加盟 6 カ国のノーマル・トラック品目の関税が撤廃される。

パキスタンとの間では 2006 年 1 月からアーリーハーベストを開始している。また、チリとは 2006 年 10 月に商品関税引き下げ協定が発効している。ニュージーランドとは 2009 年 1 月に発効予定。

現在、湾岸協力会議 (GCC)、ニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、南部アフリカ関税同盟 (SACU) と交渉を進めている他、インド、アイスランド、韓国、ペルーと共同研究を開始している。

【中国のFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況	
香港	締結済	2004年1月発効(CEPA)。 ⇒2006年1月1日より香港原産の全品目について関税撤廃(CEPA3)。 ※原産地規則は「加工工程基準」、「関税番号変更基準」、「現地調達比率(=累積付加価値)30%以上」の品目が分かっている。
マカオ	締結済	2004年1月発効(CEPA)。2005年1月補充協定発効。 ⇒2006年1月1日よりマカオ原産の全品目について関税撤廃。 ※原産地規則は「加工工程基準」、「関税番号変更基準」、「現地調達比率(=累積付加価値)30%以上」の品目が分かっている。
ASEAN (詳細ASEANの 項ご参照)	締結済	2002年11月FTAの枠組みに基本合意。 ⇒農林水産物500品目の関税を2004年1月から引き下げ2006年1月ゼロに(アーリーハーベスト) 2004年11月物の貿易に関わるASEAN中国FTA協定署名。 ⇒2005年7月1日からノーマルトラック品目の関税下げ開始。 ⇒原加盟6カ国のノーマルトラック品目の関税撤廃を2010年に達成。 ⇒新加盟4カ国(ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア)のノーマルトラック品目の関税を2015年に撤廃。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
パキスタン	締結済	2005年4月アーリーハーベストの実施について協定締結。 2006年1月アーリーハーベスト開始。2008年1月1日までに対象品目の関税撤廃。 2006年11月調印。2007年7月実施。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」、「現地調達比率(=累積付加価値)40%以上」。 詳細HPご参照。 http://www.commerce.gov.pk/PCFTA.asp
チリ	締結済	2005年11月締結。2006年10月商品関税引き下げ協定発効。2008年4月サービス分野調印。 2010年8月サービス分野発効。
ニュージーランド	締結済	2004年12月交渉開始。2008年4月調印。2008年10月発効。 ⇒2008年10月の発効時点で、中国からニュージーランドへの輸出品目の37%、ニュージーランドから中国への輸出品目の35%の関税撤廃を実行。段階的に別の品目についても関税を引き下げ、2016年までに中国からニュージーランドへのすべての輸出品目の関税が撤廃される。一方、2019年までにニュージーランドから中国に対する輸出品目の関税の96%が撤廃される。 http://www.chinafta.govt.nz/1-The-agreement/index.php
シンガポール	締結済	2006年8月交渉開始。2008年10月署名。
ペルー	締結済	2007年2月共同研究開始で合意。2009年5月署名。2010年3月発効。
台湾	締結済	2010年6月中国-台湾経済協力枠組協定(ECFA)署名。2011年1月発効予定。 早期関税引き下げ品目(アーリーハーベスト)として、中国側が539品目、台湾側が267品目の関税率を引き下げる。
コスタリカ	締結済	2010年4月署名。2011年8月発効。90%の品目の関税を撤廃していく。 http://fta.mofcom.gov.cn/topic/encosta.shtml
SACU(※2)	交渉中	2004年6月交渉開始合意。
GCC(※1)	交渉中	2005年4月交渉開始。2006年1月第3回交渉。
オーストラリア	交渉中	2005年5月交渉開始。2010年2月交渉再開。
スイス	交渉中	2011年1月交渉開始。2011年7月第2回交渉。
ノルウェー	交渉中	2010年12月中国側が無期延期申し入れ。(ノーベル平和賞への報復とみられる)
アイスランド	交渉中	2006年3月共同研究開始。2007年4月交渉開始。
インド	共同研究	2005年4月共同研究開始。
韓国	共同研究	2006年11月共同研究開始で合意。2008年2月第4回会議開催。 2010年9月政府間第1回予備協議。

(出所)各種報道、経済産業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

※1. GCC=湾岸協力会議。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE

※2. SACU=南部アフリカ関税同盟。南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド

○中国－ニュージーランド FTA

2008 年 4 月 7 日、ニュージーランド政府は中国と自由貿易協定（FTA：Free trade agreement）を結んだ。ニュージーランドにとっては、1983 年にオーストラリアと結んだ経済協力緊密化協定（ANZCERTA）以来の国際協定で、中国にとっては最初の先進国との FTA 締結である。本協定はニュージーランド議会の承認を経て、2008 年 10 月 1 日に発効した。ニュージーランド政府の発表によると 2019 年にはニュージーランドから中国への輸出の内 96%の関税が撤廃される。

A. ニュージーランド、中国自由貿易協定の概要

自由貿易協定の下では、2008 年 10 月の発効時点で、中国からニュージーランドへの輸出品目の 37%、ニュージーランドから中国への輸出品目の 35%の関税撤廃を実行。また、段階的に別の品目についても関税を引き下げ、2016 年までに中国からニュージーランドへのすべての輸出品目の関税が撤廃される。一方、2019 年までにニュージーランドから中国に対する輸出品目の関税の 96%が撤廃される。

また、1,800 人の特殊技能を持つ労働者を最長 3 年間、それぞれのセクターに 100 人を上限としてニュージーランドに中国から派遣できるようにする。但し、中国医療師、中国料理人、中国語の教師については 150 人から 200 人まで派遣が可能。更に、ワーキング・ホリデー・スキームを実施し、観光分野などで年間 1,000 人の中国人を受け入れる。

B. 関税引き下げスケジュール

今回発表された関税引き下げスケジュールは以下の通り。段階的に関税が引き下げられ、一定期間後に関税が撤廃される。

- (a) 2008 年 10 月の F T A 発効と同時にニュージーランドから中国への輸出品目の 35.3%について関税を撤廃。関税撤廃品目はファイバーボード、コークス用炭、鉄スラグ、金属のくずなど。
- (b) 2009 年 1 月 1 日より追加でニュージーランドから中国へ輸出品目の 6.0%の関税を撤廃する。羊毛については現在の輸出額の 75%相当の品目の関税を撤廃する。残りについても 8 年間で関税を撤廃していく。
- (c) 2013 年 1 月 1 日よりニュージーランドから中国への輸出品目の 31.2%の関税を撤廃する。主な品目は、乳児用ミルク、ヨーグルト、カゼイン、冷凍魚、メタノール、動物脂肪・油、りんご、ワイン。
中国からニュージーランドへの輸出品目の内、追加で 35.3%について関税を撤廃する。主な品目は、鉄、染付けプラスチック、家具、タイヤ、ペンなど。
- (d) 2014 年 1 月 1 日より追加で中国からニュージーランドへの輸出品目の 4.2%の関税を撤廃する。繊維、衣服、カーペット、履物など。
- (e) 2016 年 1 月 1 日より、追加でニュージーランドから中国への輸出品目の 4.6%の関税を撤廃する。品目は食用肉、オレンジ、オレンジジュース、キュウイフルーツ、羊の皮、羊のための乳搾り機、牛肉。
追加で中国からニュージーランドへの輸出品目の 21.5%の関税を撤廃する。品目は衣服、履物。
- (f) 2017 年 1 月 1 日より、追加でニュージーランドから中国への輸出品目の 2.5%の関税を撤廃する。バター、チーズ、ミルクなど。

(g) 2019年1月1日より、追加でニュージーランドから中国への輸出品目の15.2%の関税を撤廃する。品目はスキム・ミルク・パウダーなど。

(h) ニュージーランドから中国への輸出品目の4.0%にあたる製品及び品目（紙製品、加工木材、麦、砂糖、米など）は今回のFTAの下では関税が撤廃されない。

関税引き下げの事例については、別紙をご参照。

詳細は、以下のサイトをご参照。

<http://chinafta.govt.nz/index.php>

中国からニュージーランドへの輸出品目トップ5に係る関税削減スケジュール

別紙

①	HSコード85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品																関税撤 廃時期
(例)			Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016						
	8535.10.00	ヒューズ	7	5.6	4.2	2.8	1.4	free										2012
	8501.10.00	電動機（出力が37.5ワット以下のものに限る。）	6.5	5.2	3.9	2.6	1.3	free										2012
	*当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。																	
②	HSコード84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品																関税撤 廃時期
(例)			Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016						
	8425.11.00	ブリー、タックル、ホイスト、ウインチ、キャブスタンジャッキ、電動機により作動するもの	7	5.6	4.2	2.8	1.4	free										2012
	*当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。																	
③	HSコード61	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）																関税撤 廃時期
(例)			Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016						
	6101.20.02	オーバーコート	19	16.3	13.6	10.9	8.1	5.4	2.7	free								2014
	*当該品目分類の製品の関税は2016年までに大半が撤廃される。																	
④	HSコード62	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）																関税撤 廃時期
(例)			Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016						
		オーバーコート、レインコート、カーコート、マント																
	6201.11.02	ウールまたは織獣毛製のもの	19	16.3	13.6	10.9	8.1	5.4	2.7	free								2014
	6201.12.02	コットン製のもの	19	16.3	13.6	10.9	8.1	5.4	2.7	free								2014
	6201.13.02	人造繊維製のもの	19	16.9	14.8	12.7	10.6	8.4	6.3	4.2	2.1	free						2016
	*当該品目分類の製品の関税は2016年までに大半が撤廃される。																	
⑤	HSコード94	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物																関税撤 廃時期
(例)			Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016						
	9403.30.00	オフィスで使用される木製家具	7	5.6	4.2	2.8	1.4	free										2012
	9403.40.00	キッチンで使用される木製家具	7	5.6	4.2	2.8	1.4	free										2012
	9403.50.00	ベットの部屋で使用される木製家具	7	5.6	4.2	2.8	1.4	free										2012
	*当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。																	

ニュージーランドから中国への輸出品目トップ5に係る関税削減スケジュール

①	HSコード04	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	関税撤廃時期
	(例)															
	04031000	ヨーグルト	10	8	6	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2012
	04011000	ミルク及びクリームが全重量の1%以下のもの	15	12	9	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2012
	04012000	ミルク及びクリームが全重量の1%を超え6%以下のもの	15	13.5	12	10.5	9	7.5	6	4.5	3	1.5	0	0	0	2017
	04021000	ミルク及びクリーム	10	9.2	8.3	7.5	6.7	5.8	5	4.2	3.3	2.5	1.7	0.8	0	2019
	04051000	バター	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	0	0	2017
		*当該品目分類の製品の関税は2019年までに大半が撤廃される。														
②	HSコード44	木材及びその製品並びに木炭	Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	関税撤廃時期
	(例)															
	40011000	ゴムのラテックス	20	16	12	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2012
	44021000	木炭(竹製のもの)	10.5	8.4	6.3	4.2	2.1	0	0	0	0	0	0	0	0	2012
		*当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。														
③	HSコード47	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	*現在関税ゼロパーセント													
④	HSコード51	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	関税撤廃時期
	(例)															
	51021100	織獣毛及び粗獣毛(カンミヤやぎのもの)	9	7.2	5.4	3.6	1.8	0	0	0	0	0	0	0	0	2012
	51021910	ウサギ、ノウサギの毛皮	9	7.2	5.4	3.6	1.8	0	0	0	0	0	0	0	0	2012
		*当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。														
⑤	HSコード41	原皮(毛皮を除く。)及び革	Base Rate	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	関税撤廃時期
	(例)															
	41012011	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)	8	6.4	4.8	3.2	1.6	0	0	0	0	0	0	0	0	2012
		*当該品目分類の製品の関税は2012年までに大半が撤廃される。														

(11) 台湾

これまで、台湾と FTA 交渉を行うことで、中国との関係が悪化することが懸念される面があったため、主要国においては、台湾と FTA を結ぼうという動きは少なかった。過去には台湾との FTA 交渉を検討したシンガポールが中国との関係を悪化させ、交渉を断念した例もある。

2010年6月に中国－台湾経済協力枠組協定（ECFA）が調印されたことを受けて、環境は変わっており、8月にはシンガポールが台湾との FTA 交渉を検討すると発表している。

現在、台湾が FTA を結んでいるのは、パナマ、グアテマラ、ニカラグア、エルサルバドル・ホンジュラス、中国である。台湾の産業界には、台湾の主要製品であるエレクトロニクス製品等のライバルである韓国が、米国等主要国との FTA を締結すると台湾が不利になるとの危機感がある。

（参照サイト：台湾經濟部国際貿易局：<http://eweb.trade.gov.tw/kmi.asp?xdurl=kmif.asp&cat=CAT4032>）

【台湾のFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況	
パナマ	締結済	2003年8月締結、2004年1月1日発効。 発効後、台湾側6,187品目、パナマ側4,181品目の関税を撤廃。 2014年にパナマ側97%、台湾側95%の品目で関税撤廃。
グアテマラ	締結済	2006年7月1日発効。 グアテマラ側は農産品447品目、工業製品3,509品目の関税を即時撤廃。
ニカラグア	締結済	2006年6月締結、2008年1月1日に発効。 ニカラグア側は3,374品目の関税を即時撤廃。
エルサルバドル・ホンジュラス	締結済	2007年5月締結。台湾エルサルバドルFTAは、2008年3月発効。 エルサルバドル側は3,590品目の関税を即時撤廃。 ホンジュラス側は3,881品目の関税を即時撤廃。
中国	締結済	2009年12月22日、台湾・中国の交渉窓口は、関税を撤廃する「経済協力枠組協定（ECFA）」の交渉開始で合意。2010年6月署名。2010年9月発効。 早期関税引き下げ品目（アーリー・ハーベスト）として、中国側が539品目、台湾側が267品目の関税率を2011年1月1日から引き下げ、2013年1月1日までに撤廃する。
インド	共同研究	締結に向けて両国シンクタンクが検討中。
ニュージーランド	協議	2011年10月FTA締結の可能性検討のための協議をはじめること合意。
フィリピン	協議	双方が意欲。シンクタンクが可能性検討。
インドネシア	協議	双方が意欲。シンクタンクが可能性検討。

（出所）各種報道、経済産業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

○中国－台湾経済協力枠組協定（ECFA）

2010年6月29日、中国と台湾は、関税率の引き下げを含む「経済協力枠組協定（ECFA=Economic Cooperation Framework Agreement、海峡兩岸経済協力枠組み協議）」に調印。中国・台湾での批准を経て、2010年9月12日に発効した。

本協定は、1949年の中・台分断後、初の包括的な協定であり、近年経済的な結びつきが強まっている中台関係の緊密化が今後加速するのは確実とみられる。

本協定では、早期関税引き下げ品目（アーリー・ハーベスト）として、中国側が539品目、台湾側が267品目の関税率を2011年1月1日から引き下げ2年後の2013年1月1日までに撤廃する。2009年の中国・台湾の輸入に関税引き下げ品目が占める比率は、中国側が16.1%、台

湾側が 10.5%と中国側の方が大きくなっており、今回の協定は、中国が台湾に譲歩した内容になっている。

中国側の早期関税引き下げ品目には、石油化学製品、NC旋盤などの工作機械、自動車部品、デジタルカメラなどが入っている。このため、中国側の関税引き下げを見越して台湾中部において日系工作機械メーカーの生産体制強化が進んでいる。

A. 中国側の早期関税引き下げ品目

中国側の早期関税引き下げ品目の概要は以下の通り。

【中国側の早期関税引き下げ品目(539品目)】

分野	品目数	品目名
農水産品	18	活魚、冷凍魚、バナナ、オレンジ、緑茶など
石油化学製品	88	ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリウレタン、塩化ビニル、キシレン、界面活性剤、接着剤、潤滑油、人口皮革など
機械製品	107	工作機械、プレス機械、金属切削用NC旋盤、NCドリル、印刷機械、繊維機械、機械部品など
繊維製品	136	綿布、合成繊維、シャツ、水着、靴下、下着、タオルなど
輸送機器	50	自動車用ギアボックス、ホイール、バンパー、自転車(完成車)、自転車部品など
その他	140	鋼材、セメント、金型、医療用人工関節、デジタルカメラ部品、自動車・自転車用タイヤ、ペンキ、印刷用インクなど

(出所)台湾政府経済部資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

品目の詳細は、以下の URL から「附件 1」で参照可能。

http://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=19038

中国側の早期関税引き下げ品目の関税引き下げスケジュールは以下の通り。対象品目の関税は、協定発効の 2 年後に全て撤廃される。

【中国側の早期関税引き下げ品目の関税引き下げスケジュール】

分類	2009年の関税率 (X%)	関税引き下げスケジュール		
		協定発効時	1年後	2年後
1	$0 < X \leq 5$	0		
2	$5 < X \leq 15$	5	0	
3	$X > 15$	10	5	0

(出所)台湾政府経済部資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

【中国側の早期関税引き下げ品目の2009年の関税率の例】

関税コード	品目名	2009年の関税率(%)
03019999	その他の活きている魚	10.5
08030000	バナナ	10
09021090	緑茶	15
40115000	自転車用ゴムタイヤ	20
70091000	車両用バックミラー	10
82078000	切削工具	8
84592100	数値制御式の金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤	9.7
84195000	熱交換装置	10
85167210	トースター	32
87081000	自動車用バンパー	10
87120020	自転車	13
96062100	プラスチック製のボタン	21

(出所) 台湾政府経済部資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

B. 台湾側の早期関税引き下げ品目

台湾側の早期関税引き下げ品目の概要は以下の通り。

【台湾側の早期関税引き下げ品目(267品目)】

分野	品目数	品目名
石油化学製品	42	燃料油、酢酸、界面活性剤、樹脂など
機械製品	69	圧縮機、送風機、シリンダー、機械部品、熱処理機械、印刷機械、紙処理機械、オフィス機器など
繊維製品	22	綿布、合成繊維、不織布、ナイロン、合成皮革など
輸送機器	17	自転車、自転車部品、ベビーカー、ベビーカー用部品
その他	117	芳香剤、酸性染料、ゴルフ用品、金型、バス・自動車用タイヤ、テレビカメラ、電球、蓄電池、メガネ、腕時計、歯ブラシなど

(出所) 台湾政府経済部資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

台湾側の早期関税引き下げ品目の関税引き下げスケジュールは以下の通り。中国側と同様に対象品目の関税は、協定発効の2年後に全て撤廃される。

【台湾側の早期関税引き下げ品目の関税引き下げスケジュール】

分類	2009年の関税率	関税引き下げスケジュール		
	(X%)	協定発効時	1年後	2年後
1	$0 < X \leq 2.5$	0		
2	$2.5 < X \leq 7.5$	2.5	0	
3	$X > 7.5$	5	2.5	0

(出所) 台湾政府経済部資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

C. 三角貿易を適用対象に

2011年5月23日、台湾経済部・国際貿易局は同日より三角貿易をECFA アーリーハーベスト(台中間経済協力枠組み協議の一部品目の早期関税引き下げリスト)の適用対象に含めることを発表した。その背景としては、三角貿易が台中間の貿易形態に大きな比率を占めることから、そ

れがECFA アーリーハーベットの恩恵を受けられないままでは、貿易促進の効果を最大限に発揮できないと判断したとみられている。

これにより、「海外で受注したものを台湾から中国へ輸出する場合」や、「国内貿易商が受注したものを国内メーカーが中国へ輸出する場合」など、受注が海外か国内かに関係なく、また受注元と製造元が異なる場合でも関税引き下げの恩恵を享受できるようになる。日本企業が中国で受注したものを台湾から中国に輸出する場合にも活用できる。

しかし、第3 国より輸入した原材料などを使う場合、依然として特定原産地規制（Product Specific Rules、PSR）で決められている「原産地比率（台中間での現地調達比率）」を充足する「台湾製品」にしか原産地証明書は発行されず、またECFA 原産地証明書に記載されている輸出商が台湾で・輸入商が中国でそれぞれ登録されていることが義務付けられている。

今回の制限緩和により、ECFA アーリーハーベットの適用対象となる製品項目に占める三角貿易の比率が増加すると共に、台湾メーカーの受注拡大にもつながると期待されている。

関連サイト：

中華民国經濟部

http://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=19038

(12) 韓国

2011年7月韓国-EUのFTAが発効した。発効後、EUは5年以内、韓国は7年以内に鉱工業品の関税を全廃する。本FTAの効果で、韓国のスーパーマーケットでは欧州製品の陳列が増えている。

韓国-EUのFTA発効により、EUへの輸出において3年後に韓国からEUへの乗用車輸出関税率が現在の10%から0%に下がるなど、日系企業が韓国系企業比不利になる。また、EUは韓国への機械製品の輸出拡大に期待している。2010年1月には韓国-インドFTAも発効している。

2012年には米国との2国間FTAが発効する予定である。本協定は2007年6月に署名していたが、韓国側の批准が遅れていたもの。2011年11月に批准が完了した。本FTAの活用と、円高による影響回避のため、一部の日系自動車メーカーで、米国での生産車を韓国に輸出する動きがでていいる。韓国の自動車部品には最大4%の関税が即時撤廃されるものがある。韓国側ではシンクタンクが、米国からの輸入増により特に畜産業が影響を受けると試算している。

日韓FTA交渉は2004年11月から中断している。日本と韓国との貿易は、日本から韓国へは輸出超過となっている。このため、これまで韓国は日本とのFTAには消極的である。

韓国・中国間の貿易は、韓国の輸出超過になっており、韓国・中国間のFTAが締結されれば韓国企業にはメリットが大きいと考えられる。このため、韓国は今後、中国とのFTA交渉を開始するとみられる。韓国が中国とのFTAを意識している背景には台湾が中国との「経済協力枠組協定（ECFA）」を締結し、早期関税引き下げ品目の関税引き下げが開始されていることもある。また、オーストラリアとのFTA交渉も進んでいく見込みである。

【韓国のFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況	
チリ	締結済	2004年4月発効。
シンガポール	締結済	2006年3月発効。
EFTA	締結済	2006年9月発効。
ASEAN	締結済	物品協定2007年6月発効。タイとは2009年2月署名。 サービス協定2009年5月発効(タイ、インドネシア、カンボジア、ラオスを除く)。 投資協定2009年6月発効。
米国	締結済	2007年6月署名。2011年11月韓国が批准。2012年1月以降に発効予定。 発効後、5年で貿易額の95%、10年でほぼ全量が無税に。 http://www.ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/korus-fta/final-text
インド	締結済	2006年3月交渉開始。2010年1月発効。
EU	締結済	2007年5月交渉開始。2010年10月締結、2011年7月1日発効。 発効後、EUは5年以内、韓国は7年以内に鉱工業品の関税を全廃する。 自動車分野の原産地規則はEU基準の40%より高い45%に設定されている。 http://ec.europa.eu/trade/creating-opportunities/bilateral-relations/countries/korea/
ペルー	締結済	2009年3月交渉開始。2010年8月合意。2011年3月署名。2011年8月発効。 発効10年後に金額ベースで全ての物品関税を撤廃。 http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=12&boardid=302&seqno=310226
カナダ	交渉中	2005年7月交渉開始。
メキシコ	交渉中	2006年2月交渉開始。
日本	交渉中	2003年12月交渉開始。2004年11月交渉中断。
GCC	交渉中	2008年7月交渉開始。2009年7月第3回交渉。
オーストラリア	交渉中	2009年5月交渉開始。2010年5月第5回交渉。
ニュージーランド	交渉中	2009年6月交渉開始。
トルコ	交渉中	2008年6月共同研究開始。2010年4月第1回交渉。
日中韓	共同研究	2001年1月共同研究開始。
メルコスール	共同研究	2005年5月共同研究開始。2007年10月完了。
中国	共同研究	2006年11月共同研究開始で合意。2008年2月第4回会議開催。 2010年9月政府間第1回予備協議。
ロシア	共同研究	2007年10月共同研究開始。
SACU	共同研究	2008年12月民間共同研究開始で合意。
コロンビア	共同研究	2009年3月民間共同研究開始。
イスラエル	共同研究	2009年5月民間共同研究開始で合意。
ベトナム	共同研究	2011年12月共同研究完了。2012年から交渉開始予定。

(出所)各種報道、経済産業省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

(13) 環太平洋経済連携協定 (TPP)

環太平洋経済連携協定 (TPP = Trans-Pacific Partnership Agreement)は、当初4カ国ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの経済連携協定としてスタートした。このFTAには、環太平洋経済連携協定として、2008年9月に米国、2008年11月豪州とペルー、2010年3月ベトナム、2010年10月マレーシア、2011年11月に日本が参加を表明しており、参加国は10カ国に拡大している。マレーシアの参加により他のASEAN諸国もTPPに参加し、環太平洋諸国を包含する広域FTAとして拡大していく可能性もある。

日本国内では、関税引き下げによる農林水産物への影響を懸念する声が出ていたが、2011年11月野田首相が交渉参加を決断した。現在、TPP交渉に加わっている国と、日本とのFTA交渉状況は以下の表の通り。この表から、日本においてTPPによるFTAが発効するとこれまで二国間FTA未締結の「米国、オーストラリア、ニュージーランド」との自由貿易の効果が大きいことがわかる。

日本企業にとっては、主に、1. 日本から米国、オーストラリアへの工業製品輸出、2. 米国から日本への工業製品輸出、3. 米国・オーストラリアから日本への農産品・農産品加工品の輸出、にビジネス・チャンスが生じると考えられる。2. の米国から日本への工業製品輸出については違和感があるかもしれないが、円高が進行する中、米国から日本への工業製品輸出の可能性もありうる。

2011年12月、韓国の外交通商相は TPP について「TPP の参加国は既に韓国が FTA を結んだ国が交渉中の国が多く、韓国が今すぐ TPP 交渉を開始しなければならない経済的理由は少ない」と述べている。また、中国、日本との FTA 締結には前向きな発言を行っている。

【環太平洋経済連携協定(TPP)参加諸国と日本との二国間FTA発効・署名・交渉の状況】

No.	相手国・エリア	日本との二国間FTA締結・交渉の状況	
1	ブルネイ	発効済	2008年7月発効。
2	チリ	発効済	2007年9月発効。
③	ニュージーランド		
4	シンガポール	発効済	2002年11月発効。
⑤	米国		
⑥	オーストラリア	交渉中	2007年4月交渉開始。2011年2月までに12回交渉会合開催。
7	ペルー	署名済	2009年4月交渉開始を決定。2011年5月署名。
8	ベトナム	発効済	2009年10月発効。
9	マレーシア	発効済	2006年7月発効。

(出所)各種報道、外務省ホームページ等より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成
※③、⑤、⑥の国とのFTAは関税引き下げメリットが大きいと考えられる。

(14) 日中韓 FTA

2011年12月には韓国の外交通商相が日中韓の FTA に積極的な発言を行っている。また、近く作業が終了する日中韓 FTA 共同研究において、交渉開始が推奨される見込みである。その後、2012年春の日中韓首脳会談において、日中韓 FTA 交渉開始が確認されるとみられる。

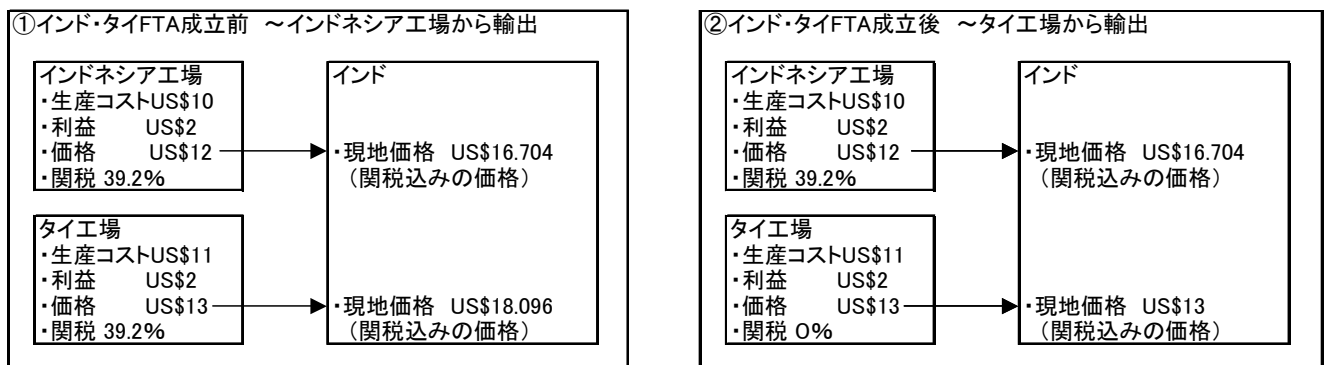
日本は、これまで日中韓 FTA よりも「日中韓に ASEAN とインド、豪州、ニュージーランドを加えた 16 カ国の広域 FTA 交渉」を優先する姿勢であったが日中韓 3 カ国での交渉も同時並行で検討される可能性がある。

4. アジア進出日系企業へのFTAのインパクト

二国間や地域間のFTAの成立により企業にとっては、①関税引き下げのメリットが生じるケース、②FTA対象エリアに進出していないため対象エリア内の競合他社比競争上不利になるケース、が考えられる。FTA成立による関税率変更が自社製品の原料・部品調達や製品輸出にどのような影響を与えるか個別品目毎にコスト・メリット計算が必要。またAFTAのところで述べたように実際に申請や原産地証明の取得が煩雑でないかなども要検討事項となる。

【FTAのインパクト検討の例】

- ・A社はタイとインドネシアに工場を持つ
- ・現在、生産コストの安いインドネシアからインドに商品Bを輸出中
- ・インドとタイのFTA成立で商品Bのタイからインドへの輸出関税がゼロになった



※②のタイ工場からの輸出で関税0%のメリットを受けるにはタイにおける現地調達率が40%か50%必要(いずれかは未定)

5. FTA 関連用語

- (1) **自由貿易協定 (FTA : Free Trade Agreement)** …①**自由貿易協定 (FTA)** とは加盟国間の関税・数量規制を撤廃する協定。さらに②**関税同盟 (Customs Union)** と③**中間協定 (Interim Agreement)** まで含めてGATT・WTOでは「地域貿易協定」と総称している。普通、FTAという場合は、①②③を総称していることが多い。関税同盟とは加盟国間の域外への関税率・通商規則を同一にするもの。EU、EUとトルコなどの諸国、南米南部共同市場(メルコスール)などがある。GATT24条では地域貿易協定の条件として、①加盟国間の実質上の全貿易について関税その他の制限的通商規則を廃止すること(24-8-1)、②非加盟国向けの障壁を加盟国の協定成立前の水準より高めない(24-5-a)、③中間協定は例外的な場合を除き10年を超えるべきではない(24-5-c、24-8-a-i)、などを示している。
- (2) **経済連携協定 (EPA : Economic Partnership Agreement)** …貿易自由化だけでなく、投資自由化や様々な二国間協力を含む協定を経済連携協定と表現している。日本がはじめて締結したFTAであるシンガポールとの間でのFTAは広範な協定であるため「日・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)」という呼称になっている。その後締結されている日本とASEAN諸国との協定も経済連携協定(EPA)である。
- (3) **原産地規則 (ROO : Rules of Origin)** …FTA締結国間の自由貿易の対象品目は、締結国間の原産品に限定される。そうしないとFTA成立で第三国の製品が締結国を經由して流入するためである。原産地要件には、①関税番号変更(タリフジャンプ)要件(CTC=Change in tariff

classification)、②現地調達比率(ローカルコンテンツ)要件(VA=Value-Added Rule: ie. Local content rule)、③加工工程基準、があり、①と②の両方が採用されているFTAも多い。①は当該国内で、原材料・部品の関税分類から最終製品の関税分類が一定以上変更されていれば最終製品を当該国の原産品と認めるもの。②はある物品の一定割合以上の付加価値が当該国内で付加されていれば当該品を締結国の原産と認めるもので、累積付加価値基準とも呼ばれる。②は付加価値条件がクリアされているかどうかの判断があいまいになりがちのため、①の方が正確・客観的とされる。AFTAの原産地規則には②が採用されており付加価値の割合は40%と低いためAFTAは自由度の高いFTAとされる。

【①の例】 水 + モルト + その他 = ビール
 Water + Malt + Other inputs = Beer
 11 25, 32 2203

【②の例】 現地調達比率40%以上のものを当該国原産品と認めるケース
 ・モルトを成分としたスパークリング飲料(このケースでは現調率70%[=下線])

砂糖 + ビール + ジュース(輸入) + 人件費 + 利益 = スパークリング飲料
 Sugar + Beer + Juice(import) + Manpower cost + profit = Sparkling beverage
 US\$1 2 3 3 1 US\$10

なお、輸出する製品が輸出国で生産されたものであることを証明するためには、輸出国側で「特定原産地証明書」を取得する必要がある。この証明書は各国の商工会議所が発行する。

- (4) **HSコード(Harmonized System codes)**…貿易される物財を分類する国際基準である。個別品目の関税率を決めるのに利用される6ケタもしくは8ケタの数字で示されるもの。企業の方が自社製品の関税率を調べるには、まず自社製品のHSコードを知ることが必要となる。
- (5) **自由貿易協定の効果**…自由貿易協定の「貿易に与える効果」は静態的效果「①貿易創出効果、②貿易転換効果、③交易条件効果」と動態的效果「④市場拡大効果、⑤競争促進効果」に分けられる。近年重視されているのは動態的效果「市場拡大、競争促進」が加盟国にも非加盟国にもメリットを与えることである。
- ① 貿易創出効果…FTA加盟国間の貿易障壁撤廃により加盟国間の貿易が創出される効果
 - ② 貿易転換効果…FTA成立でFTA外の国からの効率的な輸入が非効率的な加盟国の輸入に代替される効果
 - ③ 交易条件効果…加盟国間の貿易量拡大が非加盟国に影響し加盟国の交易条件を改善させる効果
 - ④ 市場拡大効果…貿易障壁撤廃で市場が拡大し、生産・流通において規模の経済性実現と最適立地が可能になる効果
 - ⑤ 競争促進効果…市場統合により加盟地域内の寡占産業において競争が促進され効率的な生産が実現する効果

自由貿易の投資に与える効果には「投資転換効果」がある。FTAによる域内市場形成をターゲットとした投資の流入が生じる他、域内で効率的な生産が可能になれば輸出を目的とした投資も増加する。

- (6) **GATT (General Agreement on Tariffs and Trade : 関税と貿易に関する一般協定)**・・・1947年創設。最恵国待遇が重要な原則。加盟国増加と共に交渉が難しくなり第6回のケネディーラウンド以降加盟国が集まり、原則全品目の関税を対象とする関税交渉が行われるようになった。東京ラウンドで非関税障壁を削減、ウルグアイ・ラウンド(1986～1994)での農業・繊維・サービス分野の自由化を推進した。
- (7) **WTO (World Trade Organization : 世界貿易機関)**・・・GATTは協定であり機関ではなかった。WTOは1995年1月にGATTを機関組織に引き上げたもの。
- (8) **GATS (General Agreement on Trade in Service : サービス貿易に関する一般協定)**・・・WTO協定の一部。金融、運輸、電気通信などサービス貿易に関する各国政策についての規定。
- (9) **最恵国待遇 (MFN : Most favored nation clause)**・・・通商交渉の結果、決まった関税・投資条件を第三国にも供与すること。GATT第1条で定められている。逆にいうと加盟国が特定国との間でのみ関税を引き下げることが許されない。FTAは最恵国待遇の例外となっている。これはFTA締結で貿易自由化が推進されるというメリットがあると考えられるためである。
- (10) **早期関税引き下げ措置 (アーリーハーベスト)**・・・FTA実現に先立ち特定品目の関税を前倒しで引き下げること。中国がASEAN諸国に配慮して農産品の関税を下げる、インドとタイのFTAで82品目の関税下げを先行するなどの動きがある。
- (11) **授権条項 (Enabling Clause)**・・・開発途上国に対する貿易上の特別待遇の根拠になるもの。GATT第1条最恵国待遇の例外と見なされている。1979年東京ラウンドで合意された。GATT24条との関係は明確でない。開発途上国のみで加盟国が構成されるFTAについては授権条項とGATT24条の両方を勘案しWTO貿易開発委員会(CTD)が審査する。AFTAなどは授権条項に基づくFTA。
- (12) **スパゲティー・ボウル現象 (Spaghetti Bowl Phenomenon)**・・・FTAが各国・各地域で数多く形成されると協定間の関係が煩雑になりスパゲティーがもつれるように通関システムに不都合が生じるという意見。バグワティー教授(Jagdish Bhagwati、現米国コロンビア大学教授、貿易理論専攻の経済学者)が名づけた。
- (13) **源泉統合計画 (ISI : Integrated Sourcing Initiative)**・・・米国・シンガポールFTAにおいて取り上げられた概念。原産地規則は通常締結国間に適用されるが、米国・シンガポールFTAにおいてはIT製品と医療機器の合計152品目がISI品目としてシンガポールから米国に無税で輸出できることになった。

6. FTA 関連サイト

《 FTA 関連サイト 》

ASEAN事務局：<http://www.aseansec.org> …AFTA、AICOスキーム、各国とのFTA交渉

「Framework Agreement On Comprehensive Economic Co-operation Between The Association Of South East Asian Nations And The Peoples Republic Of China」ASEAN事務局 <http://www.aseansec.org.13197.htm>

シンガポール政府FTAサイト：<http://www.fta.gov.sg/index1.htm>

経済産業省FTAサイト：http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html2/1-souron7.html

外務省 経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）サイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>

インド政府商工業省サイト：<http://commerce.nic.in/thailand.htm> …インド・タイFTA

オーストラリアのFTA <http://www.fta.gov.au/>

タイのFTA http://www.thaifta.com/english/index_eng.html

オーストラリア・米国 FTA についての米国側のサイト

http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Australia_FTA/Final_Text/Section_Index.html

本レポートに関するお問い合わせ先

国際企画部 情報戦略グループ 北村広明

E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

TEL：（東京）03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。